矯正図書館

刑政

第四十四卷　十月號　第十號

卷頭言	正木亮	2
教育と教育刑の觀念(下)	木村龜二	4
少年行刑の基調(上)	東邦彥	16
司法保護を中心としての救護法論(上)	吉田律	35
個人的刑法と社會的刑法	武藤文雄	42
犯罪研究の科學化	尾後貫莊太郎	49
死刑は危險な虚僞の手段だ	マツクス・フレツシユ	54
ギヤング剿滅にニューヨーク市起つ		58
海外時報		62
行刑小話	玖波文一郎	72
ラヂオ體操の教化的價値に就て	武藤亘	79
指紋の研究に就て	出口米吉	82
全國刑務所の沿革(四)		109
海外異聞錄——讀者の頁——刑政俳壇——家庭の頁		
敍任辭令——雜報其他		

財團法人　刑務協會　發行

矯正図書館

刑政

第四十四卷
第十號

刑政第44巻第10号
矯正図書館

ザンギリ行刑に對する闘爭

囚人のザンギリに對して闘爭を起した開祖はイリノイ州の知事であつたジョン・レイノルヅ John Reynolds であつた。一八九七年氏はその著「わたくし自身のタイム」My Own Times の中にかういつて居る。「笞とザンギリと烙印とはあまりに殘忍でありあまりに野蠻である」と。さうして氏はその三者を廢止することが文化の當然の要求だと考へたのである。

その三つの要請の中で笞と烙印とは殆んど現代國家からその足跡を消して了つて居る。前者は殊に人道主義を背景として後者は主として自由刑の目的の上からその廢止が實現されるに到つたのである。

ひとり何故に、ザンギリ丈けは行刑の上からその姿を隱さぬのか。わたくしはその點に關し現代の行刑思潮を綜合して、玆にザンギリ行刑論を論じて置き度いのである。

わが行刑に於てザンギリが固守されて居る根據として二つの理由を擧げることが出來る。その一は衞生上の問題からである。傳染性の禿頭病、白くも、かさ等はたしかにザンギリによつて防壓することが出來るといふのがそれである。その二は名譽上の問題からである。刑罰は痛苦である。それによつて社會をいましめ、それによつて本人に刑罰の害惡を意識せしめようとするのがそれである。

わたくしは第一の點に立つて敢てザンギリを排斥しようとするものではない。否、その慣習に生活する日本人社會に於てはむしろそれは極めて平凡なる事實である。

されど、第二の點に立つて觀察するときそこに一言なくては濟まぬのである。「今日のわが法律社會に於てザンギリ强制すべきか。若しもわれわれの頭髮に對しわれわれの意に反して、斷髮を强行するものがあればそれは刑法の處罰するところである。しかく、法律の保護するところの頭髮に對して監獄法が各人の意に反して斷髮を强制することは、最早自由刑の領域を遙かかなたに超えて居るのである。

ブエンニンガーはザンギリを以て名譽刑の一種だと見たが、われわれの刑罰系統において自由刑は名譽刑と異れる領域である。この二個の刑罰を混同せしめないところに現代の罪刑法定主義が成立し得るのである。

われわれが犯人を改善する場合に於て、抑壓すべからざるを抑壓するときそこに事業の失敗を伴ふのである。今日の監獄法はザンギリと之に類する、幾多の改良點なきか。

わたくしは最近の立法に於て將に行刑からザンギリ强制の幾多の事例を見るが、それは決していたづらなる人道主義を背景とするものではなくて、刑罰系統の是正、換言すれば改善刑の前提としての罪刑法定主義の立て直しなのである。

わが風俗として行刑にザンギリを奬勵することはよろしい。しかし、それを强行することは頭髮に對する人々の意思を抑制する惡法である。

わたくしは玆にザンギリを機緣として監獄法に於ける人類天賦の權利を剝奪する諸點を排斥すべきことを强調し、それによつて行刑目的遂行の確固たる前提をつくりたいのである。

昭和六年九月十四日夜

正木亮

刑政第44巻第10号
矯正図書館

教育こ教育刑の觀念（下）

木村龜二

一 教育と刑罰
二 知的教育と社會教育
三 社會教育に於ける教育刑の地位（以上前號）
四 人と人との關係としての教育刑
五 教育刑の科學的技術的基礎
六 結語

四

教育刑の內容たるところの社會教育の概念とその普通教育.保護矯育等の教育全体に於ける地位及びこの社會教育の中に於ける自由刑の地位については右によつて大体理解せられたことと思ふ。そこで次に、特に自由刑に於ける被教育者たる受刑者と行刑官との關係について考察したい。若し行刑官を中心にして考察するならば問題は二箇に分れるであらう。第一は行刑官の資格の問題であり、第二は行刑官と受刑者との關係についての問題である。

先ず行刑官の資格について教育刑が持ちつつある要求は、行刑官が行刑の何であるかについての意味と價値とについて充分の認識と理解とを有することである。この點について、ドイツの「自由刑執行の原則」第九條は模範的規定とせられて居る。それには曰く「專任の刑務官は刑務所の事務につき理論上及び實際上の教育を受けたる者のみを以て之に任ずべきである。但し、受刑者の處遇に任ぜざる官吏はこの限に非ず。實際上の教育とは刑務所事務及び行刑の一切の細目に亙り根本的な知識を與へることである。理論上の教育とは特に受刑者の認定及び處遇に付必要なる限度に於ける教育學的及び精神病學的問題に及ぶべきである。釋放せられたる受刑者に關する事項に付ても亦特に重要性が置かれねばならぬ。官吏に對しては右の外刑法及び刑事訴訟法の大綱につき知識が持たしめられねばならぬ」と。

從來の應報刑の非人道的性質は、何よりも先づ第一に、それが刑を以て應報本能なりとすることによつて、刑の執行に就事する者をして行刑の何たるかの積極的價値について無關心であり且つその合理的基礎について無反省であることを非としないものであることから來て居る。そこには何等の理念もなければ、光明もない。唯だ變態的に歪められた人間の本能的慘虐性が法の範圍內で盲目的.無制限的に、放置せられるだけであつた。現代に於ても、應報を以て刑罰の目的として理論上認めることは、行刑の實際に於て依然としてかかる人間の慘虐性の行使を是認せねばならぬこととなる。教育刑が應報論に對して批判するのは實にこの點についてである。

かくて、應報的行刑の廢滅を條件として始めて可能となるとせられるところの教育刑はその適用の第一として、ここに行刑の何たるかについて行刑官自身を教育することが必要であるといふ結論に到達したのである。イギリス、ドイツ、ポーランド、我が國等に於て刑務官養成所乃至教習所が經營せられ、又最近アメリカに於て同一運動が擡頭しつつあるのは、教育刑のかかる要求の實現過程に外ならぬのである(一)。

次に、教育刑の立場からは、刑務官の受刑者に對する態度は如何なるものであらねばならぬであらうか。先づ第一に問題となるのは、事實上、果して行刑官は個人的に受刑者を教育する能力を有するものであるかといふことである。教育刑といへば直ちに行刑官が個人的に受刑者を教育することなりとせられるならばそれは未だ適當ではない。受刑者の中には偶發的機會に一時的誘惑に陷ることによつて犯罪を爲すに至つたところの所謂偶發犯人が多く、彼等の間にはその教育の程度に於て刑務官に劣らざる者も少くない。又、單に知的教育といふ點から謂つても、確信犯人の如きに在つては、行刑官と受刑者とは個人的には全然思想を異にするものであつて、兩者がその思想を固執する限り、受刑者に對する行刑官の教育は困難であること小野教授の指摘せられるとほりである(二)。然し、教育刑は個人としての行刑官が個人的に受刑者よりも優秀であることを前提とするものではなくして、受刑者が教育刑の內容たる社會教育の要求に從つて處遇せられることをその根本的態度とするものである。從つて、右の如き場合に於ては先づ受刑者を人として處遇することがその根本的要求であらねばならぬ。

然らば、第二に行刑官が教育刑の立場から受刑者に對する場合、如何なる教育思想を以て之に對すべきであるか。この點について、私は次の如く述べたことがある。曰く「刑罰が教育であると謂へばとて教育といふことを以て或る一定の時代と社會との固定した格言を教へ込むといふ狹いものと解することは避けられねばならぬ。刑罰が教育であるといふのは、受刑者に對して行刑吏員が自己の任意の教育思想を押しつけることを意味するものではない。それは不幸なる環境の影響によつて犯罪を犯した者をして再び環境の犧牲とならぬやうに援助することを意味するに外ならない」と。又「教育刑とは刑罰の代りに、否、刑罰を排除して教育だけにしようといふ思想である。而かもその教育とは行刑吏員の偏見や支配階級道德を受刑者に强制することではなくして、受刑者をして獨立の社會人たらしむることを援助することにある」と(三)。このことも教育刑の內容が社會教育であつて、行刑官が個人的に任意に欲する教育であつてはならぬことからの當然の結論である。

社會教育とは、既に述べた如く、人を人にまで造り成すことである。從つて、その根本的條件は人を人らしく處遇することであらねばならぬ。かくて、教育刑の理念の下では、行刑官の任務は教育刑の內容たる社會教育の要求の下に行動することを第一とし、かかる要求に一致する限りに於て彼の行動は意味を有するのである。行刑官が個人的立場から受刑者を教育することに對することが根本的要件である。又、受刑者も教育刑の內容たる社會教育の要求どほり人間

として行刑官に對すべきである。かくて行刑官も受刑者もともに社會教育としての教育刑の下に於ては先づ第一に、人として、平等の立場に立つことならねばならぬ。何となれば、行刑官も社會教育の要求するところに基いて行刑事務に從事せねばならぬのであるし、受刑者も、亦、社會教育の要求するところに從つて自己の行動を規定する義務を有するものとして行刑に服さねばならぬからである。かかる教育刑の理念の下に於て始めて行刑官と受刑者とは相互に「人と人との關係」に於て立ち得ることとなるのである。

行刑が人と人との關係である(四)と謂はれるのはかかる意味に於てのみ意味がある。何となれば、人を人に造り成すためには教育者と被教育者とが人と人との關係に立つてのみ可能であるからである。受刑者の意思を無視したり若は之に反して彼を權威の下に屈服せしめることを內容とする應報刑に於ては、行刑官と受刑者との關係は人と人との關係ではない。それは人と物との關係である(五)。そこでは、行刑官は專ら、國家の刑罰權の主体若はその機關としてこの刑罰權の行使即ち行刑の客体としての受刑者に對するのである。然し、かく受刑者を客体として取扱ふ限り、教育刑は成立し得るものではない。教育刑に於ては、受刑者も亦一箇の主体として處遇せられねばならぬ。ドイツの「自由刑執行の原則」第四十八條に於て、受刑者は之を「人間らしく」(menschlich)處遇せねばならぬとあるのはかかる意味を表示したものである。又、牧野博士が「犯罪人はそれが犯罪人である前に人である(六)」といはれるのもこの意味である。

かくて、教育刑の下では、もはや行刑官は單に國家の刑罰權の主体若はその機關としてその客

体たる受刑者に對して立つべきではなくして、社會教育の主体として他の主体たる受刑者と協同的關係に立つものでなければならぬのである。オッテンハイマー女史は、行刑官と受刑者とのかかる關係を「同僚的權威的關係」であるとして居る。そして、教育刑の下に於ては、從來の「固定したる權威的關係 (erstarrte Autoritätsverhältnisse) の代りに一の同僚的權威的關係 (ein kameradschaftlich-autoritatives Verhältnis)」が成立せねばならぬことを論じて居る(七)。勿論、それによつて行刑官の指導的地位が失はれると考へるべきでない、その指導的地位が指導される者との關係に於て人と人との關係を根柢とすべきであることを意味するに外ならないのである。

かく我々は教育刑の理念の下に於ては行刑官と受刑者との關係は社會教育の參加者として平等なる人と人との關係であらねばならぬことを認識する。然らば、この社會教育の方法は如何なるものであるかといふに、それは經驗と科學とを基礎として建設せられ且つせられつつあるものである。教育刑が科學的行刑であるといふのはその意味である。從つて、又、行刑官の教育といふこともかかる科學的行刑に關する教育であり、かかる科學的行刑の体得といふことの中に眞に行刑官の人格が完成せられ、かかる人格による行刑が教育刑の理念であるのである。

(一) 拙稿『歐洲に於ける最近の行刑思潮』(刑政第四三卷第一一號第二三頁以下)、『英米に於ける刑務吏員の教育』(志林第三三卷第一號)、『刑事司法機關の豫備教育』(志林第三一卷第七號)。常盤學士『教育刑の回顧と展望』刑政第四四卷第二號第一六頁以下)。

(二) 小野教授『行刑法上の基本問題』法律時報第三卷第四號第一〇頁)。

(三) 拙稿『アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向』(刑政第四三卷第二號第一九頁)『プ

ロシヤ新累進制の思想的背景(刑政第四三巻第九號第一二頁)。

(四) 正木學士の主張せられるところ「行刑上の諸問題」第五四頁、其の他、參照。

(五) Liepmann, Monatschrift, Beiheft 1, 1926, S. 59.

(六) 牧野博士「刑法に於ける法治國思想の展開」第五一二頁。

(七) Ottenheimer, Sozialpädagogik im Strafvollzuge, 1931, p. 15.

五

教育刑は單なる理念ではない。それは同時に方法である。教育刑の方法は一の科學的な組織と体系とを持つたものとなりつつある。勿論、科學には發達はあるが完成といふものはない。かかる意味に於て科學的行刑としての教育刑の組織も經驗の中から發達せしめられて來たものであり、更に經驗に基いて發達せしめられつつある。先づ、假出獄の制度が出來上つた。それから、不定期制が成立せしめられた。累進制、囚人自治制が確立せられた。刑務委員會の制度が生れた。最近には、人格調査、囚人の分類の制度が發達せしめられつつある。これらは、總て、受刑者をして再び社會人と成し、社會の一員としての人にまで養成するために經驗と科學とから案出せられたところの大規模の技術的組織としての教育刑(一)の重要なる骨組である。これらの教育刑の技術的科學的組織は謂ふまでもなく、應報刑の批判の中から發達せしめられて來たものである。それは、悉く、本能を主とし感情を本とせんとする非合理的な應報刑論の持ち能はなかつたものである。既に述べたやうに、小野教

授は、教育刑論を警戒して、それが「刑は教育であるといふ理念のみを基礎として刑事司法及び行刑の實踐を律せんとする」ことは「自己欺瞞」に陷る處があるとせられたのであるが(二)、それは教育刑の技術的方面を顧慮せず若は技術的方面を實現することを怠つて唯だ言葉の上でのみ教育刑を稱へることの非を警告せられたものとして充分尊重すべきではあるが、私はここに教育刑論が「刑が教育であるといふ理念のみを基礎として」刑事司法・行刑を論ずるものでないことも明らかにして置かねばならぬ。教育刑は理念と科學との結合として技術的基礎の上に立つ一の体系に外ならないのである。

そこで、更に進んで、かく教育刑を科學的基礎の上に置かんとして最近採用せられつつある制度の一として受刑者の人格調査の持つて居る意味について若干の考察をめぐらして置かう。特に、人格調査の制度が重要な意味を持つのは、最近の「假釋放審査規程」(三)によつて本制度が採用せられ、日本の行刑を新たに一歩教育刑の方へ推移せしめるものがあつたからである。

受刑者の人格調査は、始めは、これによつて犯罪の心理的・人類學的原因を確定するといふことが直接目的であつたらしい。それが段々と調査の結果を基礎として犯人に對する處遇を決定するといふための手段として用ひられるに至つたのである。例へば、シン・シン監獄の精神病的調査はこれによつてミューチュアル・ウェルフェア・リーグ(福祉團)の成功の障害の原因となつて居た精神的缺陷者を發見し、これを除外せんとする目的から來たものである(四)。又ドイツに於て行はれつつあるところの調査についても、バイエルンの生物學的調査はこれによつて教育可

能者と不可能者とを區別し、累進制を適用すべきものと然らざるものとを區別せんとするに在つたし(五)、又、プロイセンの階級行刑令の人格調査もこれによつて犯人の分類を爲し、累進制適格者を其の他の者と區別せんとする目的の下に立てられて居るのである(六)。更に、ベルヂクの人類學的調査の重點は、これによつて受刑者の分類を爲し、各受刑者に最も適應した設備と改善處置とを講ずることが目的とせられて居る(七)。

然るに、これらの人格調査の中には、例へばバイエルンのそれの如く、短期間に犯人の改善可能か否を決定し得ると考へるに傾く缺陷を藏して居つた。それで、人格調査はそれが繰返して行はれねばならぬといふこと及びその新な調査に基いて既に行はれた分類と處遇とを常に改めて行くことにせられねばならぬことが明らかにせられて來た。かくすることによつて、受刑者に關する益々正確なる認識の下に、之に處遇を應化せしむると同時に、處遇を不必要とするに至つた受刑者が釋放に適するか否の認定及び釋放後の保護の方針決定が可能となるわけである(七の一)。ベルヂクの制度はかかる特徴を最も多く持つたものであると謂へるであらう。我が「審査規程」も、受刑者が釋放に適するか否かを審査する方面に重點を置いて、特に第二條の身上關係即ち生物學的・心理學的・社會學的方面の調査を六箇月毎に更新することを規定して居る(第一八條)。我々は、かくて、本規程を以て、行刑を科學的基礎の上に建設せんとする教育刑の實現の試みとして重大なる價値ある立法と認めねばならぬ。然し、それと同時に、技術官の養成は勿論、更に規程第二條の調査の趣旨が受刑者の分類と累進制の根柢とに徹底せられること、及び、それ等

總ての行刑をコントロールするところの中心機關として、諸種の技術家・社會事業家を加味したる刑務委員會の制度が確立せられることを期待せねばならぬであらう。

又、我々は人格調査の制度の運用者に對して二箇の誤解を警戒せねばならぬ。第一は、人格調査は受刑者の改善の爲めに、從つて彼の善き性格を促進發達せしめる爲めに、行はれるのでなければならぬことである。從つて、それによつて徒らに受刑者の缺陷と惡しき性格のみを摘發して彼をして釋放を困難ならしめるものであつてはならぬ。第二は、人格調査は受刑者の全人格を調査するものであつて、その爲めには犯罪行爲が中心とせらるべきでないことである。ペトルチルカの謂ふ如く、「我々は多くの場合犯人の人格によつて彼の犯罪行爲を理解し得るものであるが、彼の犯罪から遡つて彼の人格を理解することは決して出來るものではない」(八)。又「總ての人間の行爲はその全人格からのみ理解し得るものであるやうに、犯罪の根本も唯だ受刑者の全性格からのみ理解し得るのである。そして、この全性格の理解を得ることが受刑者の人格調査の目的であらねばならぬのである」(八)。小なる犯罪によつて大なる惡性が認定せられることもあるやうに、大なる犯罪にもかかはらず、小なる惡性、從つて大なる改善可能性も認識せられるのである。人格調査の基礎はこの性格の認識の上に置かれねばならぬ。正木學士が「審査規程」について、犯罪關係(第三條)と身上・保護關係(第二・三條)の關係につき、犯罪關係を、全然身上關係及保護關係と對立條件となしたことに特に注意を拂ふべきである」(九)とせられるのは、行爲と人格との右の如き關係を基礎として論ぜられたものであらう。行爲によつて性格を論ずることは應

報的見地に傾き易い。眞に性格の認識の上に立つて行爲を判定し得ることが教育刑の理想である。

かく教育刑は、人格調査の制度を基礎として、受刑者の分類、累進制、自治制、假出獄、不定期制、刑務委員會、刑務作業の組織等一列の技術的な体系として科學化せられつつあるのである。然し、勿論、これ等はどこまでも教育刑の實現方法としての技術である。然るに、牧野博士の謂はれる如く(一〇)「一定の目的に從つて設定せられた手段が、手段としての意味を忘れられて、それ自体目的と考へられることとなると、制度は單なる技術として終るばかりでなく、社會の發展の上に却つて妨害とならねばならなくなる」ものである。故に、これ等總て教育刑の技術的体系は常にその理念としての社會教育の下に價値あるものであり、且つ之と結びつけられ、その指導の下に當に運用せられねばならぬのである。

(一) 教育刑の技術的性質については、牧野博士「第三十三卷のはじめに」(法律に於ける倫理の技術化と技術の倫理化)志林第三三卷第一號第一一頁以下、第二九頁以下)參照。

(二) 小野教授、前揭法律時報第三卷第四號第一〇頁。

(三) 正木學士「犯罪の治療測定と假釋放」(警察研究第二卷第九號第六三頁以下)參照。

(四) Parson, Crime and the criminal, 1931, p. 115-6.

(五) Pondy, Fortschritte und Hemmungen in der Strafvollzugsreform, Monatsschrift, Beiheft 3, 1930, S. 100 f.; Petrzilka, Persönlichkeitsforschung und Differenzierung im Strafvollzug, 1930, S. 52 ff., H. Klare, Das kriminal-biologische Gutachten im Strafprozess, 1930, S. 2, 7 ff.

(六) Sieverts, Die preussische Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7. Juni 1929, Monatsschrift, Beiheft 3, 1930, S. 122, 正木學士「教育法としての新累進制」(志林第三二卷第八號第九六三頁以下)。

(七) Petrzilka, ibid. S. 68; P. Kahn, Le criminel n'est il qu'un malade social ?, Bulletin de l'Institu général psychologique, 26e année nos 1-3, 1926, p. 62 et suiv.

(七の一) H. Klare, ibid. S. 131 f.

(八) Petrzilka, ibid. S. 23-24, 小野教授前揭法律時報第一二頁。

(九) 正木學士前揭警察研究第七一頁。

(一〇) 牧野博士「第三十三卷のはじめに」(志林第三三卷第一號第三七頁)。

六

以上に於て社會教育と教育刑との關係について考察せられた。それは、勿論、主として犯罪の個人的原因との關係に於ける教育刑の意味の、その一側面を考察したものに過ぎない。我々は犯罪の他の方面即ち社會的原因の考察を怠るべきでない。現代の犯罪現象は現存社會組織から由來して居る。そこに、刑事政策、社會政策其の他社會組織の改革といふことが必要であることと勿論である。教育刑論も常にかかる前提の下に理解せられない限り充分理解せられ得るものでないこと勿論であらう。

結論として、クララ・リープマン女史の言葉を引用して、重ねて教育刑の觀念を明らかにして置かう。「行刑教育の目的は受刑者を、釋放後、社會の一員として再び社會に編入することにある。それは、受刑者を教育して、彼が犯罪以前に在つた如き、社會生活に適した人間に作り上げることである。これを客觀的に謂ふならば、それは受刑者の個人的能力を利用して、行刑の範圍内で能ふ限り、彼を一箇の善良なる市民、人間に作り上げることである」(一)。

(一) C. M. Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 3.

少年行刑の基調（上）

東　邦彦

一　少年行刑の目標と少年犯罪者の特質
二　因襲的行刑に於ける指導原則
三　教育行刑の要請――鎖壓的方法より構成的方法へ
四　教育行刑の要請――離隔より社會化へ
五　少年行刑の本質と自治制の基礎觀念（以上本號）
六　自治制の沿革
七　自治制と累進制
八　自治制の眞髓、委員會、少年自治裁判所
九　構外散歩、賜暇、スポーツの意義
一〇　自治制に對する批難、結語

一

少年刑務所に於ける敎化の目標は少年の社會適應性の涵養にある。行刑上から見た刑罰の本質が敎育であり(一)、少年行刑に於ては刑の敎育的任務が特に高調されなければならぬ(二)ことに就てはここに贅言を要しない。或は罪刑法定主義を楯として「今日の現實の刑罰が敎育方法の一種でないことは勿論、理念としての刑罰が敎育刑であるかも疑はしい」と主張する者もあるが(三)、私は今ここでこれに對する反駁をなすことを目的とするものでもなく、又その必要もない。此處では刑を敎育的に執行することによつてのみ社會乃至國家が最も道義的にその權力を行使することになるのであり(四)、社會防衛と謂ふ刑の目的に對し合目的的であり得るといふこと、及我少年法の制定は明かに責任能力が敎育刑主義の見地から理解されつつあると謂ふことと、それから一九二七年の獨逸行刑法草案第一九五條が「少年行刑は特に少年の敎育及身體の發達を促すやうに之を執行すべし」との規定を設け少年行刑の目的に關する論爭に對し一元的な解決を與へてゐるの事實(五)を指摘するに留める。私の目的とする所は少年行刑に於ける敎育的任務は如何なる指導方法（Leitungskunst）を採用することによつて之を遂行することが出來るものであるかといふことを研究しようとするのである。

凡そ敎育の本質は生徒を完全な責任觀念に滿ちた自律的人格に發達せしめ、彼をして社會に於ける秩序生活と文化生活とを可能ならしめることである(六)。この點に於ては犯罪少年に對する刑の敎育的任務も何等異るところがない。然しながら敎育は其對象を異にするに從つて其目標も自ら變つて來る。一般の學校敎育の本來の使命は現實の社會や文化の狀態に直ちに適合せしむることを以て滿足すべきものではない。現代に於て敎育を受くるものは將來の社會や文化の發展に貢獻すべき任務を有するのであつて、學校敎育にあつては過去よりの價値あ

るものを含蓄せしむると同時に更に進んで將來の社會や文化を發展革新せしめる爲の創造、革新の精神と素地とを培ふことを目標とするものである。しかし少年行刑に於ける教育は社會的水準より遙に下にある退歩的犯罪者を社會的水準に達せしめること、即現實の社會や文化に適應せしめることを以て滿足しなければならぬ(七)。これ、私が社會適應性の涵養といふ事を少年行刑の目標とする所以である。

人類の社會生活は社會を構成する人々相互の社會適應性によりその安定と調和とを保つことが出來るのであり、又人間はこの社會適應性を有することにより、その境遇に順應して生活の安定を得るのである。犯罪少年の性格は殆どこの社會適應性を缺き又それが爲に反社會的行動をなすに至つた者である(八)。

さればこそ由來少年行刑に於ては學校教育による智能身體の發達と職業訓練による積極的活動能力の助長を圖り社會適應性を涵養することを以て處遇の根本原則とされて來たのである(九)(一〇)。

少年行刑に於て少年の社會適應性を涵養せんが爲には我々は一方に於て彼等の社會適應性缺如の原因となつてゐる障碍を除去すると共に、その有用な素質を發達せしむることに努めなければならない。私は犯罪少年に共通な心的狀態として二つのものを擧げることが出來る。この二つのものが彼等の社會適應性の障碍となり、犯罪行爲の原因ともなつてゐるのである。その第一は劣等感情(minderwertigkeitsgefühl)であり、その第二は意志薄弱である。劣等感情とは

自己の無價値、無能力を意識して自己を卑しく感ずることである。この感情は必ずしも犯罪少年のみに特有なものではない。一般の人間は多少にこの感情を持てゐる。人間が劣等感情を有することはその人間の良心が活動してゐる證據であり、そこに理想が生れ、人間の向上發展の原動力ともなるのである。けれども犯罪少年に於てはこの劣等感情が特種な危險な働をなすものである。心理學者アドラーの說くところに依れば、この感情の惹る理由は本人の智能の薄弱、器官の劣等、社會的境遇の劣等などが最も重なる原因である(一一)としてゐるが、私は精神分析學者フロイドの所謂同一視の現象を以て其一原因を說明することが出來ると思ふ(一二)。人間は誰しも優越慾を持たぬ者は無い。故に劣等感情が惹つた場合には無意識の精神力がこの劣等なることを除かんとする活動に力を與へるものであつて、これは屢驚くべき積極的な活動を促すものである。この限度に於てはこれは全く望ましい反動作用であるが、かくの如き劣等感情を正常な方法に依つて調停し除去することが出來ない場合には他の方法を求めて之を補充せんと欲するやうになる。その方法は大膽不敵なこと奇拔なこと、兇暴なこと、狡猾なこと或は又秩序を紊したり社會を騷がしたりすること等である。彼が弱ければ彼はその強さを大膽不敵な行動でやつて見せようとする。誰からも愛せられない者はその總ての愛を自分にのみ集中する。

自分でより高き價値が獲られない場合は反動的に之を嫌忌して最下等の享樂生活に陷る。貧しい自分に何一つ與へられないときは盜みをする。自分を誰もが尊敬してくれないときは

特に目立つた素晴らしい行爲をして自分を示さうとするのである。「自分は通常の人間からは少しも尊敬されないから立派な犯罪者になつてやらう」といふ感は犯罪者が多少にかかはらず意識する所のものであると云はれてゐる(一二)。

次に意志の薄弱なことも犯罪少年に共通な特徴である。意志薄弱とは意志活動が不活潑であつて衝動を抑制し統一する力の缺如せる心理狀態である。彼等は意志活動の不活潑な爲に注意散漫であつて精神を集中することが出來ず、物事に飽き易く又努力の觀念も乏しく、生活或は仕事に對する興味が永續せず、常に轉々として職業と生活とを換へ生活の安定が得られないのが常である。又衝動を抑制し統一する力が無い爲に本能的活動を調節することを得ず、その行動は衝動的となり、その行爲の是非善惡の判斷も、行爲の結果に對する豫測も殆んど作用する暇無き間に異常行爲をなすに至る傾がある。

少年の不良化並びに犯罪の原因は極めて複雜なものであつて、本人の素質、遺傳、生活環境、社會事情が相錯綜してその因を爲すものであるが、之を本人のみに就き觀察するときは、其少年の智能の如何よりは少年の感情及び意志の狀態がその非行に關係するところ極めて重大であることは我々の注目しなければならぬ點である(一三)。

一 Liepmann, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe (Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927, S. 14.)
この論文の紹介としては、木村學士『行刑の上より見たる刑罰の本質』(法學志林第三〇卷第一〇號第一一號)
正木學士『行刑法改正の基本問題』(刑政第四四卷、第六號九頁以下)

二 Gutfleisch, Strafvollzug und Erziehung, 1926, S. 28 ff. 正木學士『行刑上の諸問題』(昭和四年)二二四頁には『少年に對しては、所謂刑は最早刑としての作用をするのでなくて教育としての作用をせねばならぬこととなつたのである』とせられる。

三 瀧川教授『確信犯人と教育刑』(法學論叢第二五卷第四號二九頁)、本論文に對する駁論としては、牧野博士『教育刑と確信犯人』(法學志林、第三三卷第七號六五頁以下)

四 牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』(昭和四年)六四頁。

五 Curt Bondy, Der Strafvollzug an jungen Gefangenen (Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927 S. 229)

六 Curt Bondy, Pädagogische Probleme im Jugend-Strafvollzug, 1925, S. 1

七 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』(法學志林、第三一卷第八號、五三頁)には行刑の目的は高德な人を作らうとするのではない。現在の社會に適應する人々が作られればそれで足りるのであるとされる。

八 勝水教授『犯罪の社會的觀察』(行刑論集、昭和五年)五六九頁以下

九 正木學士『行刑上の諸問題』(昭和四年)二二三頁

一〇 正木學士『少年行刑』(行刑論集、昭和五年)二〇〇頁以下
尙之には矯正院第九條の原則が少年刑務所の處遇原則でもあるべきものであらうとされてゐる。

一一 Adler, Über den nervösen Charakter, 1919

一二 フロイドによれば、幼き男兒は彼の父に對して特殊の興味を表すものであつて彼は父のやうに生長し、父と同じやうになり、總ての場合に父の代りにならうと欲する。簡單に云へば、彼は父親を理想とすると云へる。然るにこの心的現象は同時に容易に同一視する對象に對する敵對的着色を生じ對象に對する批判と非難を爲すやうに轉換し得るものであり、延ては對象と同一視したる自我に

對する批判と非難を爲すに至るものである。然るに彼の父が道德上非難すべき人物であるとか、或は社會的地位が劣等であるとか其他の劣等性を有する場合、從來對象に適用された卑下と非難とは自我に投入され劣等感情として表はれるものである。對象の陰影が自我の上に映るのである。父親が精神病者であつたり、犯罪者であつたり、境遇上の劣等者であつたりすることが多い犯罪少年が劣等感情に支配されることの多いのは當然と云はなければならぬ。

一三　谷醫學士『少年犯罪者ニ關スル精神病學的研究』（神經學雜誌第三二卷第一卷別刷三頁以下）

二

さて私は從來の因襲的行刑が如何なる指導原理に立脚し如何なる效果を少年敎化の上に擧げて來たかを一言しなければならぬ。因襲的行刑に於ける指導法は權威による敎育に重きを置き紀律の他動的强制と離隔主義を特徵とするものである。

少年刑務所の嚆矢とも見るべきサン・ミケル院（Hospital of Saint Michael）（一）の扉には少年敎化に就き重要なることは怠惰なる時國に害を爲す者も之を敎化したるときは國に益を爲す民となることであるとの意味の文句が揭げられ、又廣間には「紀律的訓育により彼等を改善するにあらざれば不良者を刑により拘禁するも益なし（Parum est coercere improbos paenâ nisi probos efficias disciplinâ）との銘文が揭げられ、同院に於ては之を少年敎化の指導原則とし彼等を紀律と勞働とに習慣附けることによつて其遵法の精神と勤勉なる性質とを涵養せんとしたのである

（二）。由來この指導原則は行刑敎化の鐵則として其傳統久しく現代に及んだものである。故に刑務所は規律の府と稱せられ、紀律の維持は刑務所の生命であると考へられた。その反面には刑務所に於て命令と服從との關係が過重視され、之が爲に强制と壓迫とが行なはれ又いろいろな戒具や懲罰が必要缺くべからざるものとせられたのである（三）。その根柢をなす思想は、犯罪者は國家の法律秩序を侵害する惡い意志の所有者であるから、犯罪者の敎化は先づ彼等の「犯罪意志」を權威の下に屈服せしめなければならぬ。刑務所に於ては權力によつて紀律と勞働とを勵行し之を彼等に習慣づけることによつてのみその遵法的精神と勤勉の性質とを養なふことが出來るのであると謂ふのである。

かくの如き思想は相當の勢力を持て居り敎育刑を主張するエルガア（Hans Ellger）の如きも「嚴格なる紀律と云ふことは如何なる事情の下に於ても、又必要な場合には嚴しい懲罰によつても强制されなければならぬ。紀律を素した者は權威に屈服し、國家の權威を無條件に認めることを學ばなければならぬ。この事は犯罪者が國法に對し不從順な要素を持てゐるものであるから益々必要である。故に從順は第一重要なことで囚人は之に習慣づけられ敎育されなければならぬ。彼が自由刑の間にてこのことを學んだならば、これは其釋放後善良な市民となることを助けるであらう」（四）と謂つてゐるのである。

因襲的行刑に於ける指導法の第二の特徵は離隔主義である。消極的な獨居主義である。刑務所に拘禁する犯罪者の中には未だ犯罪性の濃厚ならざる偶發性犯罪者もあれば又惡性の强

い生來性又は慣習的犯罪者もある。從て彼等を混然雜居せしめ囚人相互の交通を許すときは惡風の感染、犯罪の傳播を來す處がある。故に刑務所に於ては「犯罪者ノ共同ヲ防遏シ之ニ依リ行刑ノ爲メ反ツテ犯罪ヲ養成スルニ至ルカ如キ弊ナカラシムルコトヲ要ス」(五)と考へられた結果、拘禁の形式は分房制殊に嚴制獨居が理想とせられ、雜居せしむる場合に於ても囚人相互の接涉殊に交談は絶對に之を禁止すべきものとされたのである(六)。もつとも我々はこの獨居主義の根柢に存する敎育思想を看過するを許されない。それは絶對の沈默、絶對の靜寂の中に瞑想せしめることに依つて神を知らしめ眞の自我に覺醒せしめることが出來ると云ふ思想である。一七〇四年のサン・ミケル院に於て獨居房が始めて設けられて以來(七)、彼のペンシルバニア制を經て獨居主義が世界に傳播して行たのもこの思想の偉大な力であつたのである(八)。

一 一七〇四年羅馬法王クレメンス十一世が神の光榮の爲に又魂の救濟の爲に犯罪少年に勞働及宗敎敎育を施さんが爲に羅馬に設置したもので、犯罪少年の他に若干の孤兒も收容されてゐた。Wines and Lane, Punishment and Reformation, 1923, P. 123.

二 Wines and Lane, ibid, P. 123

三 小河博士『監獄學』一二八頁

四 Hans Ellger, Der Erziehungsgweck im Strafvollzug, 1922, S. 49

五 小河博士『監獄學』一二九頁

六 小河博士『日本監獄法講義』一六二頁は『交談禁止ハ殆ト雜居制唯一ノ生命トモ稱スルコトヲ得ヘク設令ヒ完全ニ其目的ヲ達スルコト至難ナルヘシト雖モ、然カモ成ルヘク雜居制ノ弊失ヲ少カラシメントナラハ總テノ善ヲ盡シテ交談ノ禁止ヲ勵

行スル所ナカルヘカラス』とせられる。我監獄法施行規則第三六條は交談禁止の原則を明にしてゐる。

七 Wines-Lane, ibid. P 123 サンミケル院には六十の獨居が設けられた。そして工場には「沈默せよ」との揭示が揭げられてゐた。

八 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』(法學志林第三一卷八號)四三頁以下にはアメリカに於て獨居制が採用されるに至つた思想的背景が詳細に述べられてゐる。

三

私は今此處で因襲的行刑の指導原則が實際の敎化の上に於て如何なる効果を齎すものであるかを觀察し、その敎育的な價値を檢討しなければならぬ。

先づ第一に少年の意志を權威の下に屈服せしめ紀律と作業とを强制することに依つて果して彼等の遵法の精神を養ひ勤勉の性質を習慣づけることが可能であらうか。

この素朴的敎化思想は權威と習慣の力を過信したる點に重大なる錯誤を藏するものである。既にグララ・リープマンも指摘してゐるやうに(一)、外部からの客觀的な力は決して被指導者の共鳴を得ること不可能であり、又習慣なるものの力は決して心的根柢を作ることの出來るものではないのである。ボンディイも「從來習慣と謂ふことが非常に意義あるやうに考へられ、そして人間を特定の活動や態度に持ち來さんが爲にはそれに習慣づければ充分であると信ぜられてゐた。しかしこれは習慣と謂ふものは我々の精神的存在の構成に於ける特定の層の爲にの

み意義を有するに過ぎないことを忘れてゐたのである。習慣はその事柄に興味があるか或は感情上中性の活動である場合には全く効果があるやうであるが、既に少しでも不快の感情をともなふものは、殊に強制されたものは、永年の習慣も一朝にして土崩瓦解するものである(二)と謂つてゐる。更に私はかくの如き指導法が如何に憂慮すべき結果を齎すものであるかに就ても考へなければならない。

第一にこの指導法は勢ひ權力の濫用に陷り易く少年は表面は兎も角、内心に於て指導者に對し反感嫌惡の觀念を持つやうになる處がある。然るに指導者と被指導者との間に信賴と尊敬と愛情との關係があることは教育の必須要件であるから、この指導法による教育の遂行は至難であるばかりでなく、却て少年の心に社會及び官憲に對する呪咀の心と復仇の念とを植付けることとなるのである(三)。第二に命令と强制とによる紀律の勵行といふことは勢ひ刑務所の生活を單調なものとする傾がある。生活が單調で刺激なきときは人間は速かに肉体の奴隷から精神の奴隷に化せられるものである。第三にこの指導法は命令とそれに對する服從とを重んずる結果少年の依賴心を助長し、これを保守的機械的本能的に導き、その自發性自亢性及び社會適應性を減殺する處がある(四)。專ら命令と習慣とを以て律するは動物馴養といふべく之を教育とは云はれない(五)。最後に强制的方法を以て人間の衝動を抑壓せんとすることは不可能である許りでなく、却て犯罪性を强くするものである。この點に就ては既に教育學者ノールも謂つて居るが如く(六)、元來我々の人格構成上の基礎をなすものは食慾、愛慾、名譽慾、自由慾其他の

衝動層であつて、これを理性的意志が統一し支配してゐるものであるが少年に於てはこの精神力に依つて衝動を支配統一する力が弱く衝動は爆發性を有てゐるのである。そしてこれ等の衝動を滿足することが障げられたり、抑壓された場合には決してそれで衝動が消滅するものでなく、無意識的に、强制的に、滿足を求めんとする結果人格の異常發達を來し、遂には粗暴、强情、虚言、偷盜癖(Kleptomanie)等の重い症候となつて、抑壓された衝動はそこに異常な逃げ路を求めるやうになるのである。

私は決して紀律の維持といふ事を輕視する者ではない。紀律は教化の前提要件であつて紀律の無い所に教化は考へられない。けれども紀律とは決して峻嚴を意味するものでもなく、又少年の奴隷的屈從や自己の意志の放棄を要求すべきものでもない。紀律は外部的强制に依つてこれを求むべきものにあらずして、少年自身が自發的にその必要を確信して自ら進んで紀律保持に努力するやうにして、眞の紀律は得らるべきものである(七)。獨逸ミュンヘン大學教育學教授フェルステルも單に鎭壓的紀律的訓育といふものは指導の反對であり指導の放棄であり、生命の暗殺である(八)と謂つてゐる。眞の教育行刑に於ては命令と服從との關係はさまで重大な意義をもつものでない。刑務官と少年との關係は治者と被治者、汚れさる者と汚れたる犯罪者との關係にあらずして、經驗者と未經驗者、先輩と後輩、友達と友達との關係でなければならぬ。もつとも指導者としての刑務官はある種の權威や價値の代表者として少年に臨まなければならないのであるがこのことは後に述べる。

之を要するに因襲的行刑の生命とした權威關係(Autoritätsverhältnis)の代りに友情關係(Kameradschaftsverhältnis)(九)、鎭壓的方法(repressive Methode)の代りに構成的方法(konstruktive Methode)(一〇)を採らねばならぬとするのは教育刑の要請である。

一 Clara Maria Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 174.

二 Pondy, Der Strafvollzug an jungen Gefangenen (Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927, S. 238) Pondy, Pädagogische Probleme im Jugend-Strafvollzug, S. 52 ff.

三 Pondy, Pädagogische Probleme, S. 30 ff.

四 正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷、第九號)四七頁には「今日の行刑に於ては監獄の規律に從ふことを要求するも、社會生活に順應することを高調しておらない」とされる。

五 河野清丸氏『自動教育論』(大正十二年)一五二頁

六 Hermann Nohl, Jugendwohlfahrt, 1926, S. 62 ff.

七 Starke, Disziplin und Hausstrafe (Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927, S. 165)

八 F. W. Foerster, Autorität und Selbstregierung in der Leitung der Jugendlichen, 1915, S. 9.

九 Pondy, Pädagogische Probleme, S. 30 ff.

一〇 C. M. Liepmann, ibid, S. 12 ff.

四

因襲的行刑の第二の特徴である離隔主義(獨居主義に就て謂へば、私も亦刑務所に於ける惡風感染の弊を認むるものであり、又所謂「自己脅威(一)」による犯罪者の精神的改善作用を否定するものではない。しかし獨居拘禁はその一面に於て人間の意志を薄弱にしその精神及身體を傷つけるものであると謂ふことも考へられなければならない。又嚴格な離隔主義と沈默主義とが人間の社會性を減殺するものであることも顧慮されなければならぬ。

少年行刑の教育的任務が少年の社會適應性を涵養し之を社會に復歸せしめるにあるとするならば、刑務所に於ける少年の集團生活は之を社會生活化されねばならぬ。それが爲には少年と少年との人格的結合(persönliche Bindung)が認められねばならないのである(二)。行刑の內容を社會生活化することによつて、少年達はその日常生活上相互に助け合うことを積極的に體驗する機會を與へられ又かくすることに依つて、彼等に、例へば「我々は盜んではいけない」とか「僞言を言つてはいけない」とか、或は「惡口を言つてはならぬ」とかいふやうは特定の態度が生れ出づるものであり、社會的な責任觀念が生れる根柢が與へられるのである(三)。又「集團生活に於ける相互暗示の作用(四)は少年敎化に就き有力なる働きをなすものであることも考へなければならぬ。これを敎育學の見地より觀察すれば、人間は人間の社會によつてのみ人となるとも謂ひ得るのである。人間社會のあらゆる影響を他所にしては人間本來の素質は少しも發展するものではない。人間は互に他から影響を受けることに依つてのみ人となるのである。個人とは畢竟個人の意識を意味するものであるが、意識の本質は連續性であつて相互の關係に於てのみ自己を發展せしめるものである。社會に於て他の意志と相交涉することによつて實踐的意志を發達し意志することを學び得るのである。之をオスボーンの言葉を借りて言へば

彼等を眞の社會とは似ても似つかぬ條件の下に置く事によつて彼等の社會への復歸を準備せんと努力する」（五）ことは無効であると言はなければならないのである。雜居拘禁に於ける惡風感染の弊は分類制の採用により之を除くことが出來るのみならず、少年敎化の上に於て集團生活の社會化が要請せられるものであり、且雜居拘禁の社會性が少年敎化上價値あるものと認められる以上、少年行刑に於ては雜居拘禁を以て原則とし、獨居拘禁は所謂「自己脅威」による精神的改善促進の爲め極めて例外的に之を採用すべきものであると信ずる。この意味に於て因襲的行刑の信條とした離隔主義獨居主義は少年行刑の上に於て妥當性を見出すこと至難であり、我々は「最早囚人の惡化防止として消極的の手段を用ゐるよりも積極的な感化手段を構ぜねばならぬ」（六）と考へざるを得ないことになるのである。

一　正木學士「自由刑執行の累進制度」（法學志林第二五卷第八號）二八頁

二　Fondy, Pädagogische Probleme im Jugendstrafvollzug, S. 30.

三　Fondy, ibid. S. 35.

四　フロイド『集團心理學』（久保良英譯）一六四頁以下

五　Thomas Mott Osborne, Society and Prison, 1924, P. 153.

六　正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」（法學志林第三一卷第八號五二頁）

五

以上の觀察により、我々は因襲的行刑の指導原則が第一に述べたやうな特質を有する犯罪少年に對する敎育方法として、餘りにも無力なるを認めざるを得なくなつた。

かくて少年行刑に新しく與へられた課題は、少年の所謂犯罪意志を破却することではなくして、彼等の心の裡に藏せる善に向ふ傾向、即善良な意志を鞏固にすることであり（一）、少年の意志や敎育的要求を無視して權威を以て紀律や勞働に馴致することではなくして、彼等の自由な、自發的な、社會的な責任ある行動を許容することによつて、その自尊心とその自律意志と責任觀念とを涵養しなければならぬと謂ふことである。かくて少年行刑に於ては從來の絕對服從の原則が斥けられ、少年相互に自由と自治とを認め、社會共存共榮の理を體驗によつて認識せしめなければならぬと云ふことが要請せられるのである（二）。「人々を自由に適應せしむるには只自由あるのみ」といふグラッドストーンの言葉にオスボーンと共に（三）共鳴せざるを得ないことになるのである。

この意味に於て少年行刑の本質は社會道德を體認せしむるフェルステルの所謂「社會的敎育」（四）であり、「自由」と「自治」を基調とするフレーベル（Fröbel）の所謂「創造的敎育」（五）でなければならぬ。この要請に基づき生れたのが「囚人自治制」（immate self-government system. Selbstverwaltung der Gefangenen）である。囚人自治制とは行刑制度を囚人の自治に委ねんとするものである（六）。刑務所に於ける囚人の生活を以て普通社會生活と合致し、彼等に社會生活をなすの自由と權能とを與へ、彼等自身に關する事項は彼等をして自らこれを處理せしめ、その社會生活の秩序は、彼等自身をして維持せしめようとするものである。自治制の特質は、囚人相互をして友情關係に

依つて人格的に結合された社會(若くは集團)を構成せしめ、各個人をして其社會(若くは集團)に對する責任を重ぜしむるものであることである。この點に於て官憲と囚人との關係に重點を置く從來の權威主義や信任制度(名譽制度)と異る。從來の權威主義は官憲の囚人に對する命令と囚人の之に對する服從關係即ち權威關係に重點を置いたものであるに反し、自治制は囚人と囚人の構成する社會若くは其成員との關係に重點を置くものである。又行狀善良な囚人を信賴して之に自由行動を認め、或は相當責任ある仕事に就かしめ、又はこれに特權を與へて優遇する所謂「信任制度」(Honor System)は、囚人の責任觀念と自尊心を喚起して之を涵養することを目的とする點に於て自治制に似てゐるが前者は飽く迄も官憲と囚人との信賴關係に基礎をおくものである。之に反し、後者は囚人と囚人の構成せる社會(若くは集團)との關係を根柢とせるものである。信任制の弊に就ては後にも述べるが、ワインズ(Wines)は「信任制度の下に於ては、囚人は單に官憲の氣に入るやうにすることを强いられる。自治制の下に於ては彼は彼の同輩に好まれなければならぬ」(七)と謂つてゐる。この點に於て「獨步」の制度の如きは嚴密な意味に於て自治制ではなく信任制に過ぎない。

一 Clara Maria Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 2.

二 正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷、第九號三六頁)

三 Thomas Mott Osborne, Society and Prison, 1924, P. 153 ff.
オスボーンは一九〇四年にオルバニイ市に開かれたアメリカ監獄協會の會合の席上に於て「監獄改良の眞の基礎」と題して意見を發表し次の如く謂つてゐる。「グ

ラッドストーンは曾てアイルランドの自治の要求に關し述べ、「人々を自由に適應せしむるには只自由あるのみ」と謂ふことを言つたことがある。これは名言であつてデモクラシーの眞髓を把捉してゐる。この事が國民に眞理なりとするなれば、個人にも同じく眞理である。又我々の現在の監獄理論の根柢にある誤謬もこの點にある。監獄制度は囚人を働かすことによつて善良ならしめ、獨裁者の命令に從ふを强制することによつて法律を尊重せしめ、又彼等に先見の練習をなす機會を與へることなくして、先見の明あらしめんと努力してゐる。要するに眞の社會とは似てゐない條件の下に彼等を置くことによつて彼等の社會へ復歸する準備をせんと努力してゐるのである。壁の外に於ては人間は働くか怠けるか、正直か犯罪かどちらかを選ばなければならない。何故に彼が釋放される以前にこれ等の學課を彼をして彼自身に敎へしめないのか。これ等の事は經驗によつてもつとも良く學ぶことが出來るのである。或者はこれ等の學課を生活の上に於て他人の經驗によつて學ぶことが出來るかも知れない。けれども現在の制度の監獄にある大部分の人はそれをなすことが出來ない。彼等はそれをなすことを得ないと云ふその理由から監獄における。けれども誰しも、絶對の馬鹿でない限り經驗によつて之を學ぶことが出來るのであり、又監獄にある人間の大部分は確かに馬鹿ではない。故にあなた方の壁の內に於てあなた方は裁判所や法律を持ち働きつつある人間を怠けたる盜賊から保護しなければならぬ。そして我々は法律が作られ、法律が强制されることを確信するものである。監獄は各收容者が最大の個人的自由を持たなければならぬと云ふ制度でなければならぬ。その理由は「人々を自由に適應せしむるには只自由あるのみ」であるからである』と。(Thomas Mott Osborne, Society and Prison, 1924,

P. 153 ff.)

四 Foerster, Autorität und Selbstregierung in der Leitung der Jugendlichen, 1915, S. 14 には『社會的教育の最も重大なる課題は少年の社會的本能を教育學的に活用することであり、少年を教育的感化の主たる抱持者となすことであり、又教師は直接各少年を教化しようとするよりはこの要求の媒介によつて、この要素の教化力によつて彼等を教化するといふことに在ると思ふ』と言はれてゐる。

五 フレーベルは『滿足すべき眞の人間教育といふものの要求するところは、人の兒童を早くから生々とさせて、それ自身の生命を力附け、活潑にさせて、それ自身の活動力を喚起し、然うして、力强い且感じの深い子供とすることである。換言すれば、兒童の心に映り、耳目に觸るる凡ての事物自分の一切のふるまひや行動及び自分の周圍に行なはれる凡てのことに關して起つて來るところの、兒童の感覺や感情や反省などを眼覺し、保育し、力强め、これを教化し解明すること、及びそれら一切のことに對する兒童そのものの作業的活動力を呼び覺まし、之を發達させ力附けて行くことこれである。この自發的に活動的たらしむること、これぞ凡ての創造的教育の本質である』と言つてゐる。(フレーベル『人の教育』小原國芳譯、四三頁以下)

六 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』(法學志林第三一卷第九號三六頁)

七 Wines and Lane, Punishment and Reformation, P. 412.

司法保護を中心としての救護法論(上)

吉田律

一、はしがき
二、救護資格要件
三、救護と刑餘者
四、救護機關と司法保護團體員(以上本號)
五、救護施設と司法保護團體
六、救護の種類
七、救護方法と司法保護
八、救護手續と司法保護團體
九、結

一

昭和四年四月に公布された法律第三十九號の救護法は、漸く明年一月より實施せらるることとなつた。その結果がどの程度までに、司法保護の上に影響を持つであらうか。ある者は、之に依て行き詰まれる司法保護事業の現狀が打壞されるであらうとして之を翹望した。ある者は、果して之が司法保護の上に幾何の效果を齎すであらうかを疑つた。是等の待望と疑念、それは各控訴院管內に於ける司法保護事業研究會に提出された協議案と、保護時報上に發表された記事や論說となつて現はれたのである。さうした雰圍氣の裡に、司法保護を中心とし、之に交涉を持つ程度に於て、救護法に關する理論と、其の運用とに就ての私見を述べてみる。

二

救護法に依て救護を受くる者は貧困者である。然し英國や獨逸の法制〔一〕に於けるそれのやうに、總ての貧困者が救助を受けると云ふのではない。ある者は之を以て、我が邦に於ける劃期的社會立法であると推奬してゐる。だがかの鰥寡孤獨の救濟に過ぎざる明治四年太政官達棄兒養育米給與法や、明治七年太政官達恤救規則〔二〕の範圍をあまり多く出てゐない。立法技術の進步に連れ

て、ただ規定の內容が、著しく組織立つたと云ふまでである。即ち救護法の救護の對象となるは、貧困者であつて生活の能力がなく、然も扶養義務者〔三〕なきか、又は扶養義務者あるにしても能力がない爲に其の扶養を受け得ないものの內、(一)六十五歳以上の老衰者、(二)十三歳以下の幼者、(三)姙産婦、(四)不具癈疾、疾病、傷痍其の他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者に限るのである（救護法第一條及第二條）

一、六十五歳以上の老衰者

六十五歳以上の凡ての老年者を包含するのではない。六十五歳以上の者であつても、勞働能力があれば救護の範圍から阻却されるのである。救護法が、老年者の年齡に付て六十五歳を標準としたのは、各國に於ける養老年金や社會保險制度に於ける立法例を參酌し、一面我が邦に於ける國民保健の現狀から見て、此の種年齡の者は、老衰で勞務を行ふに故障ある者多かるべきを推定したが爲であると云はれてゐる。明治七年の恤救規則は、年齡の點を七十歳以上に限定してゐる。從て救護法は同規則よりし五年を低下し救護の範圍をやや擴張してゐる。然し判事檢事の停年は六十三歳とし更に帝國大學教授の停年は六十歳を限度としてゐるし、また實際に於て六十五歳未滿の者であつても、體力が衰へて生活能力を喪失してゐる者も尠くないから、六十五歳以上と限定するが如きは妥當でない、よろしく規定の內容に彈力性を持たすべきであると云ふ議論がある。

二、十三歳以下の幼者

幼者はただ年齡に付て制限があるだけである。恤救規則を蹈襲したのである。十三歳ではまだ六箇年の義務教育すら終へない者もあるし、現今に於ける兒童保護の一般施設は、十四歳を限度としてゐるからして、十三歳以下の幼者に限定するは妥當でないと云ふ批難がある。要するに程度の問題である。

三、姙産婦

姙産婦に付ては救護期間に關する制限がある。即ち救護を受くる期間は、分娩の日前七日以內、分娩の日以後二十一日以內と云ふことになつてゐる（救護法施行令第一條第一項）。恐らく此の制限は、醫學的且つ生理學的に考察して、普通の産婦であつたならば、分娩後二十一日にして生活能力を回復し得るとの豫想の許に設けられたものであらう。然し二十一日を經過するも、生活能力を回復し得ざる産婦に取つては、此の制限は聊か苛酷に失する嫌がある。後に述ぶるが如く、幼者に對する居宅

救護の場合のやうな條件を具備した産婦であつたならば、幼者が滿一歳に達するまで、幼者と共に救護を受け得るのであるが、さうした條件のない産婦に在りては、期間滿了と同時に、直に慘めな境涯に置かれねばならない運命を擔ふことになる。

刑事訴訟法第五百四十六條第四號によれば、分娩後六十日を經過せざる産婦、同條第三號による受胎後百五十日以上の姙婦に對しては、刑の執行を停止し得るのである。工場法及鑛業法は産後六週日を經過せざる産婦の勞働を禁止してゐる。何れも其の期間に依て、産婦の健康を回復し、且つ其の兒童の健全なる發育を圖るべく社會政策的考慮に出でたものである〔四〕。救護法の條件は是等の條件と比ぶべくもない。

四、不具癈疾、疾病、傷痍其の他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障あるもの。

不具癈疾の觀念に關する立法例は必ずしも一定してゐない。恩給法は不具癈疾を特別項症より第六項症の七種に分ち「常に就床を要し且つ複雜なる介護を要するもの」を程度の最も高いものとし、「一側總趾を全く失ひたるもの」を程度の最も低いものとしてゐる（恩給法施行令第二十四條參照）。所得稅法は「心神喪失の常況に在る者、聾者、唖者、盲者其の他重大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者」を以て不具癈疾者としてゐる（所得稅法施行規則第九條參照）。

救護法は是等の立法例に反し、不具癈疾の意義を明確にすることを避け、單に第一條第一項第四號の「勞務を行ふに故障ある者」の程度を示すに止め「不具癈疾にして常に介護を要するもの又は自用を辨ずるに過ぎざるもの」としてゐる（救護法施行令第二條）。從て他の法例に於て不具癈疾者と認めらるるものと雖、救護法の對象となり得ない者があることを豫想せねばならぬ。疾病及び傷痍に付ても略ぼ同樣である。

〔一〕英國に於ける救貧法（Poor Law Act,1930）によれば老年者、幼者、不具癈疾者、失業者其の他の貧困者、怠惰なる浮浪者等は救助を受け得ることになつてゐる。獨逸は義務救助令（Die Verordnungs übre die Fürsorgepflicht vom 13, Februar 1924.）に依て貧困者は勿論、失業者をも救助するのである。

〔二〕明治七年太政官達第百六十二號の恤救規則は、極貧且つ産業を營む能力なき獨身の癈疾者、七十年以上の老衰者、疾病に罹りたる者、十三年以下の幼弱者等を被救助者としてゐる。

〔三〕民法第七百四十七條、第七百九十條、第九百五十四

條參照。

〔四〕工場法施行規則第九條によれば、工業主は産後六週日を經過せざる者をして就業せしむることを得ない。鑛夫勞役扶助規則第十五條にも同樣の禁止規定がある。

三

救護法は軍事救護法〔一〕に於けるが如き身分に關する制限を置いてはゐない。從て前述の資格要件を具備してゐる以上、刑餘者と雖救護法により救護を受け得ることは云ふまでもない。

唯茲に問題となるは、司法保護團體に依て現に保護が加へられてゐる刑餘者が、救護法に依ても亦救護を受け得るや否や、所謂保護の競合の場合である。保護の方法種類により之を區別して論述するを便宜とする。

一、直接保護の場合

司法保護本來の使命として、到底保護の目的を達成する見込のない刑餘者は、之を收容保護すべき限りでない。またそれを理想とする。之に付ては異論があるかも知れない。然し現在の制度、資力を以てしては、保護を普偏的ならしむるが如きは望ましいことにしても、決して賢明な態度ではない。だからして普通の保護團體に在りては、老衰者、不具癈疾者、心神耗弱者等を引取り收容することは、つとめて之を回避してゐる。

然し老年者の收容を目的とする特殊の保護團體があるし、また假令それを目的としてゐないまでも、止むなく老年者を收容保護してゐることは事實である。而して收容中偶々疾病に罹り、爲に就床を要し又は長きに亙る安靜を要する者のあることも、屢々體驗された所である。かかる實狀からして救護法の救護を受け得る者の內、六十五歲以上の老衰者と、就床を要する疾病者とが直接保護の目的となり、從て大體に於て此の二者に就てのみ保護の競合の場合が豫想せらるるのである。然らば司法保護團體に直接收容せられ、それに對し物的保護が加へられてゐる是等の者に、更に救護法による救護が加へ得らるるか。法理論としては之を積極に解せねばならぬ。なぜなれば司法保護は公法上の制度でないからである。特別救護制度であるところの軍事救護法、癈兵院法、罹災救助基金法、水難救助法、行旅病人及行旅死亡人取扱法等による救助者に對し、更に救護法を適用せんとする眞の意味に於ての救護の競合の場合とは全然其の性質を異にしてゐるからである。

然しながら司法保護團體の多くは、御下賜金、司法省の奬勵金乃至は府縣市の補助金等を受けてゐるし、さうでないにしても、苟も社會政策を標榜し誇負してゐる團體である。その團體が、自己の收容してゐる被保護者の貧困の故を以て、救護法の救濟を仰がんとするが如きは、德義上果して爲し得らるる事柄であるかどうか。それは保護團體首腦部の良心に訴へて、容易に解決し得らるる問題であると信ずる。

明治八年內務省達乙第八十五號恤救規則救助申請調査心得第一條に「恤救規則によるべきものは獨身老幼癈疾疾病等にて何等の業も爲す能はず赤貧にして曾て他に保育する者も之れなく全く無告の窮民のみに限るべし」とあり、從て司法保護團體に收容され、その物的保護を受けてゐた者は、恤救規則の恩惠には浴し得なかつた譯である。

二、間接保護の場合

間接保護は直接保護とその性質を異にしてゐる。間接保護に在りては殆ど物的保護は加へられてゐない。加へられてゐるのはただ心的保護だけである。從てたとへ間接保護者に對し救護法による救護が加へられたとしても、直接保護の場合に於けるが如き問題の起りやうがない。そこに是等の者に對する救護法の遺漏なき活用が待望される。

三、家族保護の場合

罪九族に及ぶと云ふことは、刑罰に關する沿革上の一の過程である。罪は神の呪ひである。さうして罪は兩親からその子供等に傳へられ、それに接觸する人人にまで感染する不思議な傳染物である。だから獨り罪を犯した者のみならず、その一族をも撲滅しなければならぬとする誤つた贖罪の觀念に基ける所產であつて、進化した現今の刑罰理論中には、その片影すら見出すべくもない。だが今日と雖、猶さうした結果を招來する場合が絕無とは謂ひ得ない。一家の支柱が拘禁された時、その遺族の生活が著しく脅威を受ける、いな全く生活權を奪はれた形を取つて現はるる場合がないとは限るまい。人は此の場合を一家路頭に迷ふと謂ふてゐる。

司法保護團體が、さうした家族の上に手を延ばして保護を加へることは、保護の第一步として極めて重要な意義を持つものである。此の家族保護の場合は、心的保護と物的保護とが加へらるるを通例とする。然しその物的保護は一時的のものである。從てそれに對し救護法による救護が加へらるるとしても、直接保護の場合に於ける

やうな問題は起り得ない。玆にも間接保護同様救護法の活用が期待されて然るべきである。

之を要するに、司法保護團體により一時的の保護を加へられた者は勿論、その他刑餘者は、條件を具備する以上當然救護法の對象となり得る。又たとへ司法保護團體により現に保護が加へられてゐる刑餘者と雖、間接保護下にある者と、而してこれは刑餘者ではないが家族保護下にある者とは、理論上將又條理上何等の疑念なく救護法による救護を受け得る資格を備へてゐる。

〔一〕 軍事救護法は身分に關して一の制限を置いてゐる。即ち六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者に對しては、刑の執行を終つた後と雖救護をしないのである。殊に下士兵卒にして逃亡し又は陸海軍刑務所に收容された者に付ては、其の逃亡又は收容の間その家族に對し救護を爲さないのである（軍事救護法第十條及第十一條）

四

救護機關に特設のものと然らざるものとがある。前者は英國の救貧法に於ける救貧委員會、獨逸の義務救助令に於ける救助組合等がそれであり、後者は佛國の救貧法に於ける行政機關がそれである。わが救護法は佛國の例にならひ、原則として救護を受くべき者の居住地市町村長を以て救護機關とし、例外として被救護者の居住地なきとき又は居住地の分明ならざるときは其の現在地の市町村長を以て救護機關としてゐる（救護法第三條）。救護機關としての市町村長は、市町村たる公共團體の機關ではない。國家より救護事務の委任を受くるのであつて、救護事務に關する限り國家の一機關である。

元來市町村長の事務は市町村固有の事務の外、國家の各種の委任事務を擔任し、その範圍相當廣汎に亙つてゐる。かかる地位にある市町村長のみをして、救護事務の執行の任に當らしむるに於ては、到底その目的の達成は期し難い。玆に救護法はその第四條に於て「市町村に救護事務のため委員を設置し得る」旨を規定し、以て市町村長を補助せしむる用意に出でたのである。

委員の選任又は解任は、內務大臣の指定する市に在りては市長、その他に在りては地方長官が之を行ふのである（救護法施行令第四條第一項及第六條）。如何なる資格者が選任せらるるのであるか、さうしてまた其の選任の方法はどうであるかは法文に明示されてゐない。

社會事業調査會總會に付議されたる救護法施行令要綱中には「救護法第四條の委員は社會事業に經驗を有するもの其の他適當と認むる者に付地方長官之を選任すること」「前項の場合に於て市町村長は委員の選任に付地方長官に申請を爲し得ること」となつてゐたのである。然るに公布されたる施行令中には、此の意味の條文をどこにも見出すことが出來ない。然し救護委員〔一〕は、恐らく社會事業に經驗を有する者の內より選任せらるるであらう。それがまた極めて妥當な措置である。所で救護法案に關する第五十六議會に於て、ある議員の質問に對する政府委員の答辯として「本法に救護委員と云ふ者を置いてあるが、從來の方面委員と如何なる關係を持つかと云ふ御質問でございますが、本法に救護委員と云ふ名稱はございませぬ。特に委員と書いてありましたのは、從來の方面委員の制度を其儘本法に取入れる『積りであります。從來保護の規定がないに拘らず、相當發達して居りました方面委員の制度を打壞して、新に特別の委員を作ると云ふやうな意思は毛頭ございませぬ』とある。當局の意思が那邊にあるかを明瞭に窺ひ知り得られるし、其の他の客觀的情勢もまた從來の方面委員が其のまま救護委員として振當てらるるであらうことは推察に難くないのである。だが方面委員には、府縣のものがあり、市のものがある。その何れが救護委員に割當てらるるであらうか、そこには相當厄介な問題がからまるであらう。社會事業調査會に付議された施行令要綱中の「市町村長は委員の選任に付地方長官に申請を爲し得ること」の一項を施行令中より削除したり、國家の機關である所の委員の選任權を、自治團體である市長に讓るに至つたことなどは、共の邊の事情を物語つてゐると見ねばならぬ。かうした事情の下に、方面委員以外の社會事業家殊に司法保護團體員が、救護委員たる地位を獲得するには、餘程の覺悟と努力とを必要とする。

然し司法保護團體員が、救護委員となると否とは、單に便宜であると云ふに止まつて、刑餘者が救護を受くる上に於て、其の效果的價値に何等の差等を生ずる謂はれはないのである。

〔一〕 救護法案に關する第五十六議會に於て長岡政府委員は、救護委員なる名稱はまちがいであるもののやうに答辯してゐる。然し救護法の委員である以上、救護委員なる名稱は正當である。且つ他の委員と區別する上に於て極めて便利である。依て本文には救護委員なる名稱を使用した。

刑政第44巻第10号
矯正図書館

個人的刑法と社會的刑法

——牧野博士の近著『刑法における法治國思想の展開』を讀む——

武藤文雄

一　リスト教授の回想
二　世界の刑事立法における最近の趨向
三　現代の行刑思潮（以上前號）
四　刑法理論における教育刑論の地位
五　刑法における法治國思想の展開
六　結語——マグナ・カルタ思想の醇化（以上本號）

四　刑法理論における教育刑論の地位

わたくしは、最近の世界の立法と現代の行刑思潮とを見渡して、再び刑法理論を考へることになつた。わたくしは、不幸にして、應報論を基礎とする立法も行刑論も、最近のものとしては一つだに見出すことができないのである。惟ふに、應報といふことは『精神化された復讐』といふことに外ならない(*)。そして、それに基く客觀主義は、個人の權利自由を保障する考へに出でたものである。『人權宣言、なかんづくその罪刑法定主義は、國家の機關が個人に對して害惡をしはしないかとの疑の目をもつてすべてを見てゐるのである。學者は、十九世紀の當初のかやうな現象からして、その時代を「消極的保障の時代」といつてゐる』(**)。かやうな思想は、第一に個人主義的なものであり、第二に形而上的なものであり、さうして第三に鬪爭的である。これに反して、社會連帶的な、實證的な、協調的なものを考へるとき、應報論から一階程を進めた文化的所産が生ずるのではなからうか。『マグナ・カルタ』としての刑法から『人たるに値ひする生活』の保障としての刑法へ發展すべきものではなからうか。客觀主義論者の中にも、先に述べたやうに、ナークラーの如き、應報刑においても囚人教育は行はれ

てゐたとし、ザウワーの如き、久禮田教授の如き、應報は刑罰の主要な『要素』であつて、改善はその主要な『目的』だとされて、刑罰の本質と目的とを區別されることに依り、結局、應報思想は形式的な空虛な觀念にすぎないものになつてしまつたのである(***)。かくして、應報思想は、その內容を空虛にして　次第に主觀主義教育刑主義へ轉回を試みてゆくのである。

(*)『法治國』第四八二頁。
(**)『法治國』第四六六頁。
(***)　久禮田教授『刑法學概說』（昭和五年）第四四頁、第五〇頁。Bauer, Grundlagen des Strafrechts, 1912, p. 71 f.

十九世紀の道德的責任を主張する應報刑論は、かくて社會的責任從つて新らしい意味の道義的責任を主張する教育刑論へと發展してゆく。教育刑論は、第一に、研究方法として、メタフィジイッシュな應報觀念を排して實證的な態度を採る。道義的責任を測定することは全能の神においてのみできることである。『犯罪人に對しては防衛せよ、しかしさばく勿れ。若し、道義的責任が刑罰の標準になるものであるとするならば、刑法は最も危險なる者——從つて道義上無責任なる者——に對しては、社會を防衛する方法を失ふことになるわけである』(*)。そして、この實證論も、ロムブローゾの人類學的研究から、フェリーの社會學的研究に發展し、そしてそれに更に法律的構成が與へられることに依つて玆に完結するのである。第二に、教育刑論は、その理論的構成として道義的責任を排斥する結果、社會的責任（フェリーの言葉に依れば、法律的責任）を主張し、他面、いはゆる惡性論が成立するわけである。『各人は、社會に棲んで、その利益その保護を受けることからして、當然に、自己の行爲については社會に對して責に任ぜねばならぬ。社會的責任とはそれである』(**)。惡性に應じて犯罪人をそれぞれ社會から防衛することに因り、刑罰は、個人的感情の表現としての刑罰から社會的職能を持つた刑罰となるのである(***)。第三に、制裁の本質が考へられるべきことになる。そもそも『法律の社會的價值はその結果を基礎として判斷されねばならぬ。從つて、制裁は、犯罪人に對する社會防衛を最も有效ならしめ、且つ犯罪人の大多數たる惡性の輕い者を速に矯正し社會のために再び役立たしめるやうに仕向けねばならぬ』(**)。かかる意味において、行刑上の諸制度殊に不定期制、保安處分が主張されるのであり、ここに從來の『刑罰』は『社會防衛處分』となる。蓋し、社會防衛方法と

して犯罪人を矯正することが最も合理的であるからである。そして、ここに刑罰は犯人をも社會の有用な一分子たらしめるところに、苦痛を與へるものから教育するものとなり、刑事政策、行刑が重大な意義を有することになつた。刑罰の宣告のときに仕事が終るのでなく、まさにこのときに仕事が始まるのである。

(*) フェリーの言葉の一節。『法治國』第三三八頁乃至第三三九頁。フェリーの思想を最もよく表はすものは、イタリアの一九二一年案である。フェリーについては『法治國』第三一一頁以下。一九二一年案については、第三五〇頁以下。一九二七年案に對するフェリーの批評は、第四二四頁以下。

(**) フェリーの言葉である。『法治國』第三五九頁。

(***) 自由意思否定論はこのコロラリーとして出るものである。また、この意味において責任の概念も不要となるのである。

(****) 一九二一年案の要綱第七、『法治國』第三六二頁。

五　刑法における法治國思想の展開

そもそも、現代において、刑法理論の上に三箇の基本觀念が對立してゐる。その一は正義觀念、その二は合目的性、その三は法的安定である(*)。正義觀念とは、責任と刑罰との權衡を說くもので、いはゆる客觀主義である。合目的性とは犯罪人の個性に着眼するいはゆる主觀主義である。法的安定とは犯罪がなければ刑罰がないとするいはゆる罪刑法定主義である。三箇の觀念は論理上本來別物であるにかかはらず、往往、客觀主義を採られる學者の中には法律刑なるものを唱へる者があり、罪刑法定主義をもつて客觀主義と同一視するのがある。その著しいものとして、瀧川教授を擧げることができよう(**)。この意味での罪刑法定主義は自由主義の下に起つた資本主義社會の思想で、パシュカーニスのいはゆる『曇氣樓』にすぎないものである(***)(****)(*****)。

(*) Radbruch, a. a. O. S. 1286.

(**) 瀧川教授は、或は『罪刑法定主義＝應報刑』の形式で示され(同教授『確信犯人と教育刑』法學論叢第十五卷第四號第二七頁、第二八頁)、或は、『應報刑論——罪刑法定主義といふてもよい』(同上、第二七頁)とせられてゐる。そして『犯罪なければ刑罰なしといふ原則が認められる限り、教育刑もまた應報の一種に外ならない』とせられるのである(同上、第三〇頁)。

(***) 現在においては、瀧川教授はその應報主義を强調されることなく、その罪刑法定主義を主張され、現代において罪刑法定主義が必要であることを說くことに依つて應報論を正當としようと努力せられてゐるやうに考へられる。この意味において、教授が確信犯人を刑法の論議の中心に置かれる理由を解すべきであらうか。

(****) 教授は、資本主義社會においては應報刑が行はれることに依つて被壓迫階級が保護せられ、ソヴェト・ロシアにおいてのみ教育刑が可能であるとせられるのである。教授の立場からは、社會政策、社會改良といふことは否定されることになる。すなはち、資本主義國家の刑法を社會改策的に如何に改良すべきかの政策は何等述べられてゐない。しかし、又、革命すなはち法律の否定をもつてその刑法論とも明言せられないところに、教授には、われわれにとつて、やはり、牧野博士の指定せられるやうに、懷疑的な態度は蔽はれないと言へよう。

殊に、刑罰を害惡であるとア・プリオリに決定され、『教育』『刑』は矛盾であるとせられ、刑罰の內容の妥當なる適化といふことを拒否せられることは、われわれと全く所見を異にする。尙ほ、應報思想を如實に示す死刑については廢止論者であられることを附言しておきたい(瀧川教授『死刑』法學論叢第二〇卷號一號第二七九頁以下)。但し、教授は、最近に、一般犯人については『教育刑に服させる理由があるだらう』とせられた(前揭、『確信犯人と教育刑』第二九頁)。

惟ふに、十九世紀の社會形態を如實に示す應報論的な『法治國の罪刑法定主義は、警察國が團體を保持したのに狎れて、それを遺却したものである。かくして、新たに意識するに至つた個人を權力に對抗せしめたのであつたが、實は、個人に對する意識は、權力に依る團體の完成に因つて個人の存立が充實し得たことに因り成立し得たものである。されば、われわれは、その個人意識の完成は、實は、權力國家の延長であり進化であると考へねばならぬのである。かくして、今や、法治國思想を更に止揚することに因る團體意識の構成が問題となるのである』。換言すれば、罪刑法定主義と客觀主義との間に成立する結びつきを解き放つて、その古き革囊に新らしき酒を盛らねばならぬのである。そこに、やがて、主觀主義の成立がある。主觀主義的法定主義が、從來の罪刑法定主義に代るのである。新らしき法治國主義が現出せしめられるのである』(*)。

(*) 『法治國』、はしがき第五頁以下抄錄。

元來、罪刑法定主義とは、一定の事實たる犯罪とそれに對する刑罰とが法律關係として規定されることを意味するに過ぎない。これを個人を中心として考へるにおいては客觀主義と調和し得るのである。『併し、個人のみが人でない。然り、個人は生存する。併し個人は個人だけで生存してゐるのでない。蓋、自己自身を認識することから、之を他の自己に及ぼして玆に同類意識が成立する。自己自ら自己の存立に努力することからして、玆に

自己以外の存立を承認せねばならぬことになる。法律は個人が個人として活動すべき範圍を明らかにするものでなくして――それは傳統的思潮における法律の觀念である――自己が他の自己と共に生存すべき機會を圓滑にするものである。斯くて、個人を標準とした法律關係といふことから更に轉化して、共同生活の爲めの法律生活といふことが理解せられねばならぬことになるのである』(*)。それで、罪刑法定主義をもつて法律秩序を意味するものとするならば、それは論理上當然に客觀主義を示すものといふわけのものではない。罪刑法定主義なる言葉は、法律秩序といふことを十九世紀初頭の思想と用語とをもつて表はしたにすぎない。われわれは『その思想乃至用語に批判を加へ醇化を完うせしめ、それが今日において持たねばならぬ思想乃至用語――それはやがて「法律秩序」といふことになるのである――に向上せねばならぬのである』(**)。われわれは、かくて、昔の客觀主義に災ひされた法治國思想から新らしいものを展開し、新らしい罪刑法定主義を樹立しようとするのである。

(*) 牧野博士『罪刑法定主義と犯罪徴表說』はしがき第五頁乃至第六頁。

(**) 『法治國』第二三頁。

論理的に考へると、先づ保護せらるべきは社會であつて個人ではない。社會の確立があつてはじめて個人が存立するのである。初期の社會防衞論は、從來の客觀主義が遺却した一面を明らかにした所に、その價値があつた。しかし、單に社會のみを重要視するのでは、なほ半面的たるを免れない(*)。それで、新たにわれわれの構成せむとする思想においては、『罪刑法定主義が個人と國家との調和を目標として組立てられたものなることを考へ、それに更に一歩を進めたものが考へられねばならぬ。そこに、社會防衞論が醇化されて、教育刑主義が成立することになつた契機がある。罪刑法定主義において、國家の從來の立場が單に消極的であつたのに對し、教育刑主義の新らしき刑法においては、國家は、犯罪人を自己に同化せしむべく積極的なものでなければならぬことになつたのである』(**)。この意味において、國家は一面犯罪人を社會から離隔することに因つて社會を防衞し、他面、犯罪人を教育して社會に同化することに依り、一つには、國家の最後の一人まで道義的に處遇することになり、二つには、これが犯罪から社會を防衞するゆゑんとなるのである。かくして、國家は權力國家から

文化國家へ發展するであらうし、犯罪人に對しても國家――ある意味において優勝階級――が貧民に對して救濟の義務を負ふ如く、犯罪人に對してすら教育の義務を負ふところに、鬪爭より協調へ進むものと言ひ得よう。この意味において、教育刑思想は社會改良主義である。それで、革命後の國家や獨裁國のパテントたるべき性質のものではない。いづれの國家においても――その政治形態經濟組織の如何を問はず――いやしくもその文化的使命に從つてその國を經營しようとするにおいては、必らず採用せざるを得ない性質のものなのである。

(*) 社會防衞論の初期の素朴な形式においては死刑が相當に强く主張されたのであつた。『法治國』第三六頁以下參照。

(**) 『法治國』第三八頁。

展開された新らしい意味での罪刑法定主義とは實にかやうなものである。それは社會をも個人をも共に保護しようとするものである。從來の罪刑法定主義、應報刑に依つては、實は刑法は階級鬪爭のあらはれに過ぎないもので、社會と個人との生存競爭を規定したのであつた。來るべき罪刑法定主義は、刑罰の個別化を十分にはかることに依つて、最後の一人――犯罪人――までをも、その人格を尊重して人道的に處遇し、その權利を十分保護し、從來警察狀態に委ねられてゐた行刑についてはその法定化をはかることとなるのである。玆に社會と個人との調和といふことが成立するのである。この意味において、法規を基礎としての裁判官の裁量の範圍の擴大といふことは、何等法的安定を害することとはならない。何となれば、『刑法における嚴重な法的安定の維持と刑事裁判官の大きな裁量の自由』との間の爭は、また、『昔の狹い意味での法治國と福祉國文化國』との間の爭におなじであるからである(*)。そして、行刑の法定化といふことも、フロイデンタールがリストに答へて言つた如く、それは、從來の刑事裁判のやうに、行刑吏員が法規に拘束されることを意味するのではなくて、相互の權利義務を明白にすることに因り、犯罪人の權利を擁護することに外ならない(**)。『されば、罪刑法定主義は犯罪人をもなほ人なりとしつつ、罪を犯した人の畢竟罰せらるべきことを豫定したのであるが、之に對して、新らしき法定主義は、犯罪人をもなほ人なりと爲すことに因り、罪を犯した人をもなほ社會に同化せしめようとするのである。犯罪人を目して、犯罪人たる外、否、犯罪人たる前

に、それが人であると爲すは、彼此、共におなじ。しかし、その適用において、彼からこれへわたり、そこに、文化的な一段の發展があるといはねばなるまい』(＊＊＊)。

(＊) Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft, 7. u. 8. Aufl., 1929, S. 104-5.

(＊＊)『法治國』第五一八頁以下。

(＊＊＊)『法治國』はしがき第七頁乃至第八頁。

六　結語——『マグナ・カルタ』思想の醇化

リストのいはゆる『刑法は犯罪人のマグナ・カルタである』との思想は、實はその胸の一隅に殘された當時の自由主義のあらはれであつた。そこに、目的刑論を採られながら、犯罪人を刑法から擁護するといふ矛盾に陷られたのであつた。しかし『現代においては、個人は最早刑罰から保護される以上に、謂はば刑に依つて保護されねばならぬ』ことになつた(＊)。古い罪刑法定主義は個人のための刑法を主張した。新らしい罪刑法定主義は、社會も個人も共に之を包容した意味においての社會のための刑法を高調するのである。リストの『マグナ・カルタ』思想を醇化し發展せしめるとき、必然にかやうな思想へ展開するのではなからうか。『要するに、罪刑法定主義を基點としての刑法の法治國的意義を考へるときは、從來の刑法は、國家に對して犯罪人——個人——の權利を保障せむとするマグナ・カルタであつた。しかし、來らむとする刑法は國家をして犯罪人——個人——にまで「人たるに値ひする生活」を保障せしめむとする新らしき大憲章であることになりつつあるのである。「權利」を保障するところに從來の法律の精神があつた。「生活」を保障するところに當來の法律の要點が存するのである』(＊＊)。わたくしは、リスト教授の誕生八十年にあたり、教授の刑法學界における偉績を憶ひ、同時に、『リストに依つてリストの上に』出でて進展する主觀主義刑法理論の力强さを認めざるを得ないのである。

(＊)『法治國』第七三頁。

(＊＊)『法治國』第三一〇頁。

犯罪研究の科學化

——菊地醫學士著『病的殺人の研究』を讀む——

尾後貫莊太郎

一

犯罪人に對する最も必要なる研究は、犯罪人を一種族として若くは一階級としてではなく、それを一個人として研究することである。ウイリアム・ヒーリー(William Healy)がその著『個々の犯罪人』(The Individual Delinquent)に於て、個人と云ふものが如何に重要であるかと云ふことを力强く主張してゐることは、蓋し、犯罪人に對する研究と云ふ仕事について高度の理解を有する所以を眞に示すものであると謂はねばならないのである。犯罪學上の問題は、人間性に關する問題であり、しかもその問題たるや、その質と量とに於て遙に豫定した理論を超越してゐるのである。

二

刑法上の『責任』が宗教と結び付けられたり或は哲學的な『自由意志』と結び付けられることは、われわれの欲しないことである。われわれは『責任』と云ふ概念を純粹な心理學的立場から形成しなければならないと思つてゐるのである。われわれの精神器官は完全に且少しの間隙もなく心理學的な生物學的な原因力によつて決定せらるる組織である。かく考へるならば、自由意志の宗教的な哲學的な方面は、重要な事柄ではなくなつてくるのである。何故ならば、われわれの行動は多數の意識的及び無意識的動機の結合によつて決定せらるるからである。普通に『自由意志』と稱せらるる所のものは、自我の裡に發見せらるる意識的動機と云ふことに外ならない。しかしながら、この意識的動機たるや、それ自身に於ては、種々樣々なる精神的濾過作用を經たる後漸く意識的となり得る所の、無意識的な、本能的な諸々の動機の複雜なる結成物であると考へねばならないのである。

この事實を認めるならば、恐らくは、われわれは自由意思の問題に或る種の解決點を見出し得るのである。正常な、健全な人間の場合に於てさへ、自我となつて現はれる所の動機、意識的となり得る動機は、常に必ずしも勝利的な働きをするものではない。即ち、それは或る一定の行爲に對して必ずしも決定的な要素とはならないのである。しかも多くの他の動機――無意識的な――がそれに影響を與へ、且屢々それを阻害することさへあるものである。自由意思を信ずる者は、人間と云ふものは常に善惡について自由なる選擇を爲すものだと主張するのである。さうして、此の自由選擇と云ふ考が、責任と云ふ概念の基礎となつてゐるのである。しかしながら、われわれの精神作用に對する心理學的考察が右に述べたるが如き過程を以て正しとするならば、自由意思なるものは道德家や哲學者の說く所によれば、われわれの意識的動機の一面的理解を表はしたるにすぎぬのみでなく、又それは人間の世界に儼然と存在し、或る一定の時にわれわれの精神生活を左右する力を有ち、又同時に他の影響にも拘らず自由生活を指導する所の道德的な力の存在を豫定してゐるのである。

われわれは、責任と云ふ概念が、純粹に『實際的』な意味を包攝するものと考へるのである。意識的な自我は外界との接觸を容易ならしむる所の精神機能の一部分たるにすぎないのである。この意味に於て、われわれは實際的な目的から、個人をしてその行爲に對して責任ありと考へるのである。フロイドは嘗てわれわれの夢即ち無意識的慾望に對してさへ責任を負ふべきものだと云ふことであつた。われわれ自身は其ようなものから遠く離れて居り又緣の遠いものだと考へてゐても、他の何人よりもその無意識的慾望に近いものであるからである。

そこで、社會は、責任を科するに當つては、先づ法律に違反したる者に對し、彼の行爲に對して實際的責任を科することの出來るような機會を與へねばならない。これは何によつて達せらるるか。即ち、それは社會がその法律違反者が正常なる者よりも、より多く彼の無意識的傾向の影響の下にあつたことを精神病學的考査によつて知り得る場合に於てのみ達せらるるのである。

責任と云ふ實際的概念は、かくして、或る一定の行爲に於ける自我の關與の程度及び形式と云ふ科學的概念となるのである。犯罪人に對する個別的研究の必要と云ふことは、かくの如き自我の程度及び形式を確實に知らんがための決定的な方法であるのである。さうして、この

個別的な精神病學的な研究こそは、刑事裁判の基礎であり、この診斷的調査が正しく爲されたる場合に於てのみ裁判は正しさを保ち得るのである。學士は本書の緒言の冒頭に於て『現代の刑事法學の研究發達は如何に科學的基礎を重んずるかを考へさせるまでに進みつつあることはいふまでもない』と宣言せられてゐる。この一言によつて、私の敍上の言葉が裏書されてゐることと信ずるのである。

學士は實例をあげて此の間の消息を物語つて居られる。或る地方の高等學校の學生が怒りに乘じて其父と爭ひ、遂に父を殺害したが、この事を母に知らしむるに忍びずとなして母をも殺し、續いて己れの妹を殺し、更に弟を殺さんとして果さなかつた事件があつた。被告人は檢事局及び豫審に於て犯罪事實を詳細に自白したが豫審判事は尙且つ精神狀態の鑑定を命じたのであつた。第一の鑑定人は被告人を癲癇性異常人格者と認め、平素に於ても多少の精神的障礙あることを是認されるが、法律上の心神耗弱者と認むべき程のものではない。殊に犯罪當時に於ては夫れ以外の障礙は認められないとの鑑定を爲したので、そのまま豫審は終結決定して公判に附されたのであつた。被告人は一審公判に於ても豫審と同樣に犯罪事實については素直に認めたので死刑の判決を言渡された。然るに、被告人は直に控訴し、二審に於ては從來の陳述は檢事の取調によつて知り得た事で、實際は當時何を爲したか知らないと否認したので、裁判所は辯護人の申請を容れて再鑑定を許可し、第二の鑑定人を選み犯罪當時に於ける精神狀態の鑑定を命じた。而して、第二の鑑定人は被告人が癲癇性異常人格者であることによつて平素精神に障礙あること、犯罪當時は癲癇性朦朧狀態にあつて被告人が云ふが如く何事も分らなかつたことは法律上の心神喪失者に該當するものであるとの鑑定をしたので、裁判所は更に第三の鑑定人をして鑑定せしめたが、第三の鑑定人は第二の鑑定と同樣に被告人の否認を信據して朦朧狀態中の犯行であると斷定したので、二審裁判所は無罪の判決を言渡したのであつた。學士は『此の事件についてまづ考へさせられる事は、科學の論定が審理上に如何に役立つたかと云ふ事であると同時に、眞理を求めて止まぬ科學が玆に異つた二樣の歸結を生んだ以上、その何れが妥當であるかの問題が殘された譯である。第一の鑑定に際して非公式ながら余も關與した一人であり、而かも犯罪當時の事情について豫審訊問調書と同一の供述を目の當り詳細に聽いたので、被告人が一

審に於て死刑の判決を言渡された後に於て初めて従來の供述を飜して自白を否認したその心理狀態については之を學問的に價値付けなければならぬ良心を有するに至つたのである。共論及については他日を期して發表すべきであるが、玆に重大なる問題は、誤まられたる科學の歸結が司直の審理を誤まらしむる場合があるとするならば科學に從事する者にとつては極めて愼まざるべからざる事である』と眞率なる苦衷をもらしてゐらるるのである。裁判官は醫學的專門家の判定を俟たなければ、犯罪人を理解し評價すると云ふ最高の仕事を果たすことが出來ないのである。被告人が否認をする場合に於て、殊に醫學的專門家の見解が異つた三樣の歸結を生んだ場合に於ては、裁判官のこの仕事は完全に行はれることを、甚だ困難とせらるるのである。われわれは、意識的動機以外のものを認めまいとする傾向を有つてゐる所から、犯罪人を取調べるに當つて、犯罪の合理的說明として役立つことの出來る所の、この意識的動機のみを追求せんとするのである。（この事は、私が實際に關與した所の、さうして、學士が偶々鑑定の任に當られて、本書中に變質者その三、二人殺し＝無期懲役、として揭げられてゐる所の事件に於て强く經驗したことであつた）それ故に

若しも被告人が『お前は何故かくかくのことをしたか』と訊ねられたときに、『知りませぬ』と答へるならば、われわれは甚だ氣持の惡さを感ずるものである。しかしながら、一步退いて考へてみるならば、被告人にとつてはかかる言こそ彼の眞實の虛僞の少しもない言なのであつて、即ち、無意識的動機の克服的狀態の下に於て、その犯行が爲されたのであつたかも知れないのである。勿論、その點の說明は醫學的專門家の判定に待たなくてはわれわれの知ることを得ざる謎である。われわれ人間は自己の行ふことが何であるか、それを何故に行ふか、と云ふことを知らねばならないと主張はすれども、われわれの文化が自然の力を支配することを知れば知るほど、われわれは自己と云ふものが益々わからなくなるのであつて、われわれは時間と空間とを支配し得るに至つて、われわれは無意識的な本能生活の奴隸であると云ふことを承認せざるを得ざるほど自尊心を傷けられてゐると思ふものである。このことは『犯罪行爲』に於ても日常の諸々の行爲に於ても等しく考へていいと思ふものである。人間の行爲は、凡て、科學的審査によつてのみ理解し評價せられ得るのである。われわれの何人も或る程度の

精神病學的徵候を有つてゐると云ふ言が正しいならば、われわれが犯罪人と名付くる所の人々は、その徵候を比較的多分に有つてゐる者達である。犯罪行爲と指稱せられてゐるものは精神病學的研究方法に依らなければ、それが『心神喪失』中のものであるか『心神耗弱』の程度にあるか、將又所謂責任能力者のそれであるかの理解と評價とを完ふすることは出來ないのである。從つて玆に『概要なる提案として精神病學と法律學との密接なる交涉が企圖されなければならぬ機運が醸されて居る』——三頁——のである。さうして醫學的專門家の立場から、學士は『科學の絕對價値は同時に裁判上の絕對價値であり得ると考へる時に、吾々は益々襟を正さなければならない。而して個人的責任價値を決すべき學問の一つである精神病學が働きかける被告人の病的心理の研究に外ならない鑑定に於て、誤まられた點がありとすれば、又極めて重大なる責任と云はなければならないのである』——六頁——と云はれるのである。

三

以上のような見解から、學士は從來取扱はれた鑑定事件中より殺人に關する例證十篇を選み、之れを一卷としてまとめられ、『病的殺人の研究』と名付けられたものが、即ち本書である。その十篇の各々について、鑑定の結果を論評することは、私の不可能事であり、又、その必要はない。われわれは、唯、本書によつて、刑事裁判と精神病學とが如何に密接に提携して行かねばならぬものであるかを知り、且つ刑事裁判に從ふ者として、犯罪人に對する精神病學的研究上の指針を與へられたと信ずるのである。學士が嚢きに物されたる『犯罪と被告人』——日本犯罪學會出版部刊行——につづいて本書が公にされたことは、學界に對して大きな寄與であらねばならない。學士の如き眞面目なる精神病學者の力によつて法律學犯罪學が益々科學的基礎を强固にし、さうして、われわれの犯罪人處理策が、檢察と裁判と行刑とを通じて、愈々科學化して行くことを、心から祝福して止まぬものである。

矯正図書館

Todesstrafe—ein heuchlerisches, gefährliches Mittel

Max Flesch

死刑は危險な虚僞の手段だ

ベルリン大學法學部教授

マックス●フレッシュ

死刑存廢の論は、何日になつても干ないが、とにかくこの問題については、哲學的、倫理的乃至宗教的方面からも、あらゆる議論を進めてみるが可いのである。さすれば、存置論者にとつても、亦た廢止論者にとつても、得る所が多いであらうと思ふのである。しかし、一と度び、死刑の必要といふ問題について、議論を闘はす段になると、吾人は、死刑は人間社會の存立上缺くべからざるものである、といふ死刑支持論者のいつもながらの主張を、第一に攻撃の的としなければならなくなるのである。

死刑は文化上の汚點である

死刑は社會の存立上缺くべからざるものである、といふ至極簡單に片つけられた、しかも頗る俗惡な論法で、現在今日我々の時代まで、死刑は支持されて來たものゝように見えるのである。この命題は、今日まで何人も其妥當性に疑ひを挾んだものはなかつたのであるが、吾人科學者たるものは、先づこの妥當性の外皮を一度つき破らなければならないのである。而して、その覆被をひきむいて、死刑といふ文化上の汚點を、今日二十世紀の刑法々典に依然として留まらしめた社會一般の謬見を暴露しなければならないのである。何となれば、今日の國家は自己防衛のために死刑と稱する刑罰を必要としなくなつたのである。人間社會の存立は已に死刑の有無には依存しなくなつたのである。犯罪の數、殺人の件數は死刑の有無にはかゝはらないのである、といふことが分明になつたからである。

あらゆる刑法、あらゆる刑罰執行は、箇人の處罰といふことを其終局の目的としてゐるのではないのである。そうではない、その目的とする所は、人間の社會生活に於けるクリミナリテート（犯罪傾向）の征服といふことに存するのである。而して、此の事のみが、大きな眼で見て、立法的に價値のあるものなのである。報復とか威嚇とかいふ觀念の上に築かれた刑罰の執行は、單に片々たる小細工に過ぎなかつたといふことが、だん〳〵分明かつて來たのである。かゝる刑罰の執行に在つては、單に犯罪といふものの皮相を模索するに止まつて、犯罪發生の究竟の原因を探り、將來に向つて犯罪を防止するといふ大きな仕事の役には立たゝないのである。犯罪發生の原因を究め、將來のために犯罪を防止するといふ、かういふ目的に焦點を合せた刑罰執行こそ、初めて以て社會の防衛と社會一般の福利の增進に役立つものであると、自ら進んで主張することができるのである。

死刑は社會の福利のために役立たぬ

しかし、一方には、死刑は社會生活のための一種のラデイカルクール（根絶療法）だから必要だ、と主張するものがある。かういふ人達は、同じく人間社會の一員たる犯人を騙つて、殺人といふ戰慄すべき犯罪を行はしめた衝動の力といふものが、本來人間に存するものであるといふことは考慮しないで、單に其犯人を死刑に處して平氣でゐるのである。社會はかゝる刑罰執行によつて何等の利益を受くることはないのである。何んとなれば、かゝる箇別的の刑罰によつては、殺人といふ所爲は決して將來防止さるゝことはないからである。未だ曾つて何人も、死刑の存ずるがために、怖れて殺人行爲を敢てしなかつたといふためしはなかつたのである。と同時に統計の示すが如く、死刑を廢止したがために、犯罪が增加したといふ證據もないのである。

死刑宣告は更らに新しい殺人を生むのだ

若し、死刑の威嚇と執行とがアゾチアール（非社會的）なレヒツブレッヒヤー（法の違背者）に少しでも影響を與へるものと信ずる人があるならば、それは、人を殺すことを敢てするものゝ、法に違犯せんとする內部の本能（インスティンクト）の力の如何ともすべからざるものであることを忘却しすぎてゐるものである。幾多の死刑の宣告と之に次ぐ

にその執行を以てするにも拘らず、執行後未だ數日を經ざるに、もうまた新しい殺人事件が起るといふことは、つい此頃も我々はいやといふ程その實例を見せられてゐるではないか。いかに、死刑執行者の斧が更らに新しい殺人慾を呼びさますか、といふ多くの實例を、イー・エム・ムンゲナスト (E. M. Mungenast) は彼の著「國家と殺人犯」(Der Mörder und der Staat) の中に擧げてゐるのである。歴史を閲みしても、特に中世紀の歴史には、數限りもない殘忍な死刑の行はれた其時代に於て、如何に人間の生命が安價に取扱はれてゐたかといふことが示されてゐるのである。

犯罪の社會學的根據を認識せよ

現在、なぜ死刑が猶ほ行はれてゐるかといふのに、それは、人間が自己の生活を整理して行くために、是非共爲さなければならない事の數ある中で、其最も根本的なものを究明するの勞苦を避けて徒らに易きに就かんとするがためである。といふのは、先づ犯罪といふものの社會學的根據を認識し、而して後、其原因を除かなければならないといふ、困難な仕事ではあるが、ぜひ共やらなければならない面倒と勞苦とを避けて、死刑といふもので一切を簡單にかたづけてしまをうとするがためなのである。で、現在行はれてゐる死刑といふものは、難きを避けて易きに就かんとする人間の不精から出た、怯懦にして虚僞な、しかも其の影響の人心に及ぼす害惡の大きい處からすれば、また最も危險な方法手段と言はなければならないのである。かるが故に、この意味で——とは即ち犯罪の社會學的根據を究め其原因を除去するといふ意味で、刑罰が執行せられる時に至つて、初めて、刑罰はその存在の妥當性を示したわけで、かゝる深く突つこんだ犯罪防止策こそ、初めて、社會の存在に必要な防衛を目的としてゐるものだと、大威張に主張することができるのである。

死刑はアナクロニズムだ

死刑支持論者の主張が誤つてゐて、死刑が犯罪傾向を征服するために何等の意味を有つてゐるものでない、といふことの分明であるにも拘らず、何故に、今日猶ほ死刑が行はれてゐるのであらうか。別に理由はないのである。死刑は只だ復讐とか報復とかいふ感情から生じた刑

罰以外の何物でもないのである。單に感情を要素として支へられてゐるもので、是事は或は業俗の判斷を動かすことはあるかもしれないが、しかし、社會全般の犯罪の防止を念とする冷靜な刑事立法家にとつては、感情といふものは何の影響もないものなのである。にも拘らず、時代と伴はない、目的もないこの死刑が今日猶ほ支持せれてゐるといふのは、單に中世紀の思想から生れた國家的手段としての刑罰の惰性的存在に過ぎないものであつて、而して、この手段たる、斷じて眞の刑罰執行の觀念の進んで自ら負ふた任務を遂行することのできものなのである。

Berliner Tageblatt, den 28. Juni 1931

「プロベーション（觀察）は、一夜にして凡てのクリミナルをリホームするものと期待され得るようは、そんな魔法ではないのである。しかし、機宜を失せず巧みに適用せらるれば、犯罪行爲から社會を防衛し、且つは、犯罪のために費さるゝ經費を節約するために、有用缺くべからざる制度で、極めてモダーンな、科學的にして而かも人情に厚い行刑上のアドヴェンチュア（試み）と謂へるのである。」

合衆國政府司法省
行刑局長
サンホード・ベーツ

ギヤング剿滅に
ニューヨーク市起つ

去る八月初旬、ニユウヨーク市のイースト・サイドで、ギヤング（Gang ——酒の密造密賣、賭博、賣淫、恐喝等あらゆる不正のラケット（商賣）を稼業とする惡漢團で、日本で言へば暴力團）の襲撃があつて、彼等の猛射のために、街上（ストリート）に遊んでゐた五人の子供が一人は死し四人は傷いたといふ出來事があつてから、今更ながら、ニユウヨーク市民は憤怒に燃えて、一齊に起つて、ギヤングを一掃し、兒童のためにサイドウオーク（歩道）を安全ならしめんと誓つたのである。

ガヴアナー（州知事）・ルーズベルト（フランクリン）、メーヤー（市長）・ウオーカー、ポリス・コムミツシヨナー（警察長官）・マルーネー、並びに、州及び市の重立者は、諸新聞紙及び教壇と共に、ニユウヨークに於けるギヤングの横行を絶つの目的で、全州全市にわたるドライブ（促進運動）を起すことに一致協力するに決したのである。

この騒動といふのは、其日眞晝間、イースト・サイド（ニユウヨーク市の貧民窟のある處、ロンドンのイースト・エンドといふようなもの）の雜閙したストリートを靜かに滑つて行く自動車の中から、いきなりとショットガン（散彈銃）が打ち出されて、彈丸はサイドウオークにあつたベビー・キヤリツヂ（乳母車）を貫いて、中にゐたベビー（赤兒）を傷け、更らに他の彈丸は少年の出してゐるレモネード店に中つて少年を傷け、其外近傍にゐた子供達も彈丸に中つてサイドウオークに倒れ、中の一人は致命傷を受けたのである。今迄は大概なギヤング戰には平氣でゐたニユウヨークも、玆に至つて火のようになつて怒號し初めたのである。

アメリカ在鄉軍人會（American Legion）のニユウヨーク支部では、ギヤングの脅威を絶滅するために、三萬人を街上にくり出さうと提議したのである。

市からは犯人の逮捕のために二萬五千ダラの懸賞金が提供されたのである。警察官は、生かしてでも殺してでも、いづれにしても急に犯人を捕へることを命ぜられ、且つ、ギヤングスター（ギヤングの團員）と見たら、直ちに射殺すべく、其場合には、「腰から上」（"above the waist"）を打つべしと命ぜられてゐるのである。

「若し彼等が戰ひを欲するならば、戰つてやらうぢやないか。向ふでガンを用ふるなら、こつちもガンで行かう。ナイフで來るなら、こつちもナイフで行かう」。と、ニユウヨーク市のポリス・コムミツシヨナーのマルーネーは言ひ放つたが、彼のこの語は直ぐと國民の口に上されて流行語となつたのである。

アメリカを通じて、多くの新聞紙は、この叫びは、アメリカに於ける忌むべきギヤング・ドミネーション（横行跋扈）に一轉期をなすものと見てゐるのである。

この兇行の起つたイースト・サイドの東一〇七町目（E. 107 Street）の往來には、幾百人もの人間がゐて、其外に、其街に面した家の窓からは、多くの人達が、ガンマン（ガンで殺人を商賣としてゐる惡漢共をいふ）の打ち出す五六十發の彈丸が、目指す敵には中らないで、建物やペーブメント（鋪道）にパチ〳〵と跳ね返るのを看てゐたのであるが、ポリスが其一廓に馳せつけた時には、惡漢のカー（自動車）の行衞についての手がゝりを與へるでもあらう一人の人間もゐなかつたのである。このあたりは、伊太利人の多く住んでゐる所なので、他の犯罪に干しては口を緘するといふシ、リー（地中海に在るイタリー人の島の名）の不文の法律が凡ての人の口を閉ぢしめたのである、と警察では言つてゐるが、乳母車の中にゐた小供の母であるペ、カラクワ夫人の言ふ所に從ふと、其處には不文律以上のものがあるのである。夫人は新聞記者に語つてゐる。

「我々イタリー人は、わざ〳〵飛び出して知つてゐることをしやべるほどの勇氣はないのである。この町にはしやべる人は一人もありますまい。

あたしが其車を見たら、だまつてはゐない。ミツシエルを殺した男に手をかけることができたら、八つ裂きにしても足りないと思つてゐる。

しかし、彼の人達は決してしやべりはしますまい。私達は、後になつてあの男共がやつて來て、私達の夫や兄弟や子供達を殺すのを恐れてゐるからです。」

ギヤングスター剿滅の戰を宣したウオーカー市長とマルーネー長官の告示に耳を傾けた後、共濟組合の會員たる千二百のポリスマンは、この惡むべき殺人鬼の逮捕に一萬ダラの賞を懸けることを可決したのである。其上に「ウオールド・テレグラム」紙は五千ダラ、「ニユウヨーク・アメリカン紙」は一萬ダラを、右の一萬ダラに添

へたいと申出したのである。

ウオーカー市長は、「此等の幼きものを殺した惡むべき奴輩を捕へて、法の裁きに服せしむるために、人間以上の力を自分に與へるように神に祈つてくれ」とまで激勵したのである。警察長官のマルーネーは「腰から上を打て」の命令を發し、

「諸君がギャングスターと知られてゐるものを見つけて、武裝してゐると思つたら、毫も躊躇するには及ばないから、直ぐ引金を引くがいゝ。

東一〇七町目の殺傷に責任のある者共が判明して、諸君の中で彼等の一人に出會したら、毫も躊躇する必要はないから、腰から上を打つがいゝ」

と命じてゐる。

マルーネーは、更らに、新聞紙上にステートメントを發表して、銃器販賣の取締を嚴にすべきことを說き、「これを爲す唯一の道は合衆國政府の監督に由らなければならない。或る州で禁ぜられてゐる銃器が直ぐと他の州で手に入れられる間は、此度のような事件は絶えることはない」と言つてゐる。

しかし、「先きに打て」（"shoot first"）の命令は時を移さず實施されたのであるが、ギャング仲間には大した感じも與へないと見えて、警察が戰爭開始の非常手段を取つて、幾組かの捜査隊が連發散彈銃で武裝して、晝夜市中を巡行するようになつてからも、更らに亦た二回の亂暴な射殺事件が報ぜられたのである。其一つは、ブルックリン區で或製造業者が自分の家の前で打たれ、他の一つでは、前きに子供の打たれた場所から僅かに一町と隔たらない處で、自動車の中にゐた二人の男が打たれたのである。

アメリカを通じて、新聞紙の憤激の聲は吼ゆるが如くで、特にニューヨーク市の新聞紙は猛烈を極めてゐるのである。

「これは好いテストである。若しこれでもニューヨークを奮起せしむることができなければ、何物もだめである。若し警察がこれを見逃がすようなことがあれば——イタリヤ街に起つたこの事件が已に今迄久しく檢擧もされず處罰もされずにゐた犯罪の長いリストの中に更らに加はることが許容されることにもなれば、無賴の惡漢は終に勝利者となるのである。若し此等の子供殺しの犯人が刑罰を逃がれることにもなれば、もはや文明も終りである」。とニューヨークの「ウオールド・テレグラム」紙は慨し、「市民はどうしてゐるのか。叫び求められてゐるものは行動である、迅速な果斷な行動である」、と「ニューヨーク・アメリカン」紙は促してゐるのである。

ナショナル・ガード（國民自警團）を出動せしむるのが、ギャングを剿滅する唯一の確實な方法である。とはニューヨーク「イブニング・ヂャーナル」紙の意見で、ガヴァーナー（州の知事）は、地方官吏及び警察が事態を拾收することのできない場合には、ガードをして急に應ぜしむることができる權能を有つてゐるといふ法律の規定のあることを指示してゐるのである。

遙か離れたロンドンにも此事件は反響を揚げたのであつて、其地からの報導によると、「デーリー・エキスプレッス」紙は

「若し、アメリカ人をして、已に今迄にその都市に伸びはびこるに任かせられてゐたローレスネス（無法律狀態）の危險と不名譽とに覺醒せしめ得るものありとせば、この度の事件こそはさうあるべきものだ。而して、アメリカに於ける事態をして更らに呪ふべきものたらしめるのは、犯人の逮捕が極めてあやふやであることで、しかもまた、たとへ逮捕されても、有罪の判決を下されることのないのと、よし亦た、たとへ有罪の判決を下されても、彼等は決して刑を受くることのないのが事實上確實であるといふことである」。

と言つてゐるのである。

ギャングのために苦しめられてゐたシカゴ市は、アメリカのギャング・センターであるといふありがたくない稱號をニューヨークに奪つてゐるのである。シカゴの「トリビユウン」紙は、

「ニューヨークは今日ギャングランド（ギャングの橫行する場所）の首位といふ立派な稱號を有つてゐるのである。シカゴは已に一年前市民が望んでゐたよりももつと巧みな方法で市に於けるギャングの問題を解決して掃清の功を擧げたのである。

ニューヨークでは、州（ステート）としても市としても此の問題に努力を致さなかつたのである。その司法部は腐敗してゐる事實が發かれ、その政黨政治はあらゆる非難を浴びせられてゐたに拘らず、事態は毫も改められず、爲めにギャングは毫も畏怖の念なく、橫行して憚らなかつたのである」。

と、罵つてゐる。

Literary Digest, August 15, 1931

海外時報

アメリカのかんごくはクリミナルだ

（ウイカーシヤム・コムミツション報告の一）

ヂエームス・オツフエンダーは自分の犯かした犯罪に科せられた刑期に服するためにプリズンへ送られたのである。

と、かういふ記事を新聞で讀んだ世間の人は、「これで彼の男も目が覺めるにちがいない」、と曰ひ、して又た恐らくは、「社會の自衛」とか、「犯人の改善」とかいふことについて何か語り出すことであらう。

しかし、ヂエームスが「ビツグ・ハウス」（プリズンの事）へ來て、番號の外に名を有つてゐない物凄い人間の薄暗い仲間の内へ入つてみると、自分が怖ろしいわなに捕へられたのを見出すのである。それは世間の人の思ひもつかないような怖ろしいわなで、そのわなの頑丈な鐵の格子といふのは、刑務所の役人の無智頑陋と社會一般の自分に對する無關心といふことで、彼は其中に入つて棄てられたような自分を見出すのである。

ヂエームス――彼は今は十一万五千三百二十一號であるが――は一つのセル（居房）の中へ入れられて錠を下されるのである――墓場よりは少し大きいが、精々一人住へるだけの鋼鐵のケージ（檻）だ。處が、其處には自分の外に二人ゐるのである。上下二つの柵のようなものが彼等のベツドで、十一万五千三百二十一號はニユウカマー（新入）なので、彼は床の上のマツトレスで眠るのである。このセルの列びには、他の受刑者が同じように二人とか三人づつ詰めこまれてゐるのである。かういふセルの中には、新鮮な空氣の流通は甚だ不十分で、其處にゐる人數の半數にだけにでも不足してゐる位なのである。床はきしむし、のみや虱は四方の壁にたかつてゐる。百年以上も經つてゐるこのプリズンの建物は甚しく陰濕で、受刑者の多くは直ぐリユウマチズムにかかるのである。

しかし、朝になれば、うまく行けば、十一万五千三百二十一號はそのセルから出ることができて、プリズン・ヤード（庭）か工場で何か或る仕事が與へられるのである。だが、まづく行くと、一日二十四時間の大部分はそのセルの中に止まつてゐなければならないのであつて、かういふ場合には、ほんの短時間運動のためセルを出られるだけである。

食事の時間には、數百人の他の受刑者と一緒に黙の群のようにダイニング・ホール（食堂）へ驅り集められてガードからプリズン・テーブル・エテイケツト（刑務所の食事の行儀作法）を教へられるのである。例へば、「パンの欲しいものは、右の手を上げろ。コーヒーか氷の欲しいものは、カツプを上げろ、例なればホーク、スープならスプーン、果物ならナイフを上げろ、若し食物について職員に話したいものがあれば左の手を上げろ」

と、こんな風である。

しかし、此等のルール（規則）は比較的に簡單なものであるが、十一万五千三百二十一號の守らなければならないルールは外にうんとあるのである。時間が來て、直ぐベツドから出なければ、懲罰だ。直ぐベツドに入らなくても、懲罰だ。點呼の時にセルのドアへ出でゐなければ、工場にゐる時又は列を作つた時、自分の位地をはなれれば、髪がよくかいてなければ、又は、手や顏が汚れてゐれば、手をポケツトに入れて居れば、しかめ面をすれば、訪問者をにらめつければ、又は列中で、學校で作業中に、談話を交せば、或は、他房にゐるものへ話しかければ、一々懲罰である。

しかし、これはルールのほんの一小部分にすぎないのである。で、若し此等のルールに違犯すれば、數々の罰を蒙むるのである。先づ第一に、彼は、發信、接見、喫煙、活動寫眞の觀覽、房内の點燈、書物及び新聞紙の寄贈を受くるといふような色々の特權を喪失するのである。

しかし、こんな懲罰はまだ〳〵輕いもので、もつとひどいのがあるのである。事によれば、十一萬五千三百二十一號は、全く暗黑の、でなければ半ば暗黑の厠禁房にほうり込まれて、二週間時には其以上も「パンと水」きりの食事でをいとかれるといふうき目を見なければならないのである。しかし、若し彼がアメリカの或るプリズンでは今尚ほ場合によりてストレートヂヤケツト（窄衣）を用ふる所があり、他の八ケ處のプリズンでは言ふことをきかない受刑者にストラツプ（革の鞭）を用ふる處のあるのを知つたなら、「パンと水」のお手當でも猶ほ

自分は、しあはせだと思ふかもしれないのである。

かくの如き狀態に在つて、――（或るプリズンではこれほどひどくもないが、外のプリズンでは是より一層ひどい處もある）――十一萬五千三百二十一號は、彼の性格を改造し、刑期が終れば、社會のメムバーたるに恥ぢない人間となつて、プリズンを出て行くものと、世間から期待されてゐるのである。

しかし、此くの如き狀態で、そうなるべきどんなチヤンスが持てるといふのか。

「現在のアメリカのプリズン・システムは受刑者を改善もしないし、亦た社會をも防衛してゐないのである」。とは、プレシデント（大統領）・フーバーによつて任命せられ、前きの合衆國の檢事總長ウイカーシヤムを其長とする「法律實施に關する國民委員」（National Commission Law Observance and Enforcement）が、最近プレシデントに提出したるアメリカの行刑制度に關する報告書中に明かに宣言する所で、前きに述べ來れる No. 115, 321 のケースは、「殆んど信ずべからざるコンディション」の中で、明かに其ティピカルなるものとして右の報告書中に引例せられたるものである。

それぱかりではない。右の報告書は、「更らに、犯人を硬化することによりて、犯罪を增加せしむるの傾向があると信ずべき理由が立派にあるのである」、と說き、更らに進んで、

『プリズンはエデユケーショナル・インスティテユウション（敎化施設）として失敗してゐるのである。釋放者が、社會に出でて正業に就くために、其收容以前よりも一層良好な資格を養ひ得たとは、何人と雖主張し得ないのである。

而して、プリズンは懲治施設としても失敗してゐるのである。

暴動、放火、殘忍野蠻なる處罰、プリズン內に於ける殺人事件の頻發、魔醉劑の潛入、憎惡嫉視の不快なる氣圍氣――いづれも規律風紀の亂れてゐる十分の證憑でないものはないのである。』

ときつぱりと斷言してゐるのである。

委員長ウイカーシヤムの名を以て呼ばれる此のコムミツシヨンのリポート（報告）は、先づ、其劈頭に、アメリカには、合衆國政府所屬（Federal）並びに州政府所屬（State）のプリズン、リホーメートリー、ワークハウス（勞役場）、プリズン・ファーム（農場）、並びにカウンテイー（州のステート行政區劃の名）及び市に屬するヂエール（拘置場にして短期刑務所を兼ねるもの）等三千に餘る行刑施設の存し、其のプリズンの大部分は收容人員の甚しく超過せることを擧示してゐるのである。合衆國政府所屬（Federal）の施設の一九三〇年度に於ける收容超過は正規の收容力の六五・九パーセントに達してゐたのである。

報告書は最後に、「吾人は現在の我がプリズン・システムは時代後れで能率を缺くこと甚しいものと斷言して憚らないのである」、と曰ひ、而して、

「吾人は、其精神に於ても、方法に於ても、はた亦た目的に於ても、全く新しいタイプのペーナル・インスティテユウション（行刑施設）の建設せられざるべからざることを堅く信ずるものである。

吾人は、ニユーヨーク州のオーバーン型の收容力の大きな、最上級の安全設備を施したプリズン（maximum security prison）を建築するために多大の經費を投ずるは、不賢明なるのみならず、不必要なことと考へるのである。

從來の經驗に徵するに、要塞に似たる堅固なる建築を要するは僅かに受刑者の一小部分に過ぎないことが證據立てられたのである。

受刑人口を適宜に分類し、受刑者（インメーツ）の大部を、中間級並びに最低級の安全設備を施した施設に收容することにしたら、現在の忌むべき收容超過はこれを避くることができるのである」。

と說いてゐる。

更らに、委員は、「近代式プリズンの建築と並びに是れが管理の任に當るべき專門的に訓練せられたるワーデン（所長）とガード（看守）の任用」と共に、アメリカのピーナル・システム（行刑制度）を「人間らしく」（humanize ヒューマナイズ）するために、次の諸案をプレシデント・フーバーに建議したのである。

一、收容の際、受刑者を愼重に分類し、受刑人口の多數を占むる偶發性の犯罪者（casual offender）を心理的な常習犯人（psychological criminal）より區別し、前者は是れをより、大なる行動の自由の許さるべき建物の中に收容すべきである。

二、精神錯亂せるもの、疾病あるもの、魔醉劑を常用するもの、性的倒錯症あるもの及び低能者をそれぞれ特殊の必要に應じたる病院に隔離すべきである。

三、刑務所に於ける規律を改善し、法律によりて暴戾

なる懲罰方法を禁すべきである。

四、刑務作業に於ける請負制を廢止し、之に代ふるに「官用」制（"State Use" system）を以てし、尙ほ受刑者を國家土木事業に使用すべきである。

受刑者の家族の生計維持を扶け且つは自尊心を失はざらしむる爲、或程度の賃金を支給すべきである。

五、あらゆるプリズンに有力なる教育機關を設くべきである。

六、不定期刑の適用を大にし、且つ、假釋放せられる受刑者を十分監視するに足る組織を具へたるパロール・システム（假釋制度）を更らに現在よりも廣く活用すべきである。

七、何人も、プロベーション（日本少年法に云ふ觀察）に適せざることの明かに決定せらるるまでは、行刑施設に入ることなからしむるため觀察制度（プロベーション・システム）適用の範圍を更らに一層擴張すべきである。

多くの批評家はウイカーシヤム・コムミツシヨンのレコンメンデーション（建議案）をリホーム（改良）への積極的な第一歩だと看るに傾いてはゐるが、非難の聲を以て迎へたものも少くないのである。

新聞紙に發表せられた所によると、ニューヨーク市の矯正局長のリチヤード・パツターソン（Richard C. Patterson, Commissioner of Correction of New York City）は、このレポートを以て「偉大な勇敢な記錄」として稱讃してゐるが、ニューヨークのステート・クライム・コムミツシヨン（州の調査委員）のトーマス・ライス氏は、「積極的に相當の方法で受刑者を作業に就かせる道が見出せない限り、賃金を支給するといふ議はたわいもないことである」と曰つてゐる。

合衆國政府の行刑局長のサンホード・ベーツ（Sanford Bates, Director of Federal Prisons）は、建議されたような改良案の大部は、已に合衆國政府でその所屬のプリズンに施行してゐる、と述べてゐる。

新聞紙の批評に聞くと、ヂヤーシー・シテイの「ヂヤーシー・ヂヤーナル」紙は、「アメリカのプリズンはアメリカの恥辱である」、と曰ひ、ワシントンの「ニユウス」紙は、

「ウイカーシヤム・コムミツシヨンの改良案が實際施行せらるることになれば、人間の暴逆な精神の最も野蠻にして而かも愚劣なる產物の一つなるプリズンといふ厄介物をかたづけることができて、たとへ僅かな數にしろ、クリミナルを陶冶して、社會を防衛する道に向つて進むことができよう」

と述べてゐる。

Literary Digest, August 8, 1931

惡漢團—政黨屋—警察の三角同盟

（ウイカーシヤム・コムミツシヨンの報告の二）

今や、アメリカに於ては、犯罪は一つの「ビツグ・ビヂネス」（大きな商賈）となつたのである。

とは、プレシデント・フーバーによつて指命せられ、委員長ウイカーシヤム（George Woodward Wickersham）の名によつて呼はるる「法律實施に關する國民委員」（National Commission on Law Enforcement and Observance）の最近大統領に提出した第十四回目の報告書中に言ふ所で、「是れ犯人捜査逮捕の機關の更らに大に改善せられざるべからざる所以である」と、主張し、「この合衆國を通して、到處、警察制度の政黨關係から來る腐敗、諸機關の不完、職員の無能等、此等の缺點のために、我が警察は決してギヤングスター（惡漢團）の、「大企業（ビツグ・ビヂネス）」の組織的な能率と追隨することができないのである」、と攻擊してゐるのである。ウイカーシヤム・コムミツシヨンの報告に記述されてゐるこの惡漢團の「ビツグ・ビヂネス」的な方法といふのは、次のようなやり方なのである。

「近代的の企業組織に則つて、勞力を節約し僅少の時間と費用とを以て多大の利益を收め得るあらゆる機械的設備を採用し、惡漢團同士の間に聯絡を保つて、企業上に云ふ「聯合」「組合」の方法で、巧みに警察力を出し抜くことができるようになつたのである」。

しかし、この報告書の諸新聞紙を驚かした所のものはワシントンの「ヘラルド」紙が「アンホーリー・アライアンス」（"Unholy alliance"——不神聖同盟）（註——一八一五年博愛主義の名で、ロシヤ皇帝、オーストリア皇帝、及びプロシヤ王の間に結ばれた同盟を神聖同盟（ホーリー・アライアンス）と呼んだので、之をもじつて洒落れて、「不神聖同盟」と曰つたのである」と名づけた所の惡漢團と腐敗政黨屋と警察との間に三角關係ありといふ、報告書の思ひ切つた陳述で、報告書は決して曖昧な語で此の「不神聖同盟」

の事を記述してゐるのではないので、

「惡漢團と政黨屋の同盟が、アメリカの大部市の警察、たとへ完全と云はないまでも、一部分にしろコントロール（左右）してゐるといふことは、世間周知の、しかも往々にして立派に證據立てられた事實であるが、これがために、警察の長官も其部下も手も足も出でなくなるのであつて、アメリカの警察の無能といはれる原因は、一に玆に存するのである。

惡漢團の大親分は警察にはよく知れてゐるのであるが、不正な政黨屋（ポリティシアン）の陰險な勢力が長官にも其部下にも及んでゐるので、彼等は犯行を肆にして憚らないのである」。

とさへ、明かに斷言してゐるのである。

然らば、この弊を除くべき方策は如何。

アメリカの都市は先づ政治から警察を切り離さなければならない。これが、ウイカーシヤム・コムミツシヨンに屬してゐる諸專門家（エキスパート）の此の問ひに答ふる所である。此等の諸專門家の中には、前きにカリホルニア州のバークレー市、次いでローサンゼルス市の警察長官として令名を弛せ、現にシカゴ大學の警察行政學の教授をしてゐるオーガスト・ヴオルマー（August Vollmer）氏もゐるのである。

報告書の記す所によると、この「不神聖同盟」は次のような忌むべき結果を生じたのである。

「わが警察が、多くの殺人や、大膽極る銀行の掠奪や其他ガン（銃器）を以てする大げさな强奪を敢てする惡漢を搜査逮捕するに失敗してゐる事實は、アメリカの警察に對する一般公衆の信用を失はしめたのである。

政黨をして容易に警察を左右せしむるに至る幾多の原因が存してゐるのは明かな事實である、が、しかし、警察をして惡性の政治屋の玩弄物たらしむる第一の原因は、極めて短期の確定任期でか又は何等任期に對する保證なくして不定の期間警察長官を任命するといふアメリカの惡い慣例である。

殆んど凡ての大都市では、警察と惡漢團との間に同盟が結ばれてゐるのである。ニューヨーク、シカゴ其他の大都市の忌むべき狀勢を看れば一目瞭然である。シカゴは、この三十年間に十四人の警察長官を代へたのである。長官たるものが職務に慣れ、解決を要すべき問題を知悉するに足るほど長く其職に止まること

ができないのに、如何にして警察なる一つの行政部（デパートメント）が其機能を有效に發揮することができよう。

警察長官が市長の命令に絶對に服從しなければならず、且つ其上に、市長が往々にして殺人業其他あらゆる犯罪を敢てする惡漢の政治上の傀儡であるような都市に於て、警察行政が彼等惡漢の左右する所となるのは當然の事である」。

この報告書に對しては、處々の都市から聯合通信の手を經て、嚴重な抗議が送られたのである。シカゴ、クリーブランド、カンサス・シテイの三都市は、このウイカーシヤム・コムミツシヨンの報告を力强く否定してゐるのである。ニューヨーク市の警察長官（ポリス・コミッショナー）なるマルーネー（Edward P. Mulrooney）は聯合通信へのステートメントで、ニューヨーク市の警察官吏の任命は文官任用令に依るものであるから、「警察部には決して政黨の干涉はない」（"No politics in the Police Department"）と抗議してゐるのである。

ニューヨーク・タイムス紙を初め、多くの記者は、ウイカーシヤム・コムミツシヨンの調査が、「往々にして皮相的で杜撰で、時には、三年前には有つたかもしれないが、以來已に改められた狀態を平氣で記述してゐる」、といふことを筆を齊へて攻擊してゐるのである。

ウイカーシヤムの此の「ポリス・リポート」（警察に關する報告）によつて起つた一齊の非難の聲に對して、前きの合衆國の檢事總長のデオーデ・ウツドワード・ウイカーシヤムはニューヨーク「タイムス」紙上で之に答へて、事實の正確なることを主張してゐるのである。

『我がコムミツシヨンの報告に關して、「往々にして皮相的で杜撰で、時には、三年前には有つたかもしれないが、以來已に改められた狀態を平氣で記述してゐる」といふ諸郡市からの抗議も、この報告の基礎となつてゐる證據十分な記述を論破することはできなからうと思ふのである。で、警察行政改良の重大な妨害となる所のものは、惡性な政治上の勢力の加はるがためである、といふ結論を支持するために、十分の材料をさらけ出すには、最近のニューヨーク市の諸新聞紙の綴込を探す以上の手數をかける必要はなからうと思ふ』

Literary Digest, August 15, 1931

獨逸に於ける釋放者保護の危機

獨逸に於ける現在の經濟上の危機が、特に釋放者の境遇に不利益な結果をもたらしたことは、當然な事で、各種の工業が不況のために多くの勞働者を解雇してゐるので、釋放者のために職業を紹介してやる機會が非常に減じてしまつたのである。

ベルリンの受刑者保護協會（Berliner Gefangenen-fürsorge——B. G. F.）では、今度新たに其事業報告を公にしたが、一九二五年一月この事業の創始以來組織立てられた受刑者保護（Gefangenenfürsorge）の發達が一目瞭然となつたのである。創始以來今日に到る六年半に、この協會に保護を求めた者の件數は三倍となつたのである。一九二五年には、相談件數は七千六百九十四件一九二六年には一萬二千九百五十四件、一九二七年には一萬七千六百八十二件に上り、一九二八年には一萬九千五百七十四件が記入され、一九二九年には二萬二千二百四十件となり、一九三〇年四月一日より一九三一年三月三十一日に至る會計年度には二萬四千四百二十件に上つたのである。

一方に於ては、司法省、他方に於ては公私保護團体（Wohlfahrtspflege）との間の聯絡機關たるB•G•Fの性質として、ベルリンの保護組織中に在りて、特別の任務を有つことになつて來るのである。保護團体の職員は、手數のかかる被保護者を已に彼等が行刑施設中に在つた時から知つてゐる場合があるので、職員の仕事は自然と行政施設で行はれてゐた規律訓練と關係が生じて來るので、此間の聯絡機關としてB•G•Fはベルリン管區内に在る二十ケ處の受刑者の保護會（Bezirksgefangenen Fürsorgestellen）の活動の楔子となつてゐるのである。

釋放者保護の目的即ち社會の一員たる資格のある分子を社會的に復活せしむるといふことは、先づ非社會的並びに反社會的な分子をして、凡ての關係保護會のとつた統一した方針態度を熟知せしめ得た時に、初めてこの目的が達せられるのである、で、現時のような不況に際しては、協會の事業は、職業紹介といふ經濟上のフユルゾルゲよりもむしろ社會的敎化の方面へ全力を注いでゐるのである。幸にも、一九二七年頃には殆んど夢想としか思はれなかつたような、刑務所のフユルゾルガー（保護司）、精神病理學者、並び職業相談役との間の協力聯絡が、今日では完全に行はるるようになつたのである。

B•G•Fは、創設以來、六年半の日子で、受刑者に及ぼす敎育刑の積極的な効力を明かに認めたのである。思慮の深い受刑者は悉く、今日の刑罰執行の目的は、受刑者の元氣を鼓舞し、重い試練に堪えしめて、性格を練り上げるに存することを認めてゐるのである。

しかし、今日のような不況時代に、長期刑に服したものをこれから先長く何も爲せずにをくといふのは特に危險であるが、短期刑に服したものも、今日の失業狀態では、作業賞與金を使ひ果した後で、欠しい公共團体の給養を受けてゐる場合には、ともすれば再び犯行をやりかねないのである。

で、B•G•Fでは、色々と保護中の釋放者を其才能に從つて、會内の仕事に働かせることにしてゐるのであつて、其勤勞に對しては一々正確に報酬が支拂はれるのである。

Berliner Tageblatt

アメリカン・プリズン・アツソシエーション（アメリカかんごく協會）第六十一回年次大會

右大會（コングレス）は、來る十月十八日より二十三日まで、合衆國マリーランド州ボルチモア市で開催せられる。この度の大會で取扱はれる主題は「社會の責任」（"Society's Responsibility"）で、多くの斯界の權威によつて、各方面から犯罪と社會との關係が論せらるゝ筈であるが、十九日の總會に於けるアソシエーションの會長（プレシデント）ホークナー氏のアドレッスの演題は、「近代生活の復雜性と其犯罪との關係」（"The Complexities of Modern Life and their Relation to Crime"）と名づけらるる筈である。

刑政第44巻第10号
矯正図書館

行刑小話 (六)

玖波文一郎

味噌汁哲學

一

煙草を喫む人は大抵味噌汁を有り難がるが、喫煙家と味噌汁以上に深い關係を持つものは囚人と味噌汁との間柄である。囚人が味噌汁か味噌汁が囚人かといつてもいい位だらう。

ところでこの味噌汁位刑務所によつて味のまちまちのものはなかつたさうである。今でこそC刑務所で醸造したやつを附近の刑務所に保管轉換をやつたり、O刑務所でとれる安鰯をだしにつかつたりする聖代になつたから文句はないが僕が刑務所に居たころはそれこそ大變な味噌汁を飲まされたものだ。

「用度主任此處の味噌汁はえらい鹽辛いぢやありませんか」

僕はどうも變な味がするので用度主任のM君を追及したものだ。

「豫算がないものですからね、ついこんな味噌を使ふことになるのですよ」

「そんなに安い味噌を使ふんですか」

「味噌といやあ腹が立つが實は名ばかり味噌といふんですよ」

「名ばかり味噌とは一體なんですか」

「味噌がらに鹽俵をせんじた汁をぶつかけて味をつけるから味噌の匂ひがプンとして鹽からいでせう」

「ひどいことをするもんだなあ。一體そんなに豫算逼迫なんですか」

「兎に角一人前一日二錢のおかず代ですもの一貫目五錢の味噌にしなきやあ魚の一切が十日に一度もあてられませんよ」

「それで囚人がよく飲みますね」

「いやブルの被告は決して飲みませんが普通の奴はお湯よりはいいつて喜びますぜ」

その話を聞いて以來そこの味噌汁は當分僕ののどを通らなかつたものだ。しかし、たとひ名ばかり味噌でもにごして飲めばたしかにお湯よりもいい。第一溫いのがとり柄だ。或日僕は一人のブル囚人と話す機會を持つことが出來たので早速味噌汁問答をやつたものだ。

「あなたの御身分では此處の味噌汁は飲めないでせう」

「まだ一度も飲んだことはありません」

「おきらひなのですか」

「わたしは此處に來るまでは非常に煙草をのんでいましたから、味噌汁はかかしませんでした」

「それなのにどうしてお飲みにならないんですか」

「何しろ雜役に對する感じと、桶からくんで呉れるその有樣とでいかにもきたならしい感じがするものですから」

「しかし、毎日白湯ばかりでは食慾がなくなるでせう」

「刑務所でお茶ぐらひ呉れたつていいと思ひますが、なぜお茶が禁じられて居るのでせう」

「さうですよ、わたしもその點は改良すべきだと思ひますが、何しろ豫算といふ奴が許さんさうですからね」

「糖分も與へないし、お茶も呉れないし實際ひどいですね」

「だから、どうです一つ此處の味噌汁を久し振りにやつて見ませんか」

「なんだかきたならしいぢやありませんか」

「しかし、大勢のを大量にたくのですからおいしいですよ」

「さうですかな、一つやつて見ますかな」

この問答のあとで僕は典獄の室のドアをたたいた。

「やあー、又改良かい」

「いいえ、一つ御相談があるんですが」

「嫁さんでもさがさうかね」

「嫁さんはまだまだ。あなたはNを御存じでせう」。

「うん、〇〇事件のあれかい」

「あれに僕はさつき味噌汁をすすめたんですが、なかなか應じさうにないですよ」

「いーや、身分のある人は此處のはなかなかのめんよ」

「だから、一つにえくりかへるやうな奴をやつて貰ひたいんですね」

「君、そんなことをすると外の囚人たちが順番をくるわしたといつてもますぞ」

「何一ぺんつりやあいいんです。味噌汁の湯氣と匂ひをつるんです

ね」

「ところで君どうしてNに味噌汁をそんなに飲ましたいんだね」

「あんな知識階級は差入ればかりやつて居るでせう。だから、お腹をこわすのですよ。此處の胃腸病統計が多いのはそこなんです。今Nをお囮に味噌汁を普及したらきつと胃腸病がなくなると思ふんです。どうです一つ順番をくるわしちやあ」

「君はいつも突飛なことばかり考へ出すがうまくゆくかなあ」

「やつて見ようぢああありませんか」

その夕べ。雜役は房舍中央のNの房から味噌汁をくばり始めた。流石に彼は他の囚人のやうに中味の豆腐切れを數へようとはしなかつたが立ちあがる味噌の香りに少からず食慾をそそられて殘らずこの名ばかりの味噌のお汁を平げて了つたさうである。その翌日また彼と僕との間に問答が始まつた。

「いかがでしたか」

「やつぱりおいしくいただけました」

「のどにつかへませんでしたか」

「あの熱さと鹽辛さとがとても氣持ちよくのどを通りました。どうして、わたしは今まで毛ぎらひして居ただらうとむしろ後悔した位です」

「さうですとも。日本人が味噌汁を毛ぎらひしちやあいけません。今の日本で社會と刑務所とのあひだの食物の平等はただ一つ味噌汁あるのみなんですからね。」

二

味噌も汁に化けぬと問題が起るものらしい。水と混和してたぎられたときは各人の胃の腑から膽汁をそそるものだが生の味噌となるとなんともいやな臭氣がかへつて食慾を減退さすものだ。

それかあらぬか囚人はひどく味噌だけをつけられると癪にさへるものらしい。殊に、正月に味噌でお茶をにごさうものなら大變だ。ある刑務所の雜居房での出來ごとである。

「おい、今朝は元日だといふのに何んだ。あのおかずは」

「實際だ。俺はここにもう八年も居るが元旦に味噌だけつけられたことなんか一度だつてありやしない。」

「緣起糞がわるくつて仕方がないや」

「俺たちに今年中味噌をつけろといふなぞかも知れんぞ」

「さうだ、さうだ。今年はきつと假釋放なんかやらんに違いないぞ」

「こんな獻立をしやがつた用度主任の奴をとつちめなきあ蟲がおさまらんぢやないか」

「用度主任をとつちめたつて仕方がないさ。大將がわるいんだよ」

「だつてよ。大將はおめえ病氣ぢやないか」

「さうだなあ。だが、一つやらにやあいけんぞ」

味噌事件に對する噴懣の聲はひとりこの雜居房だけではなかつた。敎誨堂に至るみちみち甲も乙も丙も丁もいづれも味噌の緣起をかついで居た。

しかし、傾勢不隱は早くも刑務所の幹部の察知するところとなつた。彼らは直ちにその旨を病床の大將に報じたのである。病床の大將はこれらの囚人を情によつて支配して居た。この斷末の時に只役に立つものはその情のみであつた。大將が出馬した。はちきれさうな噴懣の聲は漸くにして喰ひ止められたさうである。

一昨年のことだが、アメリカのリーヴンウオースといふ刑務所にどえらい騷動が持ち上つたことは讀者諸君の記憶に新たなるところがあらうと思ふ。その原因はいろいろであつた。しかし、間近かなところは矢張り食物のことだといふことである。もちろん、アメリカには味噌はない。しかし、日本の味噌に匹敵するところのちやが芋の腐つたやつか半煮の奴でもやつてみたまへアメリカの囚人はきつと皿をたたき始めるさうだ。

リーヴンウオースの騷動もわが味噌事件に類するものがあつたさうである。しかし、幸にしてわが刑務所の大將はリーヴンウオースのそれよりも人格が上であつたので事件はあつけなく終つてしまつたのである。

僕は序に味噌事件に關聯して玆に食物論の講釋をやつて置かうと思ふ。

ある暑い夏のことであつた。僕が中國筋の或刑務所に行つて囚人の苦情を聞いて居るとそりやあ種種雜多な申出があつた。

「先生!、先生は俺たちの爲めに改善々々とお仰言るさうですがこの刑務所では俺たちに蛆を食べさして居ます」

「馬鹿なことをいふな。いくら刑務所がひどいからつて蛆を食べさすなんてことがあるものか」

「いいやたしかに蛆を食べさしたんです。現に俺はそれを此處に持つて來てる。それが確かな證據ぢやありませんか」

「さうか、どんな蛆か一つ見せて臭れ玉へ」

「これでさあ、こいつがいくつも居てとても飯なんか食へあしない」

彼は丁寧に便紙につつんで僕の前に置いた。

「なあんだ。これは米にわく蛆ぢやないか。君、大勢の飯をたくんだものさう一つ一つ見て居れるかい」

「だけど、中に居ては俺たちは飯が命の綱なんですぜ。その俺たちの大切な飯の中に蛆をまぜられては不安で仕方がないぢやありませんか」

「さうだとも、僕も大に同情するよ。だが、そんなに荒立てることもないぢやないか」

ほかにこんな苦情を持ち込んだ奴も居た。

「先生、ここの刑務所では僕たちにわざと石をまぜて食べさせるんです」

「まさかねー」

「しかしこんなに砂が出るところを見るとたしかにわざといれるに違ひないぢやありませんか」

窩つた魚を食べさされるといふ奴ぬたは腹がへつていけないから豆か芋をおかずにして臭れろといふ奴。どれもこれもがいぢきたない不満をのべる。だが諸君。割りあて飯は腹が減るものだ。さうして、空腹は人間を自然に歸すものだ。人間の自然は食慾と生慾との本能に支配され、その支配を解脫せしめ得るものはひとり教化あるのみである。

さういふ意味から僕は獻立がかりの用度主任が偉大な教化の責任を分擔するものだといふことを知り得たのである。

三

味噌汁は一體どうして飲んだらいいのか。僕はご飯を三口か四口頬張つて然る後に味噌汁をすするがそれは僕の個性のあらはれだ。一口たべては味噌汁をすする暇人も居るし、最初あつい奴をきゆつと平げてあとをお香の物でさつぱりとやる御人も居るやうである。

すこししつこいが御飯に味噌汁をかけてチヤクチヤクやらかすのも居る。恐らく人類の顏型と性格とさうして指紋とがまちまちであるが如く味噌汁のすすり方位まちまちなものはあるまい。しかも、それは吾人の無意識の中にあらはれるところの一表現である。吾人がそれに氣付けば味噌汁の味はたちどころにけし飛んで了ふに違ひない。僕は出來ることなら味噌汁の飲み方に對する僕の癖を意識したくないし人にも亦意識させたくないのだ。

ところが囚人と味噌汁との關係に於てはさうはゆかない。彼らは味噌汁の味を味ふのでなくて味噌汁で彼等の腹をこしらへる術を憶えねばならぬ運命に置かれて居るのである。

哀れむべき囚人たちは僕たちとちがつて先づ腹を滿たし然るのちに味覺の餘裕を知るのみである。咀嚼第一だとか、一口に三十六度もクチヤ、クチヤやることは今日の行刑に於ては量と時間とが許さないのだ。

だから、刑務所に這入る奴はどうしても毎日ぶつつかる味噌汁の飲み方を研究する必要にせまられるのである。僕は或るとき二三人の囚人の味噌汁問答を聞いたことがあるから一つ紹介して置かう。

「おい、お前の味噌汁の飲み方はえらい新式だぞ」

「なに、新式なことがあるもんか。お汁をみんな飲んで置いてそれから飯をたべると一番腹がふくれるといふぢやないか」

「馬鹿だなあ。飯を先きに食べて置いて最後にお汁をぐつと飲むのが一番腹がもてるんだよ」

「戲談いつちやあいけないよ。熱いおいしい中にやつてあとでうまくない飯を食べるから腹がもてるんぢやないか」

「へん、熱いのをちびちびのんでなにが腹にこたへる。ぬるいやつをぐつとのむからこそ腹がだぶつくんだ」

彼等は味噌汁の飲み方でこんな口論をするのであつた。だから、若しも味噌汁の中に豆腐でも這入つて居ようものなら大變だ。お前のは幾切だつたいと始める。そして、若しもそこに幾切れかの差異があらうものなら味噌汁をくばる雜役はきつと恨みを買はなくてはならなくなるのである。同時に雜役は雜役で味噌汁の中味を左右し得る權限を持つだけに彼は同囚に對する支配者である。

僕は味噌汁のくばり方と教化との關係を考て見た。若しも味噌汁が

矯正図書館

現在のままにくばられるなら彼等のさもしい食慾はいつの世までも續くに違ひない。そして、彼等は永久に利己心の亡者として果てねばならぬのである。

これはハーネフエルザンドといふハムブルグの少年刑務所での僕の實見談だが、そこでも汁のくばり方では隨分なやんだらしい。その擧句そこでは共同の汁壺から自分勝手に吸み取ることにされた。ところがどうだ。そこでも矢張り食慾亡者どもはとかくひとの食慾を無視して先きが爭はれた。看視の社會教育官は亡者どもをどなりつづけた。

「お前達は自分の食慾ばかり考へてはいかんぢやないか」

それは社會教育官の最後に出すきり札であつた。かうして社會教育官は彼等の放逸な食慾を平均させることにつとめた。

食慾の平均、味噌汁の平等。それは結局人間の進化を誘ふ唯一の道であることを行刑當局が心せねばならぬといふことは僕の年來の主張なのである。

ラヂオ體操の敎化的價値に就て

松本刑務支所　武藤亘

一、はしがき

ラヂオ體操が受刑者の體育奬勵上有效なることは今更申すまでもなく既に一般の認むるところでありますが、此體操を毎朝ラヂオの音樂に依つて行はせることの敎化上如何に有效であるかを玆に申述べようと思ひます。

昨年十二月行刑局長の御通牒に依つて始めてラヂオを設置せられたのでありましたが、其通牒に依ると、比較的危險を伴はず敎化上有益と認められる數種の敎材が指定されてあります。其中にラヂオ體操が加へられてあるのも當局がラヂオ體操に依る敎化力の多大であることを認められたからでありませう。

二、ラヂオ體操の開始

當所では本年六月初旬から幹部職員有志に依つてラヂオ體操の講習が行はれ、屢々保險局員を招いて熱心に練習を續けました。そして先づ職員自らラヂオ體操の效果如何を體驗したのでありますかくて確信を得ましたから七月一日より少年受刑者に、續いて成年受刑者にも實行いたしておりますが、最初の一ケ月はレコードの音樂に合せて日日愉快に行つて其技に練熟せしめると共に、再三ラヂオ體操の效果を演述して各自悦んで此體操に參加し眞劍味を持つて行ふことを勸めたのであります。

然るに少年成年を問はず能く其趣旨を理解し、悉く參加するは勿論、此新しい試みに對し非常なる感謝の念を湧起せしめ、今では隨一の運動方法として之を歡迎し、回一回と妙味を加へつつ頗る眞面目に繼續してゐるのであります。

三、ラヂオの利用

そこで更に一歩を進めて、少年には八月一日より午前六時から放送されるラヂオに依つて此體操を行はせることにいたしました。

場所は敎誨堂の前庭で、擴聲器を前にして全員を相當間隔を保たせて整列せしめ、先生方を始め關係職員も上衣を脱いで其傍らに並び、共に體操を行ふのであります。

當地は海拔二千尺の高原でありますから、固より空氣は清く澄んで、眞夏でも朝夕は肌さはりのよい涼風に見舞はれます。そして信州一の廣さを持つ所謂松本平ではありますが、四面は見渡す限り綠り濃き山また山が折り重なり、遠くは北アルプスの連峰に心も洗ゆる白雪を眺め、何時も清清しい大氣を呼吸することが出來ます。

其所に擴聲器を通じて精選された至つて邪氣のない妙へなる音樂を聽きますと、心の蟠りがおのづと取り除かれて行きます。やがて懷かしみのあるアナウンサーの挨拶に引續きピアノの伴奏が始まり、役人の指示もなく各自、自由に體操を開始するのであります。

ラヂオ體操のレコードも種々ありますが、ラヂオのピアノの伴奏は一層輕妙で其感じが能く、思はず手足も輕く動き、疲勞を覺えず、氣分を爽やかにするやうに思はれます。

體操は連續五回でありますから、朝の間に行へば格別汗を流すほどではありませぬ、しかし身體の各部に亘つて頗る均齊の取れた柔かい運動でありますから、之を行つた後は何とも云へない實に壯快な氣持になります。

かくて體操を終り、最近選定されたラヂオ體操の歌を聲を勵まして合唱し、內臟の運動と沈みがちな志氣を振作いたすのであります。

そして更に續くレコード音樂の放送はまた少年等の心底を洗ひ、亂る情緒を統一し、無我の心境を逍しむると數刻に及ぶのであります。

四、敎化的效果

斯の如く體操に依つて肉體的に總ての機能を順調ならしめ、之より及ぼす精神的快味と、音樂や唱歌に依る氣分の轉換、情操の陶冶は敎化的效果として最も顯著なるものでありますが、早朝に於ける此好印象は、少年等の其日の言動に影響し、作業能率を增進することは明かな事實であります、

なほ職員諸氏が彼等と同じ氣持になつて、日々同じ場所で眞劍に此體操を續けてゐることは、彼等に對する立派な活模範であるのみならず、職員と收容者との融和を促進する上に大なる力となるのであると信じます。

之を要するに、ラヂオ體操は獨り身體の健康を增進するに止らず、精神の淨化を期する上に尠からず效果のあることを確信するのでありまして、ラヂオを利用することに依つて一層ラヂオ體操の敎化的價値の偉大なることを感ずる次第であります。

五、結　語

惟ふに、刑務所に於けるラヂオの設置は、敎化方面に大なる衝動を與へ、行刑と社會との連鎖が電波に依つて其濃度を增しつつあることは悅ばしい現象であります。御承知の通り本夏中東京市や放送局の主催に依つてラヂオ體操の會が開かれ、幾十万の市民が之に參加したのでありましたが、少年等が此社會人と同じ放送に依つて體操を行つたことは、恰も社會に參加したと同樣の結果を齎らしたのでありまして、社會に於ける敎化施設が電波を通じて直接少年等に及ぼした好一例であります。而して少年等は此社會の恩惠を實感し、文明の餘澤を感謝しながら、己の修養にと專ら勤しみ勵んでゐるのであります。

以上は主としてラヂオ體操に就て申述べたのでありますが、指定されてある他の敎材も之が利用に依つて敎化上莫大の效果を奏しつつあることは言ふまでもありませぬ、されば今後更に此施設が擴張せられ敎化充實に資せられむことを切に希望して止まないのであります。（完）

沖繩刑務所製作品即賣會狀況

本年八月十五日より向三日間、當所構外演武場に於て當所製作品即賣會開催せしに、時恰かも「デング」熱大流行の直後にして人心平靜に復せず剩へ財界の不況深刻化せる折柄にも不拘、初日午前八時より陸續入場者ありて、午前十時頃に至り愈々殺到し會場立錐の餘地なく重なる高價家具類は勿論全部賣約濟となり、其他漆器類も非常に人氣を博し同日午後六時迄の賣上高金千四百八圓を突破するの盛況を呈し、引續き第二日及第三日も前日の如く市內及郡部よりの入場者殺到し、金千百三十五圓の賣上高を算し、此の三日間の賣上總計金二千五百四十三圓に達し、出品總價格三千八百圓に對する六割七分の歩合を示し、昨年八月那覇市公會堂に於ける第一回即賣會の千九百二十圓、本年二月當所演武場に於ける第二回即賣會の千六百八圓の賣上高に對比し右財界不況等の祀憂を裏切り斯く好成績を擧げ無事閉會した。

尙此三日間に高價の家具類漆器等注文引受高千九百餘圓に達し、閉會後も注文人多々あり、且つ製品の販賣力を增當し需要不足の憾あるに依り、指物工塗師工を增員し生產高を增加し海外にも其販路を需むるの外、年中行事として年々二回宛即賣會を催し製品の市場進出を計ることにした。

指紋の研究に就て

鳥取支所　出口米吉

強盗殺人死刑某は刑確定し、既に極刑執行濟のものでありますが、玆に本人の指紋を閲ると驚くべき兩手の指手全部渦狀紋、倘且同一指紋多く分類の價は左手示指九、中指七、環指七、小指七、拇指七、又右手は示指八、中指八、環指八、小指八、拇指八、と謂ふ右手は全部同一指紋のものでありまして、他に類例のなき珍らしき上等の指紋の持主で、前科四犯を有する常習竊盜の累犯者であります本人の個性は、果斷的敏捷、且隨分怜悧にして、言葉巧ナル陰險性を帶びたる人格であります。

生育關係本人は、元相當の農家の家庭に生れ兩親の手に據りて、養育を受け尋常高等小學校卒業し、其成績も優等にはあらざるも良好の成績で出たのでありました。幼少の頃は頗る健兒にして惡戲の我鬼大將で、頗る大膽なる言動多く、大人も及はざる啞然として、智識の活動敏捷のものでありました。漸次成長して適齡となり、徵兵檢査に甲種合格し、廣島第五師團陸軍砲兵第五聯隊に入營したる處、入隊後本人の軍隊教育學科も實科も拔群の優秀なる成績なるを以て、從て敎官は勿論一般上官の氣受信用も厚く、延ては豫定外早く階級を進級し、忽ち上等兵に伍せられ、滿期の際には下士適任證書を附與せられた、名譽有爲の軍人でありました。然るに滿期の除隊際上官に惜まれ、勸告に據り一年後して滿三ヶ年間無事に任務を竭したるものでありましたが、本人の惡癖としては常に酒を嗜み、加ふるに多辯を弄して、同僚と喧嘩を挑むの癖もありましたが、然れども常に利巧もので、本人の謂ふ處恰も合理的にして一般公衆の首肯する處多かつたのであります。

犯罪事實　昭和三年十一月十日竊盜罪に依り懲役二年六月の刑執行を終り、滿期出所するや、廣島市船入町西遊廓に登樓し流連して、出所際給與されたる作業賞與金六十圓餘の內既に四十圓を費消し爾來廣島市內のカフエー數軒食堂に頻々と出入し、放蕩して常に遊廓內を破落付き爲に所持金全く蕩盡して、其後各地彷徨流浪中の折柄廣島縣安藝郡戸坂村字千足十六番地に居住する某なるものか、豫て米國に渡り數萬圓の金を蓄へて歸鄉せる由、を聞き込み居たるより同人方に到りて家人を戸外に連れ出し、附近竹籔の中にて之を制縛し、同人方より金員を强奪せんことを想ひ立ち、廣島市に於て麻繩を用意し、其目的の下に月日不詳午後九時過同人方に到り、本人及其妻に面會を强要し、警察の係員なりと詐稱し本人に對し、其資產狀態又は親屬關係等を訊ねたる後、倘取調ふべきことあるに依り、附近の川口醬油店迄同行せられ度旨言葉巧に申欺き本人を戸外に連れ出し、同家近く竹籔と桑畑との間に小徑に於て恰も警官の如く裝ひ同人に對し、逃走すまじきも念の爲繩を掛け置くべき旨を申告け先づ所携の麻繩を以て、本人の兩手を縛したるが突知本人を殺害して金員强奪せんことを決意し、即時本人の後方より麻繩の一端を其胸部及頸部捲付け、其場に之を後に引倒し、更に右麻繩を以て二重三重に其頸部を緊縛し、以て窒息せしめて、殺害し置き、更に續ひて其妻を連出し、前記本人同樣に同地の竹籔中に於て縛し、所期の目的を遂けんとして、再び同人方に引返し連出さんとしたるに本人の妻が、警官の態度を怪み疑ひ恐怖心を起して、俄かに喊聲を立て隣家の人に救を求めたる爲、豫期したる金員强奪の目的を遂げずして、遂に逃走したるものなり、之に因りて考察するに頗る大膽なる遣り口にして、個性と指紋とは爭はれざる事實ではないでしようか。

次に竊盜累犯二入懲役七年囚某（明治四十年八月二十五日生）は現在或刑務所に於て服役中ものでありますが、本人の指紋と個性とは研究するに是亦驚くべき兩手の指手が全部渦狀紋でありまして同一指紋が又多いのでありますが、左手示指八、中指七、環指八、小指九、拇指九、又右手は示指八、中指九、環指八、小指八、拇指八、と謂ふ結構なる指紋の持主ではないでしようか、因て本人の個性考察研究するに元來性質としては、放縱且希望性の人てありますが、其行動の敏活智謀的共同陰險質の人でありまして、餘程注意と研究とを要する人ではないでしようか。

生育關係　本人は歲九歲の頃迄實父母の手に養育せられ十歲の時實父に死別し十四歲の時繼父來り、兩親の手許に據りて尋常高等小學校卒業し、爾來齒科醫の見習生として二ヶ月間習得したるに技能劣合に進み、而かも手工巧にして齒科醫の信望もありましたが、然るに當時他人の物品万引竊盜を爲したる件に就き大正九年十一月廣島修導院に入れられ、同院に入院中は仕事として、密計踏を見習ひ是亦巧者として技能も著しく早く進歩し總ての働き振り敏捷なるを以て是亦係員の信用も受け忽ち他業凌駕するの成績を得、相當密計踏の技工も獲得し、稍々一人前になりつゝありしに拘はらず同院に於て些細なる不都合の行爲の爲め同院に居絕へずして、無斷飛出して同年十二月日不詳大阪市に赴き、友禪染工場の職工に雇われ同所に於ても可なり其成績を擧げ能く働くより工場主の信用も、又厚くなつたのでありますに拘らず放蕩をする樣になり花柳界に出入し、友禪染職工を厭ひ勉勵を持續せざるより、翌年八月愈々其內の監督嚴重になり、又々無斷其家を飛出し廣島市に來り或犯罪を爲したる處、微罪事件とて廣島修導院の保護引受の許に檢事局に於て特に、起訴猶豫の處分を受け放還せられたるより續いて本人は、吳市の或カフエーの「コック」として雇はれしが、生來の放縱大膽者且表裏著しき癖ものとして間もなく同所も又解

雇され後、實母の下に歸りたるも一定の職業を厭ひ諸所を徘徊して、遂に放浪生活を續けるに至れり　犯罪事實本人は大正十五年八月二十六日吳區裁判所に於て竊盜罪に依り懲役八月に處せられたる後昭和二年勅令第十二號に依り、其刑期を懲役六月十七日に減刑變更せられ昭和二年三月二十日其刑の執行を終り共犯某は大正十一年二月三日吳區裁判所に於て竊盜罪に依り懲役一年六月に處せられ、同十二年八月十六日其刑の執行を終了したる後、更に同年十二月八日同區裁判所に於て竊盜罪及詐欺罪に依り少年法の適用を受け短期二年以上長期五年以下の懲役に處せられ大正十三年勅令第十號に依り短期一年六月長期三年九月に減刑變更せられ昭和二年五月二十五日其刑の執行を終了したるものなる處、右犯人兩名は竊盜を爲さん事を共謀し相共に昭和二年十月三日午前一時過頃に廣島市尾長町育兒院内に忍入り同院々長室に於て日本手拭一筋を竊取したる後更に同院内の事務員某の寢室に入り、同所に於て同人所有の「セル」單衣一枚外十七點の物品を竊取し、尚同室に於たる金庫より金圓を竊取せんとして、金庫の扉を開かんとしたるも開扉出來ざるより犯人兩名は、玆に事務員某を脅迫して、前示金庫の金品を强奪せんことを相謀り本人は所持の七首を拔きて逆手に持ち右事務員某を蹴り起し之れを同人に示しながら、金庫を開けよ、と怒號し同人に於て之に應せざる場合は、其身體に危害を加ふへき態度を示して、脅迫威力を示したる處、事務員某は之を眞に恐怖萎縮して、餘儀なく右金庫を開扉せんとしたる際、偶々同院内に就寢中の小使某が聲高く某事務員の名前を連呼したる爲め、本人は遂に右金品の强奪の目的を遂げずして、直ちに其場を逃走し共犯某は、本人が右金品强奪の爲七首を拔くや直ちに同院の屋外に立出て其見張を爲し居たるものなり。

如斯果斷的大膽且共同的陰險のものにして、精神狀態、智覺聯想、思索判斷、感情旦意志、等相當確實のものであり、個性惡辭、等考察し以て指紋研究の上行刑の資料とならないでしようか。

歷史は人間行路のフートプリントである。

カーライル

教化と科學

蠻　伽　羅

プロチノスのthe oneを禮讃して有るか無きかの宇宙の最高一者に接せんとする哲學者もあり、ウイルヒヨウの細胞學說を講論して生物最小の働作、榮養、繁殖を究めんとする生物學者もあり、蚊睫之蟲と笑はゞ笑へ、人間混雜の間に秋は來た、クーレスとアナクシメネスの萬物大原論に興味を感じつゝ、予は一詩を賦した、

學海潮流不暫停。
究探何許片時寧。
四郊疎雨一天雁。
草木山川自變形。

アウエルバツハは「セロ」の名手コースマン等の腦を解剖學的に觀て優秀なる音樂家の腦は特に聽覺領域の發育佳良であると主張した。優等人の腦は重量重く廻轉に富む、退化人の腦は重量輕く廻轉少しとするエル・ワグネルの粗形態學的命題は、今日已に科學的根據を失つて敗退したが、アウエルバツハの實驗は優等人に限らず、退化人に限らず腦と個別的人格の特徵との相關關係を暗示する、大原論に興味を感じつゝ、予は一詩を賦した、

學海潮流不暫停。
究探何許片時寧。
四郊疎雨一天雁。
草木山川自變形。

アウエルバツハは「セロ」の名手コースマン等の腦を解剖學的に觀て優秀なる音樂家の腦は特に聽覺領域の發育佳良であると主張した。優等人の腦は重量重く廻轉に富む、退化人の腦は重量輕く廻轉少しとするエル・ワグネルの粗形態學的命題は、今日已に科學的根據を失つて敗退したが、アウエルバツハの實驗は優等人に限らず、退化人に限らず腦と個別的人格の特徵との相關關係を暗示する、

何時一掃獄中刑。
不敢奏功千卷經。
悴骨緖衣知幾歲。
隔離天日丈餘屏。

予は又此詩を作つた、犯罪者の數は少しも減ぜぬ、アウエルバツハの實驗は犯罪者の一半を占むる夜盜業者の視覺中樞、聽覺中樞、觸覺中樞の異常發達を思はする、訓練作業中最多なる機工は如何、視覺を訓練し聽覺を訓練し觸覺を訓練する況んや光線不足の工場に於てをや、夜盜中樞は益々發育するのではあるまいか、敎化も生物學の、體に觸れねば危險である、サルダニヤの結果刑論が懷かしい。

リーブマンと皐陶

リーブマンは獨乙近世ハンブルヒ大學の敎授、皐陶は支那古代虞延の司法長官世は數千年を相隔て、リは名を洋の東西に馳せ、皐は譽れを古今に博し、共に共通の敎育刑論者である。リの敎育刑論と共にランザの排憲兵國論、サルダニヤの結果刑論を奉ずるもの豫め遠く唐虞に遡つて皐の刑罰德敎論を味ふべしである。

才子元來異所云。
槃兮宿志在青雲。
皐陶事業豈容易。
須象重華興放勳。

是れは予が富山榮遷の彼氏に賦して呈

矯正図書館

した一詩である、堯は放勳、舜は重華と稱し乃ち聖、乃ち神、支那當年の聖君である、皐陶は二聖の治下、欽恤の心を體し明允の道を盡し德を種き敎を弼けて刑を明にした、呂氏は皐の刑を徒刑に非らず德敎なりと評した、リープマンが排害的作用を敎育に包含せしめ、刑罰の敎育的作用を高調して、リストの目的刑論を一元的に醇化したのと撰ぶ所はない、

穿窬淫放惜餘齡。

老物堪憐滿囹圄。

誅戮由來法家術。

何誰逐捕比蝗螟。

是れは又予が米子榮遷の彼氏に賦して呈した一詩である、到る處獄中喃々の老骨を見る、米子に於て殊に然りとする、蘇軾に驅ニ除螟蝗一、逐ニ捕盜賊一の句あり犯人を蝗(いなご)、螟(くきむし)と同等に見做して居る社會感情から云へば無理もない、燒き捨て、仕舞ふが捷徑である、併し聖人は不忠不直の者と雖も棄絕するに忍びずとなし、陳氏雅言は世に化せざるの人なしと云つた。サルダニヤは刑の結果が犯人に現はれざるの故を以て死刑を否定し、リープマンは犯人に矯正不能者なし、其矯正不能なるは、行刑の無力なりと断言した。サ氏とリ氏の新學說では、既に東洋に於ては紀元前より唱へられて居た、懲むべきである。

本心に背いた事をする者は僞善者であります。我本心と實際行つてゐることが一致致しませぬ。斯る虛僞の生活は人生の不幸であります。虛僞の人は信用が得られませぬ、早晚其酬が參ります、誠に憐むべき不幸な人であります。又さう云ふ人は必利己的であつて決して社會公共の爲に誠意精神を以て盡す考へはありませぬ。そして其樣な利己的の者は必怠け者でありま す、是は總てさう云ふ人に共通した性質であります。怠けます。それ故に生活が困難となります、其處で色々惡い事を致します。

（井上哲次郎）

第二十三回刑務官練習所入所試驗に就て

本年七月二十二日午後一時より午後四時まで、全國刑務所に於て、所長監視の下に一齊に入所試驗が行はれたるが、其の受驗人員は三百七十二名で、第二十二回の三百九二名に比し、二十名減少せしも、第二十一回の二百六十二名に比すれば百十名の增加であつた。而し其の問題は左の通りである。

普通科目

一、失業の人を慰むる文

〔註〕普通往復文體とし口語體とせざること

二、左の字句を簡單に說明すべし

(一)四大節　(二)リンドバーグ　(三)螢雪の勞

(四)左傾右傾　(五)　三昧

實務科目

一、累進制度

二、受刑者に對する自辨品許可の根據竝共範圍如何

左の二題の中より一題を選み之を論ぜよ

右答案審査の結果入所生三十二名（女なし）と決定せられた。（此の外朝鮮より十名臺灣より三名計十三名兩總督府より派遣）即ち第二十二回男五十五名女三名（朝鮮臺灣十五名）第二十一回男四十二名女五名（朝鮮臺灣十一名）なりしも、今回は特に嚴選の上其の人員を減少すると共に前回以前の本所卒業者の內より別に十四名を特別練習生として入所せしむることになつたのである。

普通科目答案中の多數は往復文体の主件文語禮儀の三要件を具備せるも、未た誤字の比較的多きは誠に遺憾とするところであるが、參考の爲め誤字の幾分を舉示せば

誤	正
御擦し	御察し
困窮	困窮
不影氣	不景氣
不消	不肖
落譫	落膽
手碗	手腕
舍界 社界	社會
明断	明晰
緊揮	緊褌
共ない	伴ひ
一増	一層

躊躇　躊躇
實驗　實驗
御勉メ　御勸メ
西本東走　東奔西走
影景　影響
推慮　推量
贈聲　歎聲
奪勵　奮勵
解顧　解雇
當極　當局
大世　大勢
警　暫
決果　結果
祕決　祕訣
聾水の陣　背水の陣
勘心（ジン）　肝心
遺感　遺憾
深該　深刻
到徠　到來
穴員　欠員
雄蹤　雄飛
低減　遞減

顯明　賢明
玩健　頑健
卷土從來　捲土重來
大墳發　大奮發
高況　好況
辛棒　辛抱
錄に離るゝ　祿
出態　出來
悲微　悲觀
詔介　紹介
事制　時世
遣り瀨なく　遣る瀨なく
盡〻　儘
想象　想像
大暴謄　大暴騰
委典　委曲
經財界　經濟界
功積　功績
過考又ハ隅考　愚考
生山　青山
不詳事　不祥事
確心　確信

坐折　挫折
稅氣　銳氣
湖口　糊口
萬足　滿足

是等の點は少しく字義を考へ、日々の新聞雜誌類を看讀するときに注意せらるれは、客易に訂正し得べしと信ず。

次に答案の一例を左に揭くるが實務科目の大多數は第一題なりき。

普通科目

第一題　答　案

盛夏の候とは云へ淋雨終日實に申樣なき今日此頃貴兄には御健在にて御暮しの由何よりの御事と喜ばしく存し上候

扨て昨日は御親書を給はり驚きのまゝ讀了仕候承り候へば貴兄には世界的不景氣の餘波を受け失業なされ候由あまり突然のことに實に申上くべき言葉も無之次第に御座候、過去五ヶ年間正直に會社の爲め御精進遊はされ候貴兄か如何に會社の都合とは云へ、突然の解職實に言語同斷のことゝは存せられ候も、如何せん會社それ自體の存立があやぶまるゝ今日、只あきらむるより外無之かるへく、新生活への猛進こそ最良の方法かと存せられ候

外に道なき失業者とはことかはり貴兄の如く歸鄉することによつて、家業を手傳ふことによつて、新生面を打開し得るものにとり申し候ては、失業何の恐るべき處ぞ、宜しく都を棄てゝ疲弊せる鄉里の振興の爲め精進なさるゝやう御奬め申上候

御存知の通り失職に生活の不安を感じをり候者、その數幾万幾十万を知り得ざる狀態の今日、貴兄の如く鄉里にお途を有する者が、徒らに都會の就職戰線に憧憬れ以て他のよるべなき失業者の進路を亂さんとなされ候は、實に考慮に價すべき問題には御座候らはずや鄉里は貴兄を待つこと久しきもの有之、此度の失業を好機會に斷然御歸鄉、御一家の爲め、鄉里の爲め、過去半生の經驗を傾けて御活動あらるゝ樣切に御奬め申候、田舍の疲弊、困窮は貴兄の如き學識、經驗、の淺からざるの士が殆んど田舍を見棄て、都會に集中され候ことに、原因の重大なる部分の存することを確信致され候今日、有爲の士の田舍生活への復歸は實に重大なる社會的意義を有するものと存ぜられ候

貴兄は徒らに失業の悲哀に沈みをる時には御座なく、宜しく凡てを田舍の將來に委ねて、新生活への一歩を一日も早く踏み出されんことを祈り上け候、貴兄の御心勞を御推察乍申返事申上くること如斯に御座候

第二題　答　案

一、四大節とは四方拜、紀元節、天長節、明治節

二、リンドバーグとは、米國人飛行家大西洋横斷飛行に成功せし人、最近夫人同伴日本を訪問せんとし且つ大平洋を横

斷するのではあるまいかと、世界人の視聽を集めて居る人。

三、螢雪の勞とは昔支那にて螢の光り、雪の光りより勉強し大成したる人物あり、その學者の勞苦を偲び現今一意專心に努力する者に對する形容的用語となりたり。

四、左傾右傾とは、左傾とは社會主義傾向を意味しその主義者をも呼ぶ。右傾とは國家主義的傾向を意味しその主義者をも呼ぶ。暴力團體殊に社會主義排除を主旨とする暴力團體を指して右傾團體と稱して居る。

五、三昧とは佛敎經典より出でたる語にして他事を忘れ物事に熱中することに用ひ讀書三昧と言ふが如し。

實務科目

第一題　答　案

累進制度とは受刑者の刑期を數段に分ち、其行狀、品性、作業の成績等により漸次其待遇を向上し、それに從つて責任生活をなさしめ最後に假釋放によつて受刑者の拘禁を解除せんとする在監者處遇方法の一制度である。此制度は其沿革を西曆一八二二年オーストラリヤに發し、其後キヤプテン、キヤバリーにより點數制採用され、或はウオルター、クロフトンによつて重大なる改良を加へられ、今や在監者處遇の一制度として重要なる地位を占むるに至つたのである。

而して此制度の內容としては獨居制、雜居制、假釋放よりなる三段の要素を有するものと、獨居制、雜居制、半自由的拘禁假釋放よりなる四段の要素を有するものとの二種類がある。

而して又その段階累進の考査は點數制によるものに、イングランド式とアイルランド式とあつて、前者は所得の點數を既定しをき、その點數を一日、一日、獲得點數により削減し遂に其既定點數を削減し終つて次の階段に累進せしめるのである。

一日の獲得點數を上中下に分ち、八點七點六點として成績の考査をせんとするのが普通とせられて居る。後者は月々の獲得點數を例へば三點、二點、一點、と定め、一年を十二點として月々の獲得點數によつて、十二點を削減し終つて次の階段に累進するものである。故に每月三點を獲得する者は四ヶ月を以て次階に累進し、每月一點を獲得する者は十二ヶ月經て初めて次階に累進するに至るのである。

點數制の外に考査制がある。これは在監者の關係職員等によつて行狀、品性、作業成績等を考査したる結果次階に累進せしらるゝ方法である。

次に累進制度の一進化形態に因人自治制なるものがある。此制度は米國のモット、オスボーンなる者によつて創案されたるものにして、在監者の改化遷善を官吏による戒護の力をまたずに、彼等自身をして即ち自力にて擧けしめんとする制度である。即ち上級に累進するに從つて重き責任を課し且つ監獄內の秩序、平安の維持を彼等の手に委ねて社會同樣なる生活樣

式を與へ合法的共同生活へ馴致せんとするものである。何れにしても此累進制度の目的は善良なる者をして、益々その善行をつましめんとし、不良者をして善良者たらんと努力せしむるところに存するのである。

吾國に於ては法律上累進制度を採用してはいない。乍然監獄法第十五條、第十六條、及刑法第二十八條の三條文を運用することによつて累進制度と同一なる効果を擧げうるものと信ずる併し累進制度の完全なる運用は法律の改正をまたねば處期し得ないところのものである。以上

第二題　答　案

一、自辨品を許可する根據

刑務所は受刑者を拘束する場所なりとは雖も其日常生活に就て餘り制限を付することは、受刑者を社會生活に復歸せしめんとする所謂改善目的に反するのである。故に自辨品を許可されたのである。

惟ふに刑務所は規律維持の爲め携帶品は皆之を領置するのが原則である。乍然刑務所の給與及貸與品には制限があるその拘禁生活に不自由なきまで之を給與し、若くは貸與することは經濟上困難である。殊に現今の如く財界不況の折には給與若くは貸與品を充分にする事は國家の財政が許さぬ。かるが故にかゝる負擔を輕減する爲に自辨品が許可されたのである。

刑罰の目的が犯人を善良なる市民として元の社會へ復歸せしむるありとせられ、所謂社會生活に馴致せしむることが行刑の目的であるとせられる以上、敎化上支障なしとせられるものはなるべく自辨品を許し社會生活に資するに必要だとされるものは、之を所持せしめて支障なきものと信ず、即ち受刑者に自辨品を許可する所以は、經濟上の見地よりしてなるべく國家の負擔を輕くし改善矯正の實を擧けんとするにあります。又改悛の狀ある者等に自辨品を許すことに因て他の受刑者の發奮を促すことになるのである。所謂自由刑の彈力性を利用して彼等より改悛を促進せしめる手段となしたるものに外ならぬのである。

二、自辨品を許可する範圍

受刑者には自辨品を許可するには次の如き制限がある。

イ、新聞紙、時事論說を記載したるもの及び刑務所の規律衛生に害ありと認めたるものは之を許さぬ。

ロ、法令其他典獄に於て敎化有用と認めたる文書、筆墨紙、原紙、郵便切手、郵便はがき、金錢其他司法大臣の認可したるもの以外は之を許可せぬ。

又書籍の如きは敎化上非常に有用なものであるから典獄に於て必要と認めたる時は司法大臣の許可を受けて自辨を許すこともあります。

以　上

矯正図書館

茶話會例會

二木博士講演「完全食について」

毎月例會の茶話會を、去る十九日正午から刑務協會に於て開會、暑中明け最初の會合とて、歡談百出、午後二時からは二木博士の「完全食について」の講演があり、玄米食の敎用については、かつて聞知してはゐたが、直接博士の講演を聽いては今更に感を新にするものがあり、特に刑務所の食養問題とも關係深きことととて、一同熱心に傾聽した。なほ當日の出席者は左の如くである。

（行刑局）大原虎夫、印南眞一、金田榮三郎、三宅定男、仁科正次、久保田眞太郎、佐藤備六郎、掛樋松次郎（小菅）關山福太郎、香椎豐次郎、山根信松、堤鐵藏、深澤林作、前川要藏、福田一之、青木善助、木野信三、島田鍬太郎、岩井留四郎（豐多摩）加藤專精、藤井義海、二場寶俊、鈴木深史（巢鴨）園井義雄、松野岩吉、正木時雄、福村太三郎、瀧澤勝司、鷲津愛十郎、（市ヶ谷）藤井惠照、大橋大秀、横山和義、齋藤文藏、島田幸治、松山憲太郎、栗原千吉（前橋）關川重雄、高田英龍、桂達雄、木村元吉、（自立會）武田慧宏、（横濱）多治比宗興、野手長之助、河合藤太郎、原源太郎、石渡爲三、高津萬吉、奥山理喜、西榮、（栃木）藤井藤藏（宇都宮）赤木一雄、土井通寛、稻見賢、岡田德次、大瀧龍夫、羽石ツネ、赤羽チカ、横島松吉（甲府）長内庄之助、近藤豐、岩間武男（長野）大鳩市三郎、小泉三郎（水戸）飯島藤作、渡邊末太郎（多摩少年）長澤所長代理、文次郎、大手悦松、渡邊嘉七（八王子）赤地馬之助、井上惣三郎、長谷川喜一、和田千松郎、水口正喜（川越少年）長谷川鐘太郎、行定形治、（小田原少年）川村次郎、小林捷造——松山爲治、近藤勇喜郎、（千葉）永田憲一郎、片岡國松、田邊

海外異聞錄

◇米國に流行の女性監獄ファン

尖端氣狂ひの米國、しかも若い女性にこれはまた不思議な流行が生れた。ジェール・ファンと云つて、若い女性が毎日刑務所を訪問しては、男の囚人に面會するのである。目的は所謂「スリル」（刺戟）を求める丈なのだ。ニューヨーク市警察部長マルーニ氏の話では、毎日ニューヨークのトムブス・ブリズン（慕場の監獄）を訪問する女性の中には、必ず數人の監獄ファンが交つてゐるといふ、それも上流の若い婦人が多く、殺人犯强盜、ホールド・アップ・マン等の重罪犯を好んで訪問して談話する。これらの金持娘は新聞に出た美男子の犯罪人の寫眞を見ては手紙を書く、すると罪人は、その婦人に親類として會ひに來るやうに返事をするといふ譯だ。警察の話によると斯ういふ傾向は、他の都會でも漸次流行つて來たさうである

此の監獄ファンと共に、も一つの興味ある傾向は、ハンドバックにピストルを入れた姿裝の不良少女團の增加したことだといふ。ニューヨーク警察本部の話によると、今日まで斯樣に多くの少女が、重大犯に問はれたことは無いと云つてゐる、これからの少女達はいづれも美しく魅惑的で男と知り合ひになると、タクシーに男を連れ込み、その中でピストルで脅迫して物を奪ふ、警察の話によると、最近の惡漢團はいづれも必ず一人ぐらゐ女を仲間にしてゐるさうである。そして、彼女等の多くは、捕へられた時その惡名を誇り、まるで女王が女傑になつたやうな氣になつてゐると云ふに至つては手がつけられぬ。まだ最近のことであるが、ピストルを携へた美しいブロンド娘が第二街のレストランに入つて十八人の男を脅迫したことがあるさうだ。警察官の話では、スリルを好むことゝ、經濟不況が、これら女の犯罪者の增加の原因になつてゐると云つてゐる。

◇ギャング征伐に鹿擊ちの名人が志願

兒漢どもが白晝公然と一仕事した揚句、自動車上から機關銃を發射して市民をあやめつつ街路を疾驅する「殺人自動車」の橫行は、世界のメトロポリスたるニューヨークに於いては、近頃毎日のやうに行はれ、その報道は日々の新聞紙を賑はしてゐる有樣に、ニューヨーク州知事ルーズベルト氏は議會に對してニューヨーク州におけるギャングの橫行抑壓令の提出を勸誘してゐる。またギャングの暴行防止のためにニューヨーク警察を應援する武裝の臨時「市民警官」は目下約一千名であるが、これに關してナンセンス的な事實まで生まれるに至つた。と云ふのは、メーン州の鹿獵場で鹿擊ちの名人として謳はれてゐるフレッドとホイットニーの二人、例のニューヨークのギャング橫行を聞きつけて、時代物の狩人の風采よろしく、鹿狩用のライフル銃を肩にニューヨーク市に現はれて公式にニューヨーク警察に兒漢狩に一臂の力を貸したいと申込んで來た　二人が急行列車に乘つてニューヨーク市に着いた時などは、停車場は出迎への新聞記者と寫眞班で一杯だつたと云ふ。そこでその一人ホイットニー君の語るところは「一時間四十マイルの速力で走る自動車上から狩獵場で疾走する鹿を射

止めるのが私達の習慣になつてゐるので、この私達の腕前なら街路の通行人を傷付けることはなしに兇漢を射ち止めることが出來る、玆に微力ながらニューヨーク市のために力を致さうと志した次第です」。

◇ギロチン遊びが本物となつた話

最近のこと、ブルックリンのトーマス・ラーソン氏邸で娘のアストリッド嬢が、二十五名の御友達を招待して晩餐會を催し、其席上餘興として「ギロチン」遊びが行はれた。遊び方はいくらもあらうに、此のグロ遊びに登場したのは御客のうちのアイヴアーソン嬢とハロルド・フイン君、アイヴアーソン嬢が「死刑囚」となり、フイン君が「死刑執行人」に選ばれた。そこで愈々「ギロチン」遊びが開始され、アイヴアーソン嬢は椅子の上に首を横たへ、フイン君は斧を大上段に振りかざした。勿論斧は途中で止めるつもりで振下されたが、運悪く斧の先がポロリと抜けて、瞬く間に斧はアイヴアーソン嬢の頭蓋骨に食込んでしまつたのだから堪らない。嬢は悲鳴を擧げてその場に昏倒、間もなく絶命したといふ。

◇在米外人の犯罪報告

アメリカ在留外國人の犯罪に關するウイツカーシヤム委員會の報告書が先頃公表されたが、右報告書は日本人をもつて在米外人中アメリカの國法を遵守すること最も忠實な外人として賞揚してゐる。報告書にあげてゐる例によれば千九百二十九年度中サンフランシスコにおける内外人の被檢擧者數十一萬二千九百六十二名中外國人被檢擧者數は二萬三千四百八名　其うち日本人被檢擧者數は八十九名で、支那人の被檢擧者數は六千二百九十三名に比すれば、在留民總數を考慮に入れても同日の問題でないと。しかしてポール・テイラー教授は右につき意見を附し、本報告に日本人犯罪者を詳述したのは犯罪率の低い特色を示さんとしたためであると述べ、更にその特色は日本における倫理教育の盛んなことや、來住民が主として以前農業者や實業家であつたにもよるものと思はれると述べてゐる。

◇ネグロ少年八人に死刑を宣告

アラバマ州スコツツボロの裁判所は八名のネグロに對して電氣死刑を宣告した、其の理由はいつもネグロの私刑事件に見らるゝ如く、黒人達が白人の娘にからかつたとか、手を觸れたとかいふ問題なのである。所が、この死刑に反對して新聞雜誌記者から成る「全米政治犯人防護委員會」が斷然立つた。其組織は名士揃ひであるが、ネグロ少年八名の死刑停止運動を起した彼等は、米國の博愛主義者、社會事業家、新聞雜誌記者等に對して、大に檄し蹶起を促してゐる。

◇惡漢王カポネのシンヂケート

魔界の大王アル・カポネはさすが惡漢王と呼ばれるだけに、彼の縄張りは單なるシカゴに限らない。彼の巨富を築いた酒類秘密取引の範圍は東はニューヨーク、北はミネアポリス及びデトロイト、西はオマハ、南はトルサ及びサウト、スプリングス、即ち全米の四分一を包括し、その縄張りの市町百ケ所で、所謂カポネ・シンヂケートから酒類の供給を受けるのである。と。

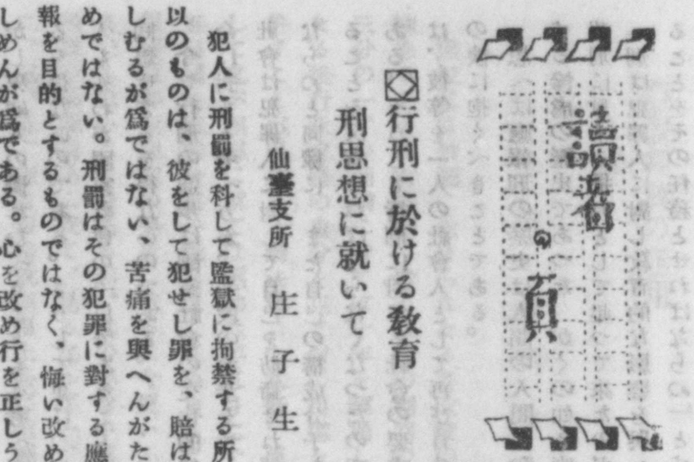

◇行刑に於ける教育刑思想に就いて

仙臺支所　庄子生

犯人に刑罰を科して監獄に拘禁する所以のものは、彼をして犯せし罪を、贖はしむるが爲ではない、苦痛を與へんがためではない。刑罰はその犯罪に對する應報を目的とするものではなく、悔い改めしめんが爲である。心を改め行を正しうし再び罪を犯さざらしめんが爲に之を陶冶するにある。惡性の人を善性の人たらしめんが爲である、換言すれば犯人を教育して合法的なさうして社會的な人間に作り上げることが、その目的である。故に吾々は犯罪人に對し專ら苦痛を加へることを以て、刑罰の本質なりとする應報刑理論には、强く反對せねばならぬのである。

しかし現實の監獄には尚應報思想が幅き渡つてゐる。殊に監獄の職員の中には今も尚刑罰は應報的なものであるといふことを主張し、苦痛を與へれば足りる、害惡として刑を科することは、國家の倫理的な最高の任務であると、信じてゐる人が甚だ多いのである。

昔時の牢獄時代は、囚人を人として取扱はず刑務官は獄卒として、牢番として、囚人と逃走され、自殺せぬやうと戒護萬能の下に動物として取扱ひ、奴隷視して囚人と刑務官とは、互ひに相反目して鬪爭を繰り返してゐたがために、種々の忌むべき事件が發生したのだつたと思ふ。應報刑の下における行刑の實際は慘酷を極めたものであることは想像に難くない。先年慘虐なバスチーユ監獄が襲撃されたのは囚人を、奴隷的處遇から否々動物的處遇から解放すべく企圖されたことを、吾々は見逃してはならない。監獄に於て逃走とか、自殺とかすべて大小の事故の發生するに至るの原因は、彼等を人として取扱はなかつた結果だといふも過言ではあるまい、かるが故に試みに一九二四年に於けるソヴエットロシアの勞働改善法を見よ、その第六條の中には「行刑は肉體的痛苦を科し、且人たるの價値を減ずるの目的に出づることを得ず」と書いてあるではないか、一九二七年に於けるドイツ行刑法草案第六十五條を見よ、それには受刑者を人として處遇せよ、と書いてあるではないか、彼此綜合するとき行刑は、もはや人を造る爲の手段としてのみ止まるのである、形こそ異れ監獄は一種の學校であり、處遇は教育そのものである。

これまでの行刑の不徹底が一體何處に基因して居るのであらうかを、考へるとき從來の行刑があまりに自由剝奪の方法や威嚇的執行に囚はれ過ぎて、人たるに値する處遇が閑却されて居た結果ではあるまいかと疑はざるを得ないのである。刑の應報作用を重要視した從來の監獄は

矯正図書館

徒に犯罪人の犯罪性を濃厚ならしめつゝそれを釋放したことであつた。社會的防衛の立場からいへば社會にとつても、犯罪人自身にとつても、それは決して好ましいことではないのである。吾々は犯罪人の惡むべきことを忘れてはゐない。しかし犯罪人の憐れむべきことも亦考へざるを得ないのである。さうして更に犯罪人も亦わが國家社會の一員であることを回想せざるを得ないのである。

今や行刑の進歩は國家社會の文化的使命に對する考へ方が、一段の進歩を致し社會は犯罪人に對して自己を防衛せればならぬと同樣に　また自己の構成分子たることを反省せねばならなくなつたのである。そうして行刑に對する社會の要求は、彼等を一人の社會人として再び自分の懷に抱くべきことである。

思へば應報刑の歷史は人間の人間に對する慘虐の歷史であつた、かくの如き應報刑に對する批判として起つて來たのが「刑は犯罪人に對し教育的な影響を與へることをその任務とせねばならぬ」とする教育刑の理論である。

詳言すれば教育刑は、法律上定められたる國家權力行使の限界をして、行刑の實際上に於て單に消極的に個人自由の剝奪制限の限界として止まらしむることなく、更にかく自由の剝奪制限を受けたる受刑者の處遇に對して積極的な、人道的內容を付與しその內容の實現を國家の責務ならしめんとするものである。即ち從來の如く徒らに應報的苦痛を加へることを止めて、彼等を再び善良なる社會人として、再生せしむるにつき充分なる義務を負はねばならぬといふのである。從つて刑の執行に於て、從來應報刑苦痛刑の理論により肯定せられながら用ひられ來り現に行はれつゝある一切の非人道的苛酷を以て國家の義務違反であるとするのである。

されど應報刑論者は、教育刑論に強い反對を繰り返して居る、又マルクス的立場に立たれる人々からも教育刑論者は反對せられてゐるのである。然しその反對は應報刑論者のそれとは全然趣を異にして居るそれは「刑の教育的に執行する事が今日の刑の應報的執行よりも遙に優つてゐること」だけは認めてゐるらしい、しかし木村學士の指摘せられて居られるやうに教育刑は、資本主義社會の中からその遙か彼方にまで　發展しつゝあるところの一の力強い新社會秩序を基礎としたところの思想であり、それ故教育刑に對する應報刑の反對は舊き社會秩序の維持の觀念的表示であり、マルクス的立場からの反對は新秩序の急變的實現を希望する者の焦躁の聲であると見られるのである。

吾々は行刑の社會化といふことを、考へそうして刑法の社會的使命といふことを考へ教育刑によつて、犯人を社會化し再び社會及び國家の有用なる一員たらしむる爲の努力によつて、社會を犯人及び犯罪から保護しなければならぬ重大なる責任があることを忘れてはならぬのである。

☒假釋放の運用に就て

青森　巖鐵生

懲役又は禁錮に處せられたる者改悛の情あるときは有期刑に付ては其の刑期の三分の一、無期刑に付ては十年を經過したる後行政官廳の處分を以て假に出獄を許すことが出來る（刑法第二十八條）而して之が運用に就ては昭和六年五月二十五日司法省訓令第一號を以て定められた假釋放審査規定の要旨に依るは今更いふまでもないことであるが、其の要旨中第四條の保護關係に就て、見るなれば一、二、三、五、項は假釋放運用上甚だ遺憾とするところである、（刑政第四十四卷第六號一〇九頁參照）

一、同居の親族や保護者たるべき者の性格が不良なるか

二、其等の者が無資產で生活狀態が窮乏くして保護能力が不十分なるか

三、家庭が不良なるか

五、家庭と本人との感情が疎隔してゐるか

即ち右解釋に依つて見るとこれ等の場合は、例へ身上關係犯罪關係に於て再犯の虞なしと認むるに充分足るものであつても、假釋放を具申することが出來ぬやうに見受られる。

最も右の中（二）（五）の事例は決して少くはないのである。即ち受刑者の保護者たるべき父兄が老年又は病衰であつたり、或は配偶者や子供が一家の生計を支ふる力がないとか、受刑者が收容中、その家族の生計扶助の爲め作業賞與金を贈與しなければならなかつたり、御釋放早々から家族を、扶養しなければならぬやうなことはよく聞くことである。又一方（二）（五）程多く聞かぬが（一）（三）の例も往々にして聞かされるのである。而して斯の如く常に又は往々にしてありて得る環境のために折角再犯の虞なしとまで認められるゝ改悛者に對し、假釋放規定の適用を阻止さるゝことは、今日の教育刑からして當を得たものであらうか、

行刑の目的は、成るべく早く彼等收容者を改過遷善し成るべく速に刑務所から出して社會の一員に伍せしめようとして居るに拘らず、前述の如く常に又は往々にしてどう仕樣も出來ない環境に依る、不運を以て折角の彼等收容者の改悛の芽を消削するが如きは、不合理も甚だしいものである。斯る場合に新に良き環境を提出して主觀的改良作用を援助完成せしめなければならぬ筈であるに、只假釋放は元來恩惠處分であるとして、刑の執行による效果を、他の事情の爲めに犧牲にするが如きは妥當でない。

勿論吾々行刑員は新しく提供する良環境の力を以て、まだ的確に改悛の域に至らぬ者をも改悛するように、誘導することが必要であつて、不良の環境にいつまでも、繫縛させて居く必要がどこにあらうか。

要するに假釋放は改悛の情ある者に許すことになつて居る以上前述の如き骨肉親族の保護能力がない等といふ理由の下

矯正図書館

に假釋放の具巾が出來得ないとするは、經濟的に國家が餘計な負擔をせなければならぬ譯になる、又その特長を發揮して早く社會の一員として、眞面目に活動したき個人の希望をも阻害すること、なるのではあるまいか。

二此の意味に於て、私は假釋放運用に就ては前述の假釋放審査規定の要旨の適要は元よりではあるが、凡てを典獄の自由裁量に委せべきが近代教育刑からして妥當なるものであると信じるものである。

◇刑期中死亡者の賞與金に對する愚見

長野　大日向生

今や行刑思潮も年を重ぬるに從つて社會の責任論へと進みつゝあり、殊に最近著しく新聞雜誌に於ても、行刑の社會化が叫ばれて居ると云ふ事は一般周知の事實である。

要するに行刑が、それだけ社會に認められて來た證據であり、尚最近に於ては家族關係の融和即ち連絡等に重きを置かれたる結果は、監獄法施行規則の接見及信書の改正である。如斯く接見に信書に緩和されたと云ふ事は、私共行刑事務にたづさわる者の間に彼等と同樣喜びに堪ざる所である。

然れども其の一部の改正に依つて行刑が萬全を期したとは云ひ得ないのである事を私は信じて疑ないのである。玆に私は刑期中死亡者の賞與金に就て聊か愚見を述て見たいと思ふ、即ち監獄法施行規則第七十五條第二項に「作業賞與金は釋放の際之を給與す」と規定してあるが、但し同法第六十六條乃至第七十七條に於て刑期中と雖も一定の制限を付して、賞與金の給與を許す規定はあるが、其の賞與金が直接本人の手許へ給與するのは、結局釋放時意外に於ては、給與されて居らない事は、今更私が述る必要もないことである、私が今玆に述べ樣とすることは、刑期中の死亡者に對する賞與金の問題なのだ、之に就ては別段規定はないが監獄法施行規則第七十五條第二項に當嵌るとせらるゝ以上は、刑期限内に於ける死亡者に對する賞與金計算高は抹消となるのである。然しながら刑期中何等の缺點もなく眞面目に改悛の途に進みつゝある者が、一朝病魔に襲はれ死亡と云ふ事を理由として、賞與金を抹消すると云ふ事は餘りにも殘酷ではあるまいか、なれども一ヶ賞與金は、全く國家の恩惠的給與であるとされて居るからは、之が一文も給與しなくとも決して不法ではなけれども、彼等收容者が生前努力に依つて給與されたる貸ひ金が、刑務所の門を出るときに呼吸が絶止して居ると否との相異に因り、自分の葬式の費用にも充當することが出來ず、又家族にも與へ得る事が出來得ないと云ふ事は、如何なものであらうか、今日刑務所に於て最も忌嫌ふ逃走者に對してすら、私共の戒護の不完全の結果もあるでせうが施行法第七十八條の如く六ケ月以内に逮捕せられたる時は、賞與金は抹消せざるの恩典否斟酌があるではないか、然るに前にも述たる如

く死亡と云ふ一事に依て、生前改悛の途に邁進せる彼等の賞與金迄も、抹消すると云ふ事は考へてやる必要が十分あると思ふ。宗教家が良く云ふ「人間正に死する時は善なり」と一旦彼等に給與すると告知して置ながら、刑期中死亡により給與せぬと云ふ事は、遺族に對しても誠に氣毒でもあり、又當を得たる處遇とは云い得ない。畢竟今日の如く行刑の社會化が叫ばれて居るのであるから、かゝる點に就ても改正してもらいたい、行刑の目的が社會の善良なる一員所謂適格者として送出させなければならないのであるとされて居る以上は微細な點を考慮する必要がある。之は刑期中の死亡とは別個の問題ではあるが、社會の大會社の一職工ですら眞面目に勤續しつゝある者が、病の爲めに死亡したるときは、相當なる家族に對する方法が講じてあるではないか。要するに今日の時代が、そうなつて來たのである。如何に國家に自由を拘束されし犯人であるが故へ否國家の恩惠的給與であるが爲め死亡者には、給與の必要がないと云ふて振向ないと云ふ事は實際矛盾して居る。況や彼等は入所當時否入所後に於ても自巳の死なる結果は豫想はせざると雖も行刑事務は凡て法規に依て實施せられて居る以上は、そこに階級的即ち性向、行狀、作業の成績等を斟酌して幾分でも家族に支給するの規則が出來たなら、彼等も日常の作業にも不安もなく勉勵する樣になり、そこにも多少改悛のショックが見出し得ることを確信するものである。

◇教誨擴大私見

青森　長谷川紫淵

自由刑執行に於ける最大の要素は教誨であるといふことは何人も否定することは出來ぬであらう。社會防衛作用の中心が今日作業獨占主義である。勿論作業を中心とせざる自由刑執行は、骸骨的執行と同樣で當然の歸結でありませう。

しかし刑罰執行の目的が、第一に彼等の德性陶冶であらねばならぬ、以上教誨の存在はあまりに不可解であるまいか。

正木先生は謂つたやうに（監獄法概論）

「教誨は休業日及び日曜日以外に於ても或は醫師が診察するに當り或は作業技師技手が作業を指導するに際し又は擔當看守が戒護を爲すに際し不斷の間に行はれねばならぬことを知らねばならぬ」と誠に當を得た御說である。御說を中心として擴大する教誨こそ眞の教誨であると思ふ。何となれば教誨は機會である。機會を逸する教誨は效果が薄弱であるからである。彼等の入所速直に於て犯則發覺、速直に於てあらゆる機會に施す教誨は現實の現象である。その速直的教誨師は所謂直接彼等の戒護の任に當る擔當看守であらねばならぬ、故に私は竿頭一歩更に進めて擔當看守は作業、休憩、時間に於て食事時間に於て、或は社會の現狀を或は悲慘なる出來ごとを彼等に教誨することの出來る制度を希望したいのである。

その是認の曉は如何に好結果を齎し、而

て彼等の情操教育もよりよく發達せらるゝことゝ確信するものである。

要するに教誨は彼等の犯則を未前に防ぐにも作業を督勵するにも改過遷善上の基礎的觀念である。故に吾等は宗教的教誨師の補助員の意識を以て教誨、を擴大し、而して累犯者の一人なりとも減少さるゝやうに努力せねばならぬと思ふ。

◆無試驗で擔當看守を看守長に拔擢する特別任用令の改正を望む

尾道林學治

今回內務省が五年以上の勤續者にして成績卓拔なる刑事巡査は普通文官や裁判書記に合格しなくとも、又警部や警部補の考査試驗はパッスしないでも、警部や警部補に任命せらる樣、普通文官特別任用令を改正する事に、既に閣議に提案して決定の筈と云ふ以上の改正論據は、何邊に依り斯る改正を爲したかと云ふに、刑事巡査は普通の巡査と異り犯罪搜査を職務とし、比較的激務で試驗の準備や勉强を特續する暇もなく、激務に追詰られ要するに優秀な技量を上司より認識せられ乍昇進の道なく一生を終らねばならない此の缺陷を補正し、適材を適所に配置して、警察事務の能率增進を量るとゝもに刑事巡査の優遇方法を講じ樣と云ふのである。換言しれば受刑者を擔任する擔當看守の位置は、警察に於ける刑事巡査と同位置で、其拔擢方法も總てが同樣である。普通看守より何工場擔當看守として適材を適所に配置せられた擔當看守の現在迄の統計が看守長に任命昇進した人は僅少な事は、何れの刑務所も同樣であらう、要するに擔當看守が優秀なるを認められたが最後一生看守で終るの宣告も同樣であり、其の正反對に事務看守を命せられるは看守長たるの前徵なるを想ふ格當看守の位置は、警察に於ける刑事巡査と同位置で、其拔擢方法も總てが同樣である。普通看守より何工場擔當看守として適材を適所に配置せられた擔當看守の現在迄の統計が看守長に任命昇進した人は僅少な事は、何れの刑務所も同樣であらう、要するに擔當看守が優秀なるを認められたが最後一生看守で終るの宣告も同樣であり、其の正反對に事務看守を命せられるは看守長たるの前徵なるを想ふ格然たる行刑の秩序を維持し、一域の統御を安全に整然ならしめるは決して容易ではない、總ての人事思想總ての事物が管轄に大勢に伴ふ合理的理解が先覺的であり、而して實行の勇氣と決斷が合法であり、才能智能が適切に應用せられるに於て作業督勵に個性の視察個性の惡癖矯正總てを職分の內容とする擔當看守は、實に複雜多端な行刑場に於ける重大任務である、故に激務の缺陷を補正する昇進の道を開拓し以て行刑諸般の如實に效果あらん事を望むで止ないのである。

◆偶感

青森　蘭山生

『百聞は一見に如かず』と云ふ諺あり之全く然りである。吾々に如何なる講談や論說を繰返し々々々敎へ聞かせられたにせよ、實際芝居で見た如く、永久に記憶し印象を深く殘しものでない。故に此の一見こそは吾々が世に處する上に於て誰しも學んで然るべき最も大事な處と言はねばならない。況して人を改善し行刑の目的たる累犯を絕たねばならぬ刑務官に

於ておや。玆に於て吾々は學者の論說を數回聞くより只一回にても實際方法に就て學ばねばならぬのである。何故なれば彼等受刑者の改善は、直接戒護の任に當る吾々看守の自らの修養と處遇法の如何に依るものなればである。故に吾々は眞の人を造り行刑を完全へと進め行かんと欲せば、先づ處遇法の適正を計るが爲め處遇實際法の研究に努めねばならない。故に少く共年に二三回は、他刑務所の實際法を、見學する必要あるを感じるのである。

然るに刑務官の最下級にある看守は容に受刑者引取、引渡の爲め他所へ出張し又は年一回の武道會に參加する外他所見學の機會を得ないのである。此の武道會參加者に就てはもとより腕の問題なるが故に、看守一般は此の恩典に惠まれて居ないである。受刑者押送出張に就ても刑務所の內規に依り押送者と被押送者との關係を斟酌せらるゝが故に、甲者は年に二三回も他所見學の機會を得、乙者は年に一回だにも　其の機會を得ない有樣である。

斯樣の狀態にある吾々は、如何にして彼等の實際處遇法を研究し、處遇法の適正を期し現今叫ぶ行刑の目的即ち眞なる社會實生活者を造り上げて行くか？甚だ疑問である。希くは當局者に於て充分是に就て研究され、他所見學の制度を設けられ而して行刑の目的へと一日も早く進められん事を切に希望する次第である。

◆戰ひ敗れて

山形　志田稠黃

到底駄目とは覺悟し乍らも、萬一の僥倖に一縷の望みを抱いて居つたのも今は空しく、愈々不合格と宣告された。由來自負心の强いのは人間共通の弱點（？）だ。假令覺悟はして居つても、愈々確定して見ると矢張憂鬱になる私であつた。

だが、私は決して落膽もしなければ、恥がしいとも思はない。私としてはベス

トを盡して戰つたつもりであつたから…古來勝敗は兵家の常とする處、何の落膽したり恥かしがつたりする必要があらう。

嘲笑、漫罵、そんな事は既に覺悟の上だ。勝利は克く忍ぶ者に歸すと云ふではないか。我等は一回や二回の敗戰で意氣沮喪してはならない。前途は尙遼遠だ。最後の月桂冠を獲得するまでは、飽くまで粘り强く、勇敢に戰はなければならない。宛ら泰西の大發明家達が其の目的を達するまでは、心なき世の人達からは狂人と罵られても、少しも意に介せず平然として、己が天職に精進したあの意氣と熱とを以て。

おゝ、さらば戰友達よ！　來るべき一九三二年の晴の戰場に於て、卿等と再び見ゆるであらう。

選句所感

●●雪君の「秋風」の句、中七の「遠明りして」は實によく捉へてゐる。この句を得て秋風の感じが生動してゐる。これは恐らく頭の中で考へて拵へたのではなからう。實際に觀たのでなければ、斯ういふ實感を持つことはむつかしい。晝からの秋風はまだ吹き止まない、海邊に立つてみると海はすでに暮れつゝある。身邊を顧ればもう薄暗く夜の暗が這ひ寄つて來てゐる。そして風は肌寒い。然し沖を見るとその廣い海上にはいつもより夕明りがハッキリしてゐる。これは吹き散く風に波が立つてゐるからである。落莫たる秋風の中にいつまでも明るさを保つて遠くの方の暮れきらぬ海のさびしさ。これが若し春の夕の如き靜かさの中であつたなら、この夕明りも物なつかしさをそゝるであらうが、そゞろに寒い風の中に見る時何とも云へない寂寥を與へられずにはゐられない。遠明りに秋風の寂しさの集つてゐる思ひがする句である。

□

●●初歩君の「競馬濟みし」の句、動より靜に入つた馬場の光景がよく現はされてゐる。馬蹄にあがる白塵、人のどよめきやざわめきに廣い競馬場は活氣が横溢してゐたがその競面も濟んで、馬も觀衆も皆な引き上げてしまつた、そして馬蹄に蹴立てられた土埃も今はしづまつて廣い馬場には夕陽が照り染みる。火の消えたやうになつた寂しさが急にあたりに漂つてゐる感じがする。眼かだつただけその後が餘計に寂しく感じられるのである。馬や人で埋まつては狹かつた馬場も人影一つなくなれば隨分と廣い。そして、その上を夕べの蜻蛉が翅を輝かせながら飛んでゐる。競馬の間は影をひそめてゐた蜻蛉である。また何處からともなく集つて來て、蜻蛉は漸くわが天地を得たやうに飛び交はしてゐるのである。事象が相當に複雜でありながら、それを「馬場の廣さ」で統一を附け、句を引き緊めてゐるところが手柄である。

□

●●雄心君の「馬賣つて」の句、これはどちらかと云ふと主情的の句である。馬を產する地に於ては毎年秋に入ると馬のせり市が

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私葉書

編輯部選

秋風や遠明りして暮るゝ海　橘通靈雪
地
競馬濟みし馬場の廣さや夕蜻蛉　大曲　初歩
人
馬賣つて寂しき夜なり秋の雨　大田雄心
秀　逸
秋立つや箒にかゝる蟬の殼　北支ふるた
日盛りや刈り擴げたる土堤の草　福岡愛山
樹がくれに瀧道下る日傘かな　三重笙聲
大蜘蛛の網物々し夏の宵　大曲華白
行く秋の野路横切るいたちかな　富山若水
佳　作
鳥去つて一房ゆらぐ葡萄哉　旭川長笑子
夕顏やすでに乾きし海水著　三重紫芳
夕燒に高々と飛ぶ蜻蛉かな　大阪一岳

町住みの川近くして蜻蛉かな　同　可々
夕蜻蛉遠く淡路の晴れにけり　同　指月
桐の葉の落ちし音あり月の窓　安東奇峰
露吹きて月に吊りたる憑かな　平壤蠡
蟻塚の庭に流れし雷雨かな　大阪約谷
追はれ來て又追はれけり稻雀　大曲船風
尾を振れば鉢一杯の金魚かな　大田一水
石垣を走る蜥蜴や日の盛り　福岡鹿聲
日盛りや蛇渡り行く池の面　同　四友
乾し網の濱にほふなり日の盛り　同　放浪
秋の蝶ひそやかに萩をこぼしけり　札幌芳月
避暑の客晝寢してあり雨の宿　三重下枝
畑境越えて南瓜の太りけり　同　白童
遲れ蚊を室に見る夜や秋深し　四日市翠月生
氷屋の暖簾汚れし殘暑かな　四日市星平
暴風に殘りし柿の小さかり　四日市宵星
飛行機のビラ撒き飛びて秋晴るゝ　柳町紫淵
名月や雲を拂ひて更に明し　小菅寬山
樓門の扉の藍や晝の虫　松山青葉
只一つの鉢の糸瓜の長さかな　三重鈴堂
歸省子の話盡きざる蚊遣かな　同　五章
果樹畑に朝霧殘る白さかな　元山蘇溪
稻の香や土堤に夕陽のひと明り　新義州青塵

立つ。此の句も馬はその馬市に出して賣つたのだらう、そしてその夜の心持であらう。とにかく馬市は景氣のいゝものである。賣る方も買ふ方も活氣づいて聲高にせり合ふ。夕方になると近郷に名の知れたやうな伯勞は三頭、五頭を一手綱にして買つた馬を曳いて行く。斯うした馬市に出して手飼ひの仔馬を賣つて歸つて來てみると、自分の足音を聞くと草を催促する馬の今朝までゐた厩舍はガランとしてゐる。いよいよ手離して伯勞に渡す時、知らぬ人に曳かれるのを厭がるやうにして自分の後を追はうとしたいぢらしいさまが自然に眼に浮んで來る。家族の者も何やかと賣つた馬の曳かれて行く時の樣を問ひたゞして、頻りにいぢらしがる。馬一匹を中心にしてその夜の話しはしめつぽいのである。折柄馬市の果てる頃は、危くなつてゐた空の曇りが冷たい雨となつて、暗い戸外に聞える。淋しい雨の音を聞くと餘計に馬のことが思はれる、夜道をかけて遠く曳いて行かれる馬はこの雨に濡れつゝ歩いてゐるのではなかろうか、頻りに家を戀しがつて嘶くに違ひない。斯うした思ひに秋の雨がよく利いてゐるのである。

吹き募る野分の夜半や牛の聲　市谷　房
柿熟れて梯子かけたる大樹かな　橋通　とめ女
病める子に閉ざす障子や秋の風　三重　籌火
夕庭に赤蜻蛉飛ぶ殘暑かな　松江　一
堰守の小屋に人なし秋の風　大阪　涙心
月の夜の窓開きけり虫の聲　旭川　耕春
威銃の音朝ひゞく田のみのりかな　飯田　葉椰子
鯛や寺領の山の大木立　光州　一水
粟の實を野鼠喰ひ散らす小穴かな　大田　眞砂路
吾前を鳴かせて過ぎぬ鈴虫屋　三重　一拜
草踏むや消えゆく朝の虫の聲　和歌山　南城
田舍町のバザー賑はし秋日和　富山　竹枝
行く秋の案山子に止る小鳥かな　小菅　雨城
秋風や蟾蜍怒る緣の先　四日市　望波
風もなく散る病葉や今朝の秋　宮崎　廣
裏町の狹きに殘る暑さかな　奈良　小牛
こほろぎや夜半を目覺めし海蒲團　八王子　蕪菁
千竿に日暮れを並ぶ赤蜻蛉　山口　竹女
月さして障子にうつる糸瓜かな　西大門　龍門
虫の啼く庭草に灯の更けにけり　長崎　國松
踊の輪今は完き月夜かな　京都　やかべ
日向葵やいさゝか廻る雨晴間　鳥州　秋蜂
秋晴の山の姿や軒近し　秋田　溪風
簀間廣き思ひを蚊帳の別れかな　前橋　豐水

家庭ページ

藥になる野菜

知つておけば重寶此上なし

◇わさび——お壽司にわさびを使ふのは一には魚の中毒を防ぐためです。おろしたものはこの外消化不良症にも効くものです。

◇からし——腹痛の時に塗ると治ります、また腦充血の時には足のうらに塗ると効果があります。

◇胡椒——健胃劑となります。

◇大根——水あめに加へて食べればせき止めにもなります。また酒の中毒をなほすにも効きます。それから餅を食べる時は一緒に食べますと決して胸につかへない。

◇生薑——おろして味噌をまぜて熱湯でのめば感冒に利きます。

◇山椒——實は胃液の分泌を助け葉は魚の中毒に効き目がある。

◇辛——火傷した時におろして患部に塗りますとけろりと治る。

◇蕪菁——おろしてひやにつけると蕪菁の樣につや〳〵した肌になります。

◇ねぎ——發汗、健胃、下痢止めに効く外、不眠症の方は就寢前に生のまゝでかじつてごらんなさい、健腦劑として用ひてもきゝめがあるものです。

◇辛夷——蜂にさゝれた時その汁を塗るとなほります。

◇千葉——發汗劑として有効。

◇紫蘇——いはゆる紫蘇湯をしてのますとせき止め及び血液の循環をよくするものです。

◇高苣——血行をよくします　だから神經過勞の際などに用ひて効果があるものです。

◇蒜——不眠症の妙藥しかも吐瀉吐血の際に用ふればおどろくべき効果があります。

◇蕗——慢性胃病の方は常用なさい、きつと効きます。

◇里芋——おろして、生薑とまぜ合せて塗ると腫物をなほすに妙。

◇梅干——熱湯を注ぎ白砂糖を少々加へてのむと感冒をなほします。また齒痛、頭痛に患部に貼れば痛みがとれます。梅の漬汁は中毒に特効があります。

◇じゆんさい——味噌汁に

入れて食べると胃癌の初期はなほる。

◇人參――生は胃の抵抗を強めもばかりでなくのぼせも癒す。

甘いものは禁物
むしば歯に
試みた一年の實驗

子供にあまい物を食べさせるとむし齒になるといふ事は我國でもよくいはれてゐるが最近のアメリカ齒科學會の報告によると、小學校の兒童について實驗した結果兒童のむし齒と食物には非常な關係があり適當な食物を與へることによつてむし齒は豫防出來るといふ事がたしかめられた。

◇

この實驗は兒童を二つの組にわけて一組には毎日約六合の牛乳と野菜及び果實若干を與へ肝油などは一切與へずバンや飲物には絶對に砂糖を加へずまた甘い砂糖菓子の類はほとんど食べさせないのである。この砂糖類を與へないといふ理由は子供といふものは必要以上に炭水化合物を攝取してそのために身體に必要な榮養素をとりたがらないからといふのである なほ食事の他にこの組の兒童には毎日三倍の水でうすめたヘキシルレゾルチノールで口をすすがせた。

そしてこの實驗の始めに全兒童の齒を嚴密に檢査してむし齒の穴や治療したあとなどの大きさや位置を正確に記錄しておき、一年たつて同じ樣に檢査してこの結果を比較して見た所適當な食物を與へてゐた組には新しい虫齒は發見しないことはもちろん治療した齒もその後少しも惡くなつてゐなかつた。所が食物に注意をせずにおいた組の方は一年の間にむし齒にかゝつた者や古い虫齒の惡くなつた者が多かつたといふのである。

子供はどんな繪本をよろこぶか？

かつて自由教育の提唱と一諸に自由畫が盛んになりその結果、子供の藝術教育を目的とした傾向がもてはやされましたが、

『近頃』またぐつと昔にかへつてひどくチャンバラ的な或はずつと古い物語りだとか或は繪巻き風の物だとかいふ歴史的の畫を、子供たちが好んで描くやうになつて來た事は注意すべき傾向だと思ひます。これは活動寫眞の劍劇や雜誌の『影響か』ら來てゐるものだと思ひます。私たちの考へでは東京社の「コドモノクニ」などがまづ、現在の標準に近い繪本ではないかと考へますが、しかし

『一般的』には値段が安いといふことが第一でそれから丈夫であること繪としては色彩がはつきりしてゐて、線が正確で刻明でウソのないはつきりした繪が一番喜ばれるやうです。女の子供と比較すると男の子供はどうしても、飛行機や自動車などのやうなものを好みますが、

『體に』明るい感じといふことが近代の特色となつてゐるやうです。そんな點からでせうか死んだ岡本歸一さんの繪なんか非常に子供達に喜ばれてゐたやうです。また子供たちは、

『漫畫を』好みますが今のところ面白い漫畫があつても繪が非常に小さいとか子供向きに書かれてゐないとかでどうもぴつたりしません私たち

としてはなるべく子供の實際生活に即した、例へば都會の子供であれば朝起きて學校に行くまでの途中、商店のショーウインドをのぞいてゐるところとかとにかくかれ等の現實の

『生活』に即したものにつて行くことが望ましいと思ひます。色々の動く繪本も最近多くなつて來たやうですがどうも値段が高くつて弱ります。

鯛の八十倍
鰯の榮養價

今イワシが眞つ盛りです。このイワシは年額七千萬貫内外もとれ九十九里濱等はその大漁地とされてゐます。從來この魚は食ひ切れず肥料にされてゐるやうな有樣ですが榮養學的に見れば魚類のうちの王といはれるほどの榮養價を持ち、これに經濟的計算を加へると鯛の八十倍、サケの廿倍の榮養を持ちながら下等の魚だとの理由で、斥けられてゐるのはわが國民の保健及び經濟上から實になげかはしいことです。味も決して惡くない何とかもつと人々が喜んで食べるやうに貯藏食料品に加工するやうに研究したいものです。しかも鰯の中に含んでゐる灰分はほとんど人間の骨と同樣ですからすぐそのまゝ齒牙骨格を丈夫にするに役立つのです。またヴイタミンA、Dの中量を含んでゐます。ヴイAは御承知のやうに夜盲症その他の眼病を治し身體の抵抗力を强くして病原菌にやられないやうにする。ヴイDは骨の發育を助け、くる病その他の腺病質に對する抵抗力を强くする。殊にヴイDは日常食からこれを攝取することはなか〳〵困難で魚類ではこのイワシ、ニシン、サケにあるだけです。

柿のさはし（澁抜）方
お湯とお酒の方法二つ

秋、秋、柿の秋です。いよ〳〵秋も深まつて山の木々が漸く紅葉に入る頃次第に色づいて來る柿の紅色は、皆樣の食慾を刺戟してやまないでせう。齒に當つてシャリ〳〵と碎けながら出る甘柿の味―これ程秋の深さを知るものはありません。しかしもう一つ皆樣がお宅でさはして召上る樽柿の柔い味合もまた是非知つて頂き度いものです。さはし（澁を抜いて）て召上る澁柿には種類がいろ〳〵ありますがあの身の大きい先のとがつた蜂谷、恵紋の二つが俗に樽柿ともいはれる程味も一番上等ですし、また長く持たせて召上にも最も適當してゐます。極く簡單なさはし方は湯でする方法です。澁柿を目ざるに入れさつと熱い湯をかけてそのまゝ桶のやうなものに密閉して入れておくだけです。この方法は僅か一夜の中に澁を除る事が出來て素人の家庭でするには向いたものですが、次に申します酒を用ひる方法にくらべると味が落ちますしまた實の表面に斑點が出るのが欠點です。酒を用ひる方といふのは蜜柑箱か石油箱に周り一面新聞紙を二枚乃至三枚隙のない樣に敷いて焼ちうを霧にして吹き手早くがつちり澁柿をつめて新聞紙で包みかぶせその上にフタ打つ方法で、これは十日乃至十二三日たつてから頂きます。さはし方はこの二方法のどれによつても北向きの風の通らない所におくのが肝腎です。

敍任辭令

市谷轉勤　看守長　吉永聰夫（巢鴨）
巢鴨轉勤　同　林仁次郎（市谷）
任看守長姫路少年勤務六級俸　都福常
同　大阪轉勤七級俸　看守　武田正平（小菅）
横濱轉勤　看守長　河合藤太郎（市谷）
高松轉勤　同　高梨菊若（小菅）
免本職小菅轉勤　同　香椎豐次郎（丸龜支所長兼高松）
豐多摩轉勤　同　布施寬三（川越）
命丸龜支所長兼務　同　林關松（高松）
任看守長大阪勤務七十圓　山田榮次郎
同　金澤轉勤九級俸　看守　芝哲朗（大阪）
同　宇都宮轉勤六十三圓　看守　鈴木勇（巢鴨）
五級俸（願免）　看守長　佐藤吉郎（宇都宮）
任看守長巢鴨勤務九級俸　彌永熊雄
典獄補高等官七等七級俸（願免）
看守長　西村重五郎（金澤）
叙正院書記（浪速少年院）五級俸　同　榎本連雄（北區支）
市谷刑務所居房其ノ他新營工事ニ關スル事務ヲ囑託ス　看守長　森口藤松（市谷）
同　同　齋藤文藏（同）
巢鴨轉勤　作業技師　奥山忠七（豐多摩）
朝鮮總督府監獄通譯生兼看守長　張志憲（海州）
給六級俸　依願免本官竝兼官
任朝鮮總督府監獄通譯生兼朝鮮總督府看守長　安炳訥
給十級俸　海州刑務所在勤ヲ命ス

敍位敍勳

朝鮮總督府保健技師　片淵秀雄（開城）
叙從七位
朝鮮總督府看守長　佐藤榮次郎（金泉）
叙正八位

全國刑務所の沿革（四）

◎市谷刑務所

市谷刑務所の最前身は警視廳に屬し、元鍛治橋内監倉事務取扱所と稱し、八重洲町に在つて、明治三年十二月の創設に係る。當時華士族閨刑律の設けがあつて、罪科の定まらざる者に對し、監倉別異卒も亦之に準ずとの明文はあつたけれど之に備ふべき圍圖がなかつたので、刑部省構内に隣接せる舊閣老邸の屋舍を補修し、假監に充て監倉課を置き囚獄の事務を管掌せしめたものであつた。明治四年七月九日刑部省は廢せられ司法省が之に代つたが、監倉課を存置し之を管治せしむることは故の通りであつた。同年冬更に六房に區分した。（一監倉を增築し閨刑入監者を之に移し、舊假監を以て未決の囚徒を雜居拘禁することゝした。然るに爾後入監者は漸次其の數を增し、囚徒は棒立手足を動かすことも出來ず困憊の極瘦死する者が甚だ多く、加之、雜居拘禁の弊害が頻發するので、明治七年七月、時の明法寮法官小原重哉は狀を具して獄舍築造の議を建言し、その實現に努力した結果遂に司法卿大木喬任の容るゝとなり、命じて獄舍改造の經營を考案せしめ、明治七年八月太政官の裁可を得て直に工を起し、同年十二月下旬全く竣成するに至つた。此の獄舍は重層木造四通形に組成し、房八十に區畫した和洋折衷の構造であつた。後、鍛治橋監獄と稱したが、これが市谷刑務所の前驅なのである。

明治八年十二月、右監倉課は内務省の管轄に轉じ、同省は該事務を假に警視廳をして取扱はしめ、越えて同九年二月同廳に第六局を置き、專ら監倉事務を掌らしめたる結果、本監獄の前身たる監倉事務取扱所も亦之に直屬し、權中警部石澤謹吾がの掛長となつた。翌三月二十二日監倉署と改稱、次で同十年十二月二十日監倉署を廢し、更に同二十六日監獄第一支署となり、同十四年一月十四日新に監獄署を設け監獄官を置き同月二十九日鍛治橋監獄署と改稱せられ、越えて同十七年八月十一日始めて監獄本署を該署内に創設し典獄川幡清貞を本署長となし、改めて鍛治橋監獄分署と稱し、副典獄朝倉本生が分署長となつた。同十九年三月一日鍛治橋監獄分署を廢し監獄本署に直轄せしめ、同二十四年四月一日官制改正の結果監獄本署を警視廳監獄署と改稱、二等警視兼典獄山下房親を警視廳典獄に任じ其長と爲した。爾後多少の變遷を經て同三十年六月に臻り、警視廳に第四部を置き專ら監獄の事務を司掌すると共に鍛治橋監獄署と改稱囚獄の事務を掌理した。越えて同三十六年三月警視廳官制改正と共に監獄官制を定め、監獄事務は擧

て司法大臣の管理に屬し、技に於て鍛冶橋監獄署も亦獨立して東京監獄と改稱せられ、專ら未決の徒を拘置し、八王子分監、父島出張所を之に附屬せしめた。但し父島出張所は大正二年四月二十一日廢止せられた。

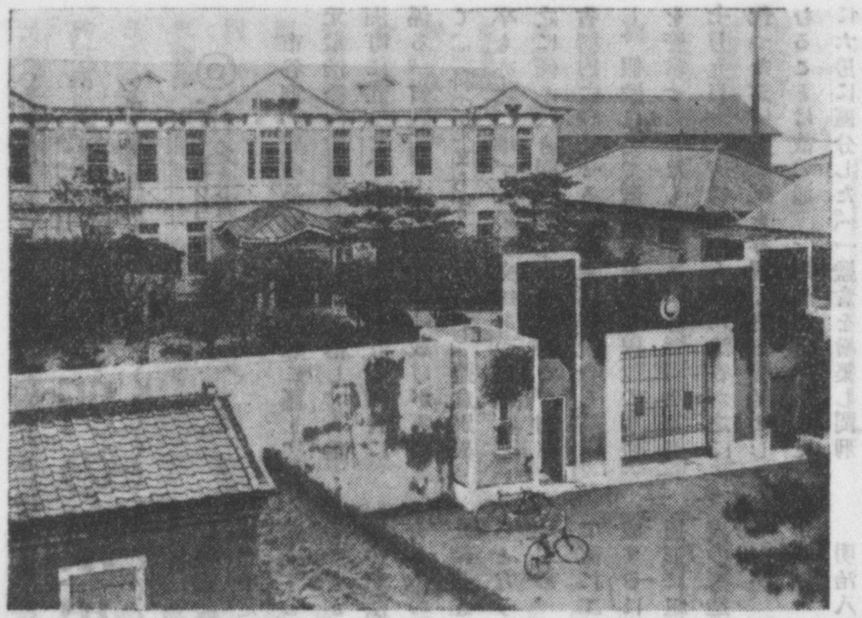

（市谷刑務所）

是より先、鍛冶橋監獄署が未決の囚を拘禁すべき獄舍として尙完膚ならざると一つは、其廳舍所在地が中央停車場の敷地に編入せらるゝの故を以て、明治三十四年四月、時の第四部長藤澤正啓は一万八千四百八十七坪餘の地を牛込區富久町百十三番地に相し、命を承けて未決監獄建築の工を起すに至つたが、其の結構を歐米の長所に鑑み邦風に倣ひ、專ら囚徒を督勵して明治三十七年三月三十一日全く竣工、構内の坪數九千七百四十五坪五合、構外八千七百四十二坪一合八勺、建坪總計二千六百九十七坪七勺、木造重層放扇狀に組成し、三百三房に區劃したが、此の竣工に先ち、三十六年六月二十五日新監開廳、鍛冶橋内より此處に移轉し以て今日に及んでゐるのである。

大正十二年九月一日の關東地方大震災に於て各建物は倒潰を免れたが、表門及び外郭の一部は崩壞し被害甚しかつたので同十三年二月復舊の工を起し、建物の併合其他内部の改築を爲し、表門及び圍障の破壞の部分は鐵筋コンクリートに改め、大正十五年三月工事竣成した。然るに大正の末期より昭和に亙り未決拘禁者の數は漸次增加するに至り、舍房の不足を告げ、大正十五年七月起工木造平家建舍房（建坪百六十六坪、五十六房）一棟及び昭和二年七月起工、木造平家建舍房（建坪六十坪、十八房）一棟を新築したが、更に同三年三月以降治安維持法違反事件の檢擧續發の結果收容者の數劇增し從來の舍房では到底收容することが不可能となり、刑事被告人の一部を豐多摩刑務所へ移し、一方同年十一月起工し木造二階建（建坪二百七十六坪、十八房）二棟を建築し、次で同四年五月工を起し在來の醫務室及び病舍を取毀つて木造二階建舍房（建延坪三百二十七坪、百六十五房）三棟を建て、外に醫務室を新築し、同年十月工事竣成を告げるに至つた。

斯くて現在は廳舍敷地一万三千六百二十坪、官舍敷地四千十九坪、雜種財産二町八反五畝歩、建造物は事務所建二百三十四坪（延坪三百五十坪）工場建百三十坪（延坪二百十二坪）食庫建百五十坪（延坪二百五十坪）舍房建二千三百九十四坪（延坪三千六百二十九坪五合）此總計二千九百八坪（延坪四千三百九十六坪五合）あり、然して圍障は六百二間ある。建物は全部木造であつて、門、圍障は煉瓦及び鐵筋コンクリート造である。

明治三十六年官制改正に至るまでは警視廳に直屬し改廢頻りに行はれ、此間典獄（署長或は掛長）には石澤謹吾、川幡清貞、朝倉本生、山下房親、小河滋次郎矢部太一郎濱田彦一郎、荒木賢愛、若山雄茂の諸氏があり、司法大臣の管理に屬した當初の典獄は藤澤正啓氏であつた。

（新舍房其他の寫眞は刑政第四十三卷第一號の口繪にあり）

◎八王子少年刑務所

明治十一年八王子區裁判所に於て刑事裁判を開始せらるゝ爲め、被告人其の他を收容する必要上、神奈川縣南多摩郡八王子驛元横山村に民有地五百坪を買收して、神奈川縣監獄署八王子支署を創設したが、これが即ち本刑務所の起源をなすものである。

越えて明治二十六年所在地域が東京府の管轄となつたため、其の名稱を警視廳鍛冶橋監獄八王子支署と改稱された。同年八王子町大火の際に類燒の厄に遇ひ、現在の位置なる八王子市子安町に土地三千四百四十四坪を購入して新築移轉した。

明治三十六年四月監獄官制により東京監獄八王子分監と改稱、更に拘禁區分改正に依り女囚を收容することとなり、同年八月から之が收容を開始した。越えて大正十一年官制改正により市谷刑務所八王子支所と改稱されたが、翌十二年九月一日の關東地方大震災の餘波を受けて大破したので改築することゝなり、十三年八月收容中の女受刑者を市谷刑務所並に栃木刑務支所に分遣して復舊工事に著手同十五年度に完成した。即ち現在の建物がこれである。

大正十五年十月「男受刑者ニシテ十八歳未滿ノ處遇ヲ爲スヘキ者及十八歳以上ノ者ニシテ十八歳未滿ノ處遇ヲ爲スヘキモノ、及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿ノモノニ準シ處遇ヲ爲スヘキモノ、中心神耗弱者ト認ムルモノニシテ殘刑期十月未滿ヲ除キ當所ニ收容スヘキ」旨訓令あり、然して其の移送區分は市谷千葉、水戸、宇都宮、前橋、横濱、川越少年、小田原少年の八刑務所と爲す旨が定められた。越えて昭和二年七月一日官制を以て市谷刑務所八王子支所を廢し即ち現在の八王子少年刑務所を設置せらるゝに至つた。然して同月訓令を以て收容

矯正図書館

區分及び刑期制限の改正があり、移送收容區分を市谷、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、小田原少年、川越少年、岡崎少年の十二刑務所とし、長野、岡崎少年兩刑務所に現在收容中の當該者に就ては殘刑六ヶ月以上の者を移送收容することゝなつた。また同時に本所に收容せざる受刑者中特別設備へ移送する者を除くの外、懲役禁錮の初犯者は豐多摩刑務所へ、累犯者は巢鴨刑務所へ移送することに定められた。

昭和二年七月、所長の警察署附屬留置場巡視區域を八王子市、南多摩、北多摩西多摩の一市三郡と指定せられ、同年十二月訓令を以て收容すべきもの、殘刑期を五ヶ月以上と改め、移送收容區分中新潟、名古屋、岐阜の三刑務所を追加し、十五刑務所となつたが、翌三年六月に三重、宮城、福島、山形、盛岡少年の五刑務所を追加し二十刑務所となり、然して收容するものの殘刑期を市谷、横濱の兩刑務所には制限なく盛岡少年は八ヶ月以上、其の他の刑務所は五ヶ月以上に改められ、以て現在に至つてゐる。

昭和五年四月五日には長くも皇弟高松宮殿下御臺臨の光榮に浴した。

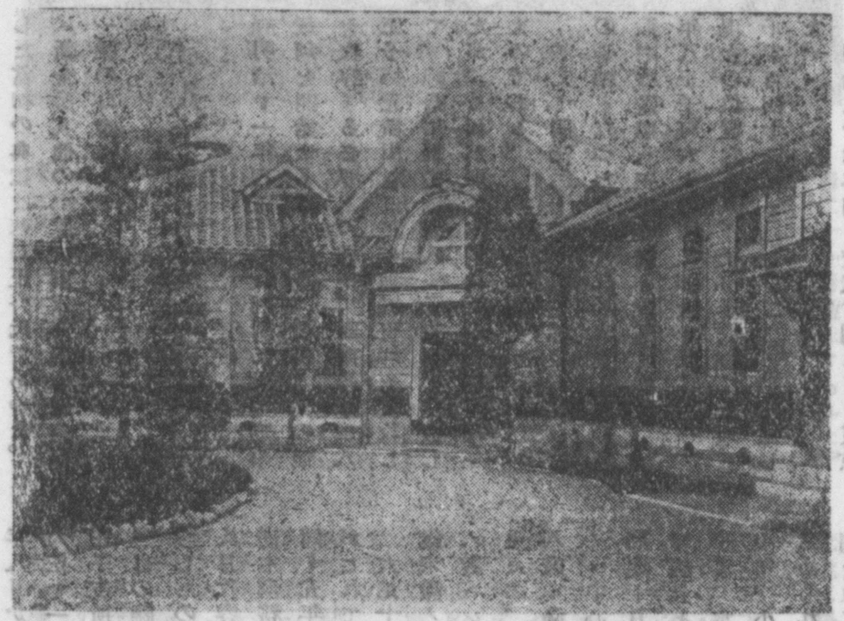

（八王子少年刑務所）

敷地は樺内三千二百八十坪、樺外百六十四坪（內官舍敷地百二十坪）總坪數三千四百四十四坪である建坪數は事務所百九十一坪八七、居房三百五十九坪二五（獨居三〇、雜居二八、病舍四、隔離舍五）附屬拘置場四十四坪二五（獨居一四雜居三）敎誨堂三十坪、工場及敎場百六坪、炊場及浴場七十二坪、洗濯場十四坪物置十五坪、便器置場八坪屍室一坪一五、渡廊下三十五坪、官舍五十九坪（二棟三戸）であつて、工作物には巾四米、長さ十三米、深さ一米のプールがある。其他一反九畝十八歩の附屬耕地がある。建築物の構造は事務所は瓦葺木造平屋建、居房、炊場はスレート葺平屋、其の他は亞鉛引鐵葺平場屋で、附屬物置及附屬官舍は何れも瓦葺平家建である。

大正十五年十月支所長として著任した典獄補邊播太郎氏が翌昭和二年七月獨立して八王子少年刑務所と改稱するに及び初代の所長として就任した。

支所はないが女收容刑務所であつた關係上、刑事被告人の拘禁に支障尠からざるを認め、大正二年八王子區裁判所構內に附屬拘置場を特設し、以て現在に至つてゐる。

本所は少年刑務所と稱するも、普通に所謂少年刑務所と異り心神耗弱少年のみを收容する點、現在に於ける唯一の特殊少年刑務所である。

◎釧路刑務所

大正五年地方裁判所を根室より釧路に移轉に伴ひ監獄設置の必要を生じ、其の準備として同年四月十勝監獄釧路出張所を設置すること、なり、當時根室分監長であつた有守長長山又四郎氏が同出張所勤務を命せられ、同時に根室分監及び本監より轉勤の有守十四名と共に、同市浦見町三十六番地現在の位置にありたる民家を借受け、監房に充てゝ出張所を開始したのをその起源とする。然して同年五月直に釧路町から三千坪の敷地を買收の上建築に著手した。同年八月釧路地方裁判所設置に伴ひ、出張所を廢し十勝監獄釧路分監を置くことゝなり、建築に係る建物は同六年三月を以て全部竣成したが敷地の狹隘を告げ同七年七月再び町有地二千坪、同九年十月釧路區有地四千坪を買入れた。越えて同十年五月本監移轉の爲め改築の要を生じ、翌六月から工事に著手、尙同十一年九月其敷地として私有地一千坪五合を買收した。同十一年十月十勝刑務所釧路支所と改稱。同十三年三月の勅令により工事は完成せざるも移轉し、四月一日から釧路刑務所として開廳し、十勝刑務所長であつた典獄安東福男氏がその初代の所長として就任した。

現在の總坪數は五千五百六十七坪、建坪數は三千百四十坪餘であつて、木造亞鉛屋根平家建及び二階建である。

◎帶廣刑務支所

元北海道集治監十勝分監と稱し、明治二十八年四月一日の開廳に係る。當時北海道に於ける流徒刑囚は其數約八千人に上り、既設の四集治監（樺戸、空知、網走標茶）ばかりでは拘禁することが出來ず依つて新に一監獄を設置する主務省の計畫に基き、明治二十二年空知集治監典獄渡邊惟精氏が石狩南東の山野を跋涉し、十勝國帶廣原野に豫定し、同二十五年當時の典獄大井上輝前氏再び實地踏査の上農業監獄の目的を樹て、翌二十六年より三年間の繼續事業として直營するに決した。是より先き、釧路分監は其の拘禁囚の一部を十勝國に派遣し、大津港より帶廣を經て石狩國に通ずる道路開鑿であつたが、明治二十四五年の兩年に於て略竣工したので同典獄は分監長に引繼ぎ、監獄の經營及び監督を委任した。斯くて明治二十六年三月より建築工事に著手二十七年に至り竣工を告げ、二十八年四月一

第五巻　第一號
昭和六年九月　發行
雜誌　犯罪學

論說
自由刑の目的と行刑の科學化……正木亮
感化院兒童に於ける同性愛的傾向の觀察……米山達雄
Kollendaumen の遺傳とその出現率に就て……島本民藏
犯罪研究
私のどうすれば犯人は少くなるか迷……平野專
犯罪人定型說とその否定說……加藤利雄
法醫鑑定
皮下出血に關する知識の不充分なる爲め不都合を來せる實例の批判的觀察……立石謙輔
燻藥療法による水銀中毒例……岩野稔
鑑定例より……安東禾村
史料
死刑史斷片……瀧川政次郎
平寃錄……三階種一
抄錄
朝鮮人の血液型に就て・他十九篇……董柄然
雜纂
▼犯罪と其の一・二の統計▼廢娼地方に於ける賣笑婦其他の花柳病問題▼有害避妊用器具取締規則▼有害避妊用器具取締規則施行に關する件▼學會▼人事異動▼新入會員　編輯後記
□文獻集

申込所
金澤醫科大學法醫學教室内
犯罪學雜誌發行所
振替金澤三八二八番

日を以て十勝國下帶廣村に北海道集治監分監を設置し十勝分監と稱し開廳した。當時の收容者は千三百餘名であつて其の大部分は吏員の多數と共に釧路分監より引繼移送を受けたものであつた。然して開廳の當時は北海道廳管轄であつたが明治二十八年七月集治監假留監官制改正により内務省の直轄となり、同二十九年三月拓殖務省官制により其の所管に屬したが、三十年八月拓殖務省官制の廢止で十月三日以降再び内務省の所管に屬し、三十三年四月の官制改正により同年七月一日から司法省の管理に移り、同三十六年四月監獄官制改正により北海道集治監の手を離れ十勝監獄と稱するに至つた。

然るに帶廣町の發展を促進せしめたる元祖とも云ふべきこの十勝監獄は三千五百町歩の廣大な地積を有するが爲め、町の急激な發展を阻害するの結果に至り、同地方民から監獄敷地の開放の要求起るに及び、大正九年主務省は本監を地方裁判所々在地なる釧路市に移轉し、帶廣には同支所を設置するの計畫を樹て、釧路分監改築と同時に十勝監獄敷地の一部に新築を開始し、同十一年十月十勝刑務所と改稱した。同十三年四月本所を釧路に移轉し、時に新築中の廳舍を以て釧路刑務所帶廣支所を開廳し、元十勝刑務所看守長であつた伊藤義三郎氏が支所長として

川越少年刑務所の震災

去る九月二十一日午前十一時二十二分、突如北關東を中心として起つた强震は、上下動及び水平動を伴ひ各地に被害尠なからず、川越少年刑務所に於いては耕耘出業中の者を除くの外全部を直に構内危險なき箇所に避難せしめ保護警戒を加へるところあり、獨居房收容中の若干名は震動時大聲を以て救護を求めたが出房後は一般と共に靜肅に克く命に服し、間斷なき餘震にも衆情平穩を維持し、午後は常態に復し就業せしめた。

此の地震に因る被害は建造物中第二舍（大正十四年建築）第四舍（大正三年建築）の各夜間獨居房舍、第五舍（大正四年建築）第六舍（大正三年建築）第七舍（大正七年建築）の各獨居房舍合計五棟が屋根全部葺換を要する程度に大破し、構外工場（大正四年建築）は著しく傾斜して半倒壞となり修理の見込みがない。その他、第三舍（昭和五年建築）の夜間獨居房舍一棟の屋根葺付瓦小部分脫落を始め、工場官舍等の壁の剝落せしもの數箇所、電動機は動力線に故障を生じ、使用一時不能となつたが間もなく恢復した。收容者及職員には幸に死傷はなかつた。

刑政第44巻第10号
矯正図書館

法學志林

第三十三卷　第九號
昭和六年九月一日發行

法律における文化及び價値……牧野英一
□歴史における理念關係
ヘーデマンの『土地法の進化』……我妻榮
法制上より見たる自由刑の本質……正木亮
商事判例研究……伊澤孝平
□營業の準備行爲と商人資格の取得、溫泉經營の目的を以てする鑛泉試堀工事上必要とせし米穀清酒雜貨等の買入工事と附屬的商行爲
法史瑣談……宮下嘉三部
新刊批評及思潮概觀
□刑法における裁判官の地位（武藤）
□チツプに關する法律問題（大塚）
判例　民事七件　刑事六件　行刑五件
歐文
「假設としての主權、所有權及び刑罰（牧野）（佛文）

東京法政大學發行

法曹會雜誌

第九卷　第十號
昭和六年十月一日發行

○請求の基礎に變更なき請求の原因の變更を論ず……山口地方裁判所判事　由井健之助
○期日の指定・告知・開始及變更（二・完）……大阪地方裁判所部長　片山通夫
○著作權法の改正に就て……司法書記官　坂野千里
○獨乙商事裁判制度の一考察……千葉地方裁判所判事　松田二郎
○獨乙の現行有限責任會社法の改正に就て……東京地方裁判所部長　藤江忠二郎
○イギリスの判例に現れた動物占有者の責任……東京地方裁判所判事　中村武
○ドイツ判例新話……辨護士　藥師寺志光
我國に於ける指紋原紙の保管數と府縣廳別の指紋對照と其の成績に就いて……司法省指紋部主任　仁科正次
○明治裁判物語（二十八）發行禁示不服の訴（上）……大審院判事　尾佐竹猛
○案陰漫錄（上）……前豐岡地方裁判所所長　柏木五百次郎
○寄書
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨
○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報
○會報

司法省構內
財團法人　法曹會發行

編輯餘錄

□　今月號から東學士（姬路少年刑務所長）と吉田學士（小菅刑務所長）との貴重なる勞作を掲載することが出來たことを喜ばねばならぬ。前者は行刑の基本論で、後者は救護法と釋放者保護とに關する指導論である。

□　兩學士とも刑務官としては當然であるべきポジチビステンであられるが、その兩君からはからずも力作を寄せられたことを感謝せねばならぬ。

□　兩學士の勞作は教育に關する概念を少年行刑の實行に移し歸納して、教育刑の實證的價値を展示されたところ現に揭載しつゝある木村學士の教育刑論と對比して、洵に面白い讀みものであることを御紹介したい。

□　吉田學士の勞作は本誌には珍らしい社會學的論述である。しかし保護をはなれて行刑なく、社會化せざる行刑は底なき桶である。その意味に於てわれらは近く實施さるべき救護法に關する知識を持たねばならぬ。吉田學士の論述がその意味に於ていかに貴重なるかを知らねばならぬ。

□　最近投稿がたいへん多い。そこで編輯子からの御註文は出來るだけ實驗、體得を重心として論述されたものを迄つて頂き度いものである。

□　行刑小話は猶續稿するやうにとの希望があるので今少時續けて貰ふ積りである。

昭和六年九月十四日夜
——あき羅——

定價
一冊（稅共）　金二十五錢
六冊（稅共）　金一圓五十錢
十二冊（稅共）　金三圓

廣告料
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年九月廿八日印刷納本
昭和六年十月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　住江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二三四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二三四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座　二三四四、三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第44巻第10号

矯正図書館

44e Année nº 10 Octobre 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — L'éducation sociale et la peine éducatrice.

Azuma, K. — Des principes fondamentaux du traitement des délinquants juvéniles.

Yoshida, R. — De la Loi de l'assistance sociale.

Muto, F. — Du droit pénal individualiste au droit pénal social — à propos d'un récent ouvrage du Prof. E. Makino, "L'Evolution de l'idée du 'Rechtsstaat' en droit pénal" (1931).

Ogonuki, S. — Etude scientifique sur des meurtriers morbides — à propos d'un livre de M. Kikuchi.

Mouvement des idées à l'étranger :

M. Flesch, Todesstrafe — heuchlerisches, gefährliches Mittel.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio